

第八十四回国会 参議院運輸委員会 會議録第十号

(二八九)

昭和五十三年五月十一日(木曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

五月九日

辞任

浜本 万三君

補欠選任

瀬谷 英行君

五月十日

辞任

赤桐 操君

補欠選任

青木 薪次君

五月十一日

辞任

青木 薪次君

補欠選任

矢田部 理君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

委員

三木 忠雄君

安田 隆明君

山崎 竜男君

目黒今朝次郎君

太田 淳夫君

井上 吉夫君

伊江 朝雄君

石破 二朗君

江藤 智君

木村 睦男君

佐藤 信二君

高平 公友君

西ヶ久保盛光君

瀬谷 英行君

矢田部 理君

田代富士男君

内藤 功君

柳澤 鍊造君

衆議院議員

議長

足立 篤郎君

運輸大臣

福永 健司君

政府委員

運輸省航空局長

高橋 寿夫君

事務局長

常任委員会専門員

村上 登君

衆議院法制局側

法制次長

大竹 清一君

第一部長

上田 章君

説明員

警察庁警備局参事官

近藤 恭二君

法務省刑事局公安課長

河上 和雄君

参考人

新東京国際空港公団総裁

大塚 茂君

新東京国際空港公団理事

角坂 仁忠君

本日(の)の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案(衆議院提出)

○連合審査会に関する件

○委員長(三木忠雄君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として青木薪次君が、また本日、青木薪次君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君がそれ

それ選任されました。

○委員長(三木忠雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案の審査のため、本日の委員会に成田市木の根区長小川源君を、また必要に応じ、新東京国際空港公団の役員をそれぞれ参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○目黒今朝次郎君 私はず運輸大臣に、三月二十九日本会議で、わが党の青木議員が緊急質問に立ちまして、今回の成田空港の三・二六事件の問題も含めて、最も基本的な取り組みについて政府は率直に責任の所在を明らかにして反省をすべきだ、また空港公団も明らか、あるいは現地の農民との対話その他についても積極的にやるべきだ、そのことなくして力づくで警察官を動員したり、あるいは新立法をつくってどうのこうの言っても、しよせんは開港後の問題を含めると、その最も基本的な問題の処理がなければ砂上の空論である、こういう問題提起をして、政府並びに関係者の善処を要望したわけですが、あの段階では、抽象的に努力されると、こういうことを言われたわけですが、その後中村次官が農民五十名と対話をしたという一幕はあったわけですが、その三月二十九日の緊急質問以降、大臣なり空港公団なり、どういふ具体的なことを緊急質問の具体化のために行われておったのか、

まず大臣と空港公団側から見解なり、経過を聞きたいと、こう思います。

○国務大臣(福永健司君) ただいま目黒さんお話しのような意味におきまして、この重大な事態に対処いたしました、政府は、お話にもありましたように、反省すべきところは反省をし、誠意を持って事態に対処して行くというところは当然でございます。経過的にはいろいろの話もございました。経過的にずっと申し上げるということもいか

がかと思います。たとえばお話の住民の皆さんとの対話等につきましては、私どもは私どもなりに考えてまいりましたわけでございます。ただ事情が事情でございますから、いつでも簡単に会えるというふうなわけでもございません。昨日も私、反対同盟の委員長戸村氏と会いましたが、話は二時間三、四十分はわたったのでありますけれども、これにいたしましたけれども、私どもも前からとも考えておりました、ある程度の折衝等もございましたが、いろいろの事情でそう簡単にいかず昨日になったわけでございます。これまた相当な時間に及ぶものでございますから、経過等を申し上げるのはいかがと思ひますが、いずれにいたしましても、私は誠意を尽くしてお目にかかつていろいろお話し、また先方のお話も伺った、こういうふうなことをいたしております。その他私のみならず公団の諸君その他運輸省の者もできるだけそういう精神で対処してまいったわけでございます。また戸村氏の名において声明書という形で私のところへも、また総理大臣のところへも文書が来ておりますが、これらのことに対処いたしました、声明書でございますから、伺っておけばいいのではございませんけれども、私はそれだけでもいけませんと思ひまして、私どもの意の存するところを文書にして、きのうお目にかかる前の方がよからうというので、その前、前日にお届

けをいたしました。ただ、この種の文章でござい
ますと、あらゆる事態に対処するあらゆる表現を
ということはなかなかむずかしいでございます
ので、勢い抽象的なものにならざるを得ない。そ
のことはきのうお目にかかったときも言うておき
ましたのでございます。お目にかかって、あれは
こういう意味でございませうとか、質問があればそ
の点はこうでございませうとか、こういうようなこ
とをいろいろ繰返すことによつて意を尽くすの
ではあるけれども、文章、ある程度のものでけ
はその意を尽くすということにはなかなかむずか
しいので、ああいうことになりましたということを
申しておきました。

いずれにいたしましても、私どもは、いま目黒
さんおっしゃるような趣旨においても、できるだ
けの誠意を尽くすべく努力をしてみたいわけで
ございまして、全部を尽くしておるわけではござ
いせんが、およそそういう考え方のものと対処
してまいったことを申し上げたいと存じます。

○参考人(大塚茂吉) 空港公団といたしまして
は、従来から反対農民の方々と主として個別的
な話し合いを進めてまいっておりまして、現在ま
でに千六十五ヘクタールの敷地の九四％は合意に
よつて土地の提供をいただいておりますわけござ
います。反対同盟も最初は千戸ぐらゐりましたの
が、現在百二十戸程度に減つておるというの、
公団との話し合いの結果、了解、納得を得て次第
に減つてきたと、こういう経過でございまして、
私どもとしてはやはり個々の農民の方々の今後の生
活設計、具体的に申し上げますと、どのよう
いう代替地をどれだけ差し上げるとかというよう
な具体的な話し合いというものが、当然公団とし
ては必要でございまして。そういうふうな線で、いま
までも話しをいたしておりますし、現在もやつて
おります。これは主として用地部の職員が中心に
なりまして、それぞれ個人的な接触のルートを持
つておりますので、そういうルートを中心にお
話し合いを進めてきておるといふのが現状でござ
います。

まあ私が表立ってやつたということになります
と、四月四日に、五月二十日開港ということが決
まりました段階で、たしか七日の日付だと思いま
したが、現在第二期工事地域内に土地を持つてお
られる方々、及び騒音地域内におられる方々で、
移転をしていただきたいと思つておられる方々、約八
十名に對しまして、そういう方々の御了承を得な
いといひますか、お話し合いがまとまらぬうち
に二十日開港ということになったといふことはは
なはだ遺憾であるけれども、しかし、これで決し
て皆さんを見捨てるといふことではないんだか
ら、ぜひ今後の生活設計等について、直接いつで
も話し合いをしたいからといふことをお手紙で
約八十名の方々に差し上げるといふのが、まあ最
近私が表立ってやつた対農民の行動でございま
す。

○目黒今朝次郎君 まあ新法の審議に入るので
がね。新法の審議に入る前に、いわゆる政府なり
公団なりとして基本的な問題についての発想の転
換といひますか、問題の解決の具体性といひます
か、そういう問題が一つ一つ解消されれば、それ
なりに私は新法に対する議論の問題では克服でき
ると思つておりますから、抽象的でなくて、具
体的にひとつ御答弁願ひたいと、こう思つて
います。

それで、大臣がきのうテレビで戸村委員長と話
したという話がありました。それでこの反対同盟
の提案している三条件、この三条件について政府
部内でどういふ議論をされて、どういふ結論にな
つたのか、大臣、お答え願ひたいと、こう思つて
います。

○国務大臣(福永健司君) いわゆる三条件とい
うのは、申すまでもなく、先方で表現しておられ
る、それをそのまま申し上げますと、

一、国の将来を見通し、無法をいましめ、正当
防衛の戦いをもつて、身を挺して強行開港に
抗議した北原敏治、秋葉哲、石井武の三名を
はじめ一六八名の逮捕者をただちに釈放する
こと。

二、ふたたび、一方的に開港日を決定した愚を

改め、開港計画の一切を凍結し、二期工事区
域に踏みこまぬこと。

三、壁や団結小屋等に対する治安のための新規
立法案を撤回し、治安弾圧をただちに中止
し、機動隊を即時撤退させること。

こういうことでございしますが、このことにつ
きましては、成田の問題につきましても関係閣僚
会合においてもしばしば相談をいたしました。

この三条件と申しますのは、あえて私が申し上げ
るまでもなく、五月二十日は開港をやめてしま
えと、「一切を凍結し、云々」といふ表現でありま
す。それから逮捕者を全部ただちに釈放せよ、そ
れからも一つは、団結小屋等に対する新規立法
を撤回し、機動隊を即時撤退云々と、こういうこ
とでございしますが、このことにつきましては、余
り解説しなくても皆さんの方が国会というお立場
で御理解をいただいているところと思うのであり
ますが、新立法を撤回しようといふような話等につ
きましては、きのうも私申し上げたんですが、こ
れは立法府が議員提案の形にのせていま審議を進
めておられるところである、したがって政府に對
して撤回せよなどと言われても、そういうことが
可能でないことは、これはもう申すまでもないの
であります。

また、逮捕者百六十八名の即時釈放ということ
につきましては、これはまた司法権の発動によつて
いろいろのことが行われると、これを運輸大臣た
る私等が即時釈放しますと、こういうようなこと
は申せないのは当然でございまして。

で、五月二十日の開港につきましては、もう長
い間委員会においてもいろいろ御審議をいただ
き、それに関連していろいろの御注意等もいた
いておるところであります。本来ならば物的施
設等を中心と考えれば、もっと大分前に開港が可
能であるといふことでありましたが、事態をよく
考え、問題の性質上できるだけ念には念を入れて
対処すべきものである、こういう考えから、先ほ
ど申し上げましたいろいろの物的施設等の修復等
は大分前におおむねいよいよになったし、それ

かりでなくて、前よりずつと強化するというよう
なこと等にまで留意されて、日はそれよりもは
るかに長く開港予定日を決めまして、その間にお
いてできるだけ諸般の措置をしていく、こういうよ
うな手順にいたしました。

世界を相手にあつて開港が延びたので
ございまして。これを凍結して無期限に開港はしな
いといふこと等では、この事態に對処して、わが
国がとるべき措置として私は大いに考えなければ
ならぬところである、こう思つてございま
す。それらのこと等につきまして鋭意検討いたし
ました結果、五月二十日になったのでございま
すから、この時点において五月二十日を延ばすとい
うわけにはまいりませんと、こういうようなこと
を申しました。

きのうの話の中で第三者的な立場から、言うな
ればテト休戦のようなことはどうだといふ表現の
もとに——この言葉が適當であるかどうかは別で
あります。戸村氏や私が使つた言葉ではありませ
ん。第三者が使つた言葉でありますから、そのま
まこれを借用いたしますと、そういうようなこと
にして、たとえば一カ月とか三カ月とかという
間、双方とも一切手を引いて平穩裏に事を進め
る、そのときに第三者としては、空港は、いまの
事態においていろいろ考えると、これを開港しな
いといふわけにはいかないであろうから、開港し
ておいてそのテト期間中によく話もしてはどうか
というふうな話がありました。そういうふうにする
一方、政府においては第二期工事について、従
来の方針は、開港と同時に第二期工事に着手する
といふことではありましたが、このテト期間中は
——これまた向こうの言葉、第三者の言葉でござ
います。第二期工事を休止して、平和裏に、平穩
裏に事を進めるように双方努力してはどうかと
いうようなことでございまして。私は、正式の話は
ともあれ、そういうことについてどうだといふこ
とでございまして、私は私なりに努力をしまし
ようと。それについては両者間でさらに話が必要
なこともありましようが、いずれにいたしまして

も、基本的には私はそういうような意味のことを答へました。

第二期工事を休止してということは、そのテスト期間中でありますが、もう一度申し上げますが、それが、そのときに使われたいという気持ちがある。そういうことで努力をしたいという気持ちはある。しかし、これも両者が意見が一致して正式にそうしようということになってからの話でございますが、気持ちとしてはそういうふうなことは、せっかくのお話だから私はそうはいきませんと申しませんが、誠意を尽くして私は努力をしよう、というように申し上げました。戸村氏の方では、二十日に開港することがまかりならぬのじやないこと、平和にやるということはもう賛成だけれども、どうも二十日に開港しては困る、こういうふうな話等がございました。

そういうことで話はたくさんございましたけれども、一つを拾って申し上げますと、そういうふうな考え等につきましても必ずしも一致するに致しなかつた。だがしかし、相当時間いろいろ話し合つて、終始一貫そこに流れたムードは荒々しい対立の姿ではなく、正確に言うならば、そういうものばかりではなく、正確に申し上げておきましようか、多少対立したところもございまして。そういうことでのうは、またできたら再開しようというふうな意味で、再開を期するような気持ちとを相互に表明し合つて別れた、こういう次第でございます。

具体的に、とおっしゃいますと、昨日のような話し合いの中では、目黒さんからおっしゃると、十分に具体性を備えたというわけにはいかなかったことも私は残念に思つておりますが、これはしかし考へてみればやむを得ないかと思ひます。その他いろいろのことにつきまして、公団の總裁等からも申し上げましたが、いろいろな折衝等も行われきたつておりますが、具体的にという御表現のもとでは、必ずしも十分に具体的にすべてのこ

とが進行したというわけではないことを残念に思ひますが、いずれにいたしましても、その種の努力を一生懸命いたしておりますという次第でございます。

○目黒今朝次郎君 いまちよつと聞いておりますが、三条件——司法権の侵害であるとか立法府に対する介入であるとかいろいろ言つておりますが、ただ、航空局長ちよつとお伺ひしますが、これは日経新聞が取材した写真入りのこれですが、これはあなたが言ったのか新聞社が取材を間違つたのか知りませんが、「高橋航空局長 最初のボタンをかけ違へたまま突走つたため、最後のボタンでボタンの通らない穴（反対派農民）が残つてしまつた。これまでも空港公団の用地関係者やコネのきく人を通じて反対派農民とのパイプづくりに努力してきたが、政府、運輸省内部の思惑もからんで話し合いは進まなかつた。」という現状認識をおたくがしゃべつておられるわけですが、その後の方に、たとえいま大臣が言つた二期工事問題について「一定期間着工を見合わせ、その間に話し合いのテーブルづくりを急ぎたい」という意向を打診してみたが、反応は必ずしも芳しくない。」これは局長談話という形でゴチャクでおられるんです。この発言内容に間違ひがあるかないか、結論だけで結構です。

○政府委員（高橋寿夫君） 表現の問題等がありまして、私のニュアンスを正確に伝えておりました。これは日本経済新聞でございまして、ニュアンスの問題は別といたしまして、一番違つているところは、私は二期工事の凍結等について提案したこともありませぬ。これは二期工事の問題というのは大変大事な問題でございまして、いま大臣もお話しになりましたようなことでありまして、私どもの方の側から二期工事凍結というふうなことをまだこの段階では提案すべきではないと、そういうことで、その記事はその部分は間違つております。

○目黒今朝次郎君 そうすると、これは新聞社の

名譽にも関するものだと思ひますが、「成田出直し開港」というこのシリーズ物でずっと出しているんです。これだけ焦点になつておる問題が、これだけ天下の新聞にこう言われたら、それは間違ひだ、あるいは記事の訂正を求めるといふぐらうの慎重さでやらないと、不信は不信を呼ぶといふ渦巻きをつくりかねないんじゃないですか。

私がいま三条件の問題を言つてゐるのは、確かに五月二十日の開港というのは国際的な約束もあるといふさっきの大臣のお話、それはそれなりに国内だけではどうにもならぬという問題でありまして、それは非常に困難性があるという現状認識をしたとしても、いま大臣が言つたこの二期工事の問題について中止という問題についてはなかなかむづかしいけれども、誠意を持って努力してみようという前向きな答弁をきくうされたと、この私は受け取つたんです。その問題が四月三十日の取材から見ると、やはり航空局を中心にした事務レベルの段階で——二期工事の問題はこの間分議議したから、その必要性和それは言ひませんが、二期工事の問題等についてはもう議論済みですから言ひませんが、この局面打開の手、政治的な局面打開の手として二期工事の若干の着工の引き延ばし、こういう問題についてはある程度政治的に動いてゐるのかなあと、こういう私は問題把握をしたんです。この記事とこのうの戸村委員長との会談の内容を結びつけて。そうすると、この二期工事の問題については依然として現在局面打開の方法では考へていないと。考へておつたとしても、いま大臣が答弁した程度のものであつて、それ以外の前でも後でもないというふうな現狀認識をするしかないと思ひますが、私はやっぱりこの辺が一つの具体的な政治的な局面打開のポイントになつてくると、こういうふうに思ひますが、どうでしょう。

○政府委員（高橋寿夫君） 私の考へておりますことは、二期工事の取り扱いの問題は話し合いの中身の問題だと思ひます。ところが反対同盟の話では、二期工事の凍結ということのむな

らば話し合いに依じようと、こういうことでございまして、そこが食い違つておるわけでありまして。したがつて、私は二期工事の取り扱い、大臣もお話しいたしましたように、話し合いの中身の問題である、話し合いのテーブルに乗つて議論すべき問題であるといふふうに考へてゐるものですから、運輸省といつたしましては、二期工事凍結といふようなことを先方に申し入れたことはありませぬ。これは大事な問題でございまして、交渉の中身のことを交渉が始まる前にすでもうオーケーといふふうなことにすることは、これは適当じゃありませんので、そういうことはありませぬ。したがつて、その記事を見まして、私はその取材をした記者に抗議いたしましたけれども、正式にたとえは社長に対して公文で訂正を申し入れるといふことはしてありませんけれども、取材に來た記者には抗議を申し込みまして、その記者はその非を認めております。

○國務大臣（福永健司君） 誤解を生ずるといけませんので、私もちよつと申させていたいただきますが、いま航空局長が申しましたような、二期工事について確定的に、ないしはほぼそれに近いような意味でどうしませうというふうなことなどを航空局長が申せるはずはありません。断じて私はそういうことを言つたら許しません。そういうつもりでないことを、彼はいまも誤解のないようにといふふうな言つておられるわけでございます。目黒さんが御指摘になりましたように、私がきのうああいふように申すことも、せつかくの機会にあんまり抽象的なことだけではと思ひまして、私はかなりの決意をもつて申したわけであります。どうぞそういう意味に御理解をいただきたいのであります。私等が何らかの指図をしたり、いろいろ話を進めていつて後に出るか出ないかわからないといふような事態で、事前に二期工事はこうしませうなんと言ふような局長は、私はわが運輸省においてはそういう者がおつたとして、これはもうとんでもないといふふうに考へております。決して彼はそういうことではない、いま申

しましたのが真情であります。私はそういう意味において彼を信頼しておるわけでございます。何とぞ御了承をいただきたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 私信頼しますが、これだけ緊迫した段階で何らかの糸口を探ろうじやないかと。私はこれは三・二六はいろいろな問題ありますけれども、あの有名な福田総理が本会議で率直にそれを認めて、大平幹事長も京都談話で、いままでの政府の十二年間のやり方については率直に、端的に自己点検と責任を痛感せにやいかぬというところを——あつちこつちで自民党のおえら方、政府のおえら方が私はそういう姿勢になつてきたという点は、三・二六の事件の逆の面から出た私は政治のあり方に対する警鐘だと思ふんです。ですから、その警鐘にこたえて局面打開をどうするか、その局面打開のポイントがやっぱりこれは当面するやつが三条件なんですよ。だから、三条件の問題をどこかに穴をあけて、そこから最も根本な本質問題を探るといふのがいま政治が一番——立法も必要でしょう、新立法の問題も必要ですけれども、その最も大事な行政が行う、やっぱりどこか穴があかないかと、糸口がないかと、そのことを私は行政官だけじゃなくて、やっぱり政治の最も大事なポイントだからわれわれは真剣にこれを探索しているのですよ。

それで私は逮捕者の釈放の問題について千葉の自民党県本、それから川上県知事、それから前の友納知事、いま代議士の、この方々のこの新聞——私はああいう偉い人に会う機会ありませんから、新聞の報道の公正さを信頼しているのですけれども、この方々の一連の動きをずっと見ていますと、やはり政府はもう一回農民に頭を下げるべきだと、それからもう一つ、やっぱり逮捕されている三人の幹部ですね、自民党県連と千葉の県知事も同意して、確かに司法権の介入になる疑いもあるかもしれぬけれども、局面打開に何とか善処願えないかと、百六十八名でなくて、当面の三幹部ですね。そういう問題について自民党といふところがメンツを抜きにして川上県知事も含めた

県庁の幹部と話し合つた結果やっていると、これまたやっぱり私は局面打開の努力だと思ふんですよ。そうしますと、こんなことは県でやっていることだといつて通り一遍の答弁だけでは、私はなかなか、本会議できれいなことを言つても、具体的な問題など何も出てこない。こういうことでは私にも国会で、誠意を尽くしますと言つても何にもならないではないかと、だから、この自民党の千葉県の限定された三人の解放と、それから千葉県知事が、企画局長さんですか、企画局長さんか何だかいう方が農民の関係やパイプをつないでいろいろやつたけれども、やっぱり県知事の認識としても、この際三幹部を解放してもらいたいと、そこをきつかけに話し合いをやつていこうじやないか、こういうことを県知事と自民党千葉県本がやっているわけですね。これらの動きについては政府は前向きに取り組んでいくつもりなのか、それは出過ぎだと、こういう気持ちなのか、大臣の見解を聞きたい、こう思ふのです。

○國務大臣(福永健司君) 実はいま目黒さん仰せの点は、昨日のお話の中にも一部出ました。で、いま御指摘のような党の千葉県連あるいは千葉県知事等がお話のような行動に出られたということについては、私も目黒さん同様新聞の記事によつて承知をし、そのまゝのとおり受け取つておるわけでございます。きのう私申しましたんですが、いまもここで申さしていただきましたが、運輸大臣が司法権と関連する面においてどういうように努力しますとか、どうしますとかという物の言ひ方はなかなかむずかしいでございます。むずかしいうございしますが、人間福永健司は、いまお話をあつたようなこと等については私もできる努力はしたいと思ひますと、こういうふうに申しましたし、それが私の本當の気持ちでございます。どうぞひとつ、政府はどうじや、運輸大臣はどうじやと言われますと、運輸大臣はどうしますと、これはちよつと云ひにくいのでございます。人間福永健司はそういう気持ちでおりますということ御理解をいただきたいと思ひます。気持ちとい

うことだと、気持ちだけではということになりますので、そういう気持ちで私なりに善処したいと思つております。

○目黒今朝次郎君 これだけの大きな問題ですからね、だれかがどろをかぶるといふことも必要だろうし、だれかが決断を下すといふことも必要だろうし、ただ私は議論を聞いておつて、これは警察の方とか新法の提案者の足立先生がどう思ふか知りませんが、私も大陸で四年間、中国のゲリラ戦に悩まされてきた男です。それからいわゆる北ベトナムの問題等についても太平洋沿岸の車への応援といふことで、北ベトナムも私もそれなりに知つております。まあ政府の認識は本会議の民社党の和田春生君の質問に対しては、今回の成田闘争は内戦だと、こういうような受けとめ方を政府自身が行っているんですから、私も議事録を見てびっくりしたんですが、和田先生の質問に対して三・二六の闘いは内戦だ、質において内戦であるといふ、こういう受けとめ方をしているわけですね。それとベトナム、これは議事録の十五ページ、これに出ておりますから後で読んでください。そうしますと、内戦とかベトナムとかという受けとめ方をすれば、やっぱりゲリラ、ベトナムという問題がどういふ戦略戦術で戦いを配置するのか、どこに一番弱点があるのかという点をお互いに私は体を張つて、兵隊で四年半健闘して、最終的には降参をして、武装解除されて、大日本帝国が負けたと言つて帰つてきた男ですから、それなりに私は経験を持つております。ただ私が言えることは、結局過激派であるとかセクトであるとか、いろいろな問題、定義はここで何回も聞きました。あるいは警察庁からも聞きました。しかし、率直に言つて、そういう皆さんが攻撃目標にしてゐる方々が、いい悪いは抜きにして、経過は抜きにして、いわゆるその農民なりその地域の市民なりその付近の方々が抱えているといふと変であります、それをかばつてゐるわけですね。この関係をどういふふうにしてほめていくかという、私はその問題をやらなければ、どんな

に新立法をつくつて、警察庁が逆立ちしても、しよせんは大東亜戦争なり北ベトナム解放の戦いの二の舞にならぬ可能性があるんじゃないですかと、私は心配しているんです。だから、特に私は福永個人はわかるわけではあります、やはり大平幹事長が京都の談話で言つてゐるとおり、最も政治が求められてゐる問題点だと言つておることについて、私はやっぱり決断をしてほしいと、こういうことを再三お願いするわけですが、なかなか名案が出てこない、名案が出てこないところ、堂々めぐりしても時間が過ぎるまいですか、その点についてはひとつぜひ政治のあり方として考へてほしい、あるいは警察の方でも、力さえ蓄えれば何でもなるんだという権力盲従主義は、いまの世の中通らぬことだけは、私は自分の経験から言つておきたいと思ふのですよ。これは私は言つておきます。

次は警備の関係でちよつとお伺ひしますが、もう具体案は何もなかったといふことですから、警備の関係でお伺ひしますが、この前の本会議でいろいろ国家公安委員長、瀬戸山法務大臣あるいは警察庁関係の答弁をしていらつしやるんですが、その答弁の内容をずっと私も一連で整理をしてみますと、警備全体の責任と、こういうことについては遺憾ながら感じられてゐない。部分的に管制塔を襲撃した、その辺のマンホールの点検は手落ちであつたと、そういう部分的な、言われてみれば、そこにミスを確認するを得ませんと、こういう全体では警備は万全であつたけれども、部分的にはミスがあつたと、こういう全体の警備体制の構成になつてゐるといふふうに、本会議の議事録の質問、答弁を分析すると感ぜざるを得ません。したがつて、二十日の開港後の問題もあるんですから、この三・二六事件を前後にした警備側の警備体制にやはり基本的反省すべき点があつたのか、基本的にはよかつたけれども、部分的にはミスであつたのか、その点に対する警備側の見解を、この際、参考までに聞かせておいてもらいたい、こう思ふのです。

○説明員(近藤恭二君) 三月二十六日の事案について、警備全体について、責任をどう感じておるか、あるいはそういう問題を今後の五月二十日の開港警備にどういうふうにならして対処するかという御質問でございますが、基本的に警備の側といたしましては、申すまでもないことでございしますが、与えられた条件のもとで、自分たちの最善を尽くして責任を果たすということでございします。三月二十六日の事案につきましては、先ほど御指摘がありましたように、これまでの答弁でも全体で一生懸命にやりましたけれども、マンホールから潜入してまいりました管制塔に対する攻撃、破壊といった暴徒について、十分なチェックなり対応がその場でおくれたという面について反省をしておるわけでございしますが、だから部分的であって、全体に反省をしないというわけではもちろんございしません。全体につきまして、それぞれ細かい検討もいたしました。警備として、そういったものも今後生かすべくいろいろ開港に向かつて努力をしておるわけでございします。その最も大きなものは、これまで申ししておりますように、公団その他関係の方々にもいろいろお願いをし、またともに真剣に反省、検討いたしました。最も防護すべき部分につきまして物的な警備体制をさらに強化するということがございします。また警備自体といたしまして、重点の最たる部面に部隊配備が欠けることのないようにという面で、貴重な体験と申しますか、教訓事項になりましたこの前の事案を生かすように、考えておる次第でございます。

○目黒今朝次郎君 この本会議で、警備側が答弁しております。これは最高責任者ですね、加藤公安委員長と瀬戸山法務大臣が言っておることについては、たとえばこの段階で破防法なりあるいは警職法なり、そういう問題の発動といひますか、問題点について、そういうことをしなかつたことについてやっぱり手落ちがあつたんでないかと、こういう意味の、現行法制の運用について不備な面なり、不都合な面なりあるいは対応が

おくれってしまったと、そういう意味の答弁が三カ所ほど大臣答弁に出ておるわけですが、たとえば官報三月二十九号の一ページ、三ページ、十五ページ、それから四ページ、こういうところに出ておるわけですが、これらの問題については大臣が答弁をされて、内部で検討して今後万遺漏のないようにしますと、こういう答弁になつておるわけですが、この点については検討されて、そして現在の五月二十日の開港に向かつて具体的にはどういう動きをしておられるのか、警備上の問題もあるからなかなか言いにくい点もあると思ひますが、その大臣の答弁の具体化についてどうなのか、これについて総括的な見解を聞かしてもらいたい、こう思ふんです。

○説明員(近藤恭二君) 大臣が国会で答弁をいたしました問題につきましては、私も十分にこのことを承知いたしまして、今度の開港警備に生かすようにそれぞれ努力をいたしておるところでございます。

個別的には、おっしゃいましたように、なかなか今後の対策措置に絡みますので、微細にわたつての御答弁はいたしにくいわけでございしますけれども、破防法は破防法なりに罰則の適用という問題がございしますし、また警職法につきましては、あそこそでそれなりに適用しての措置もあつたわけでございします。さらにこうした法律につきまして、現行法を十分に状況に適したように適正に生かして適用するということは当然の私の責任でございますし、そういうふうに取り計らいをいたしてまいりたいと思ひます。対応のおくれという面につきましても、なかなか完全に事前に予測をして、そこで部隊を集中して対処するということはむずかしい面もございしますけれども、できるだけこうしたおくれの幅と申しますか、おくれが小さく済んで早期に対応ができ、措置において責任が果たせるように私も細かい詰めをいたしておるところでございます。細かい点につきましてはまた特に御指摘がございましたら御答弁申し上げたいと思ひますけれども、いまのところは、検討中

である問題が多いわけでございしますので、こういうことで御了解いただきたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 この議事録の四ページ三段落の瀬戸山法務大臣の答弁の中でこういうことがあつたんですよ。現在の法律で一体あつた場合にどこまでできないのかどうか。それから「次は本来ならば対処できるものであるけれどもどこかに欠陥があつたミスがあつた、恐れをなした、そういうところがあるはしないか」ということを「含めて云々と、こういうきわめて一面では割り切り、一面では必ずやり答弁していらつしやるんです。そうしますと、前段で、自民党の玉置和郎委員が質問した段階で、いわゆる新宿事件がありましたね、新宿事件の対応、そういう点を考えていくならば、現行法で十分やれる法的根拠があるではないか、ただその運用と対応にやっぱり不十分さがあつたのではないかと、この点に對する警備側の見解と、この大臣答弁を足立提案者はどういうふうにと受けておるか、まず両者から私は聞きたいと思ふんです。

○説明員(近藤恭二君) 現法律で、あつたこの前のような事案についての対応ができないのかどうか、恐れをなしてできなかったのかというふうな御指摘がございしますが……

○目黒今朝次郎君 大臣の答弁なんだ、おれが言っているんじゃない、大臣が答弁したんだ。

○説明員(近藤恭二君) ええ、そういう御指摘を瀬戸山大臣の答弁を引用してただいま御指摘がございしましたけれども、現法律を何と申しますか、できるだけ活用をいたしまして、現場的な対処をするように当時の事案につきましても努力をいたしたわけでございしますが、完全であつたかどうか、これは御批判はまた別かと思ひます。そういう生かすべく努力を警察はいたしたわけでございします。恐れをなして何かができなかったというところは全くなし。新宿事件では騒擾罪が適用されたのはそのとおりでございしますけれども、これにつきましても、もちろん現場での判断でございまして、なかなか後で現場で動いている事態に對して論議しにくいわけでございしますけれども、こうした面につきましても今後は、この前が適当であつたかどうかというところは別に、十分に、たとえば最小の構えをして対応するという気持ちを持っております。

○衆議院議員(足立憲一郎君) 私がこの新立法を提案しました心境と申しますか、心構えと申しますか、率直に申し上げますと、成田空港視察に参りまして、あのぶち壊された管制塔の上から、あの広々とした周辺をながめまして、御承知の団結小屋と称するものが目と鼻の先に点在をしておりました。それだけではなくて、今度開港すればすぐ使わなきゃならぬA滑走路の直線上に第一要塞というものが航空法違反すればの高さまで建つております。これはアドバルーンでも上げられれば飛行機は離着陸できなくなるという状況にございします。あの現場をながめまして、私はつくづく考えたんでありまして、仮に現行法を駆使して警備の万全を期したとしても、連日連夜あのような状態が続いたんでは、これはもう国際空港としての用をなさない。やはり多数の人命を守ると、航空機の安全を守るといふ立場からすれば、この周辺の異常な事態は何とか早く解消しなければならぬというのが発想の原点でございします。たとえば悪いかもしれないけれども、ハチの巣を周辺に三十幾つも置いて、ハチだけ追つ払つても解決はしないんだと、その前にもっと根本的な話し合いをせよという、いまの目黒先生のお話、これも一つで、運輸大臣も懸命な努力をなさっているわけでありまして、ともかく私も現場を見た感じからいいますと、これはどうしても捨ておけない。そこで、現行法でどこまでできるのか、ぎりぎりまで、これはもう衆議院法制局、内閣法制局、その他関係者に御検討していただきまして、その結果、いま申し上げた団結小屋等はちやうどあの西部隊に出てくる昔のとりでのようなものでありまして、これが集合の場所になり、火炎びんを製造し、軍事訓練をする場所になつておつたんで、

これはもうどうしようもないという感じを受けました。そこで、現行法では使用禁止、封鎖あるいは除去、これはとうてい不可能だという結論になりましたので、立法を決定したような次第でございます。その辺を御了承いただきたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 団結小屋の話が出ましたからね、ちよつとこれは立法者よりも行政担当者にお聞きしますが、この前の本会議の段階で、いま提案者が申し上げた団結小屋は三十四だと、そのうち空港公園が空港用地内にある団結小屋は二十四だと、この前政府側答弁してありますね。――頭上げておられるが、議事録読んでください。議事録間違っておれば訂正してください。それから建築許可を受けないで不法建築したやつが四カ所、合計二十八カ所、三十四のうち二十八カ所は空港公園の用地内あるいは不法建築だというふうにおたのき方はとらえておるわけですね。これに対して運輸大臣は、まことに申しわけないと、これは十三ページにありますが、早急に空港公園を指揮をしてそういうことのないように努力します、こういう答弁。加藤公安委員長は、関係者を呼んで調べたけれども、若干手落ちもあった、手ばかりもあつた、早急に処理します、こういう答弁なんです。そうすると、いま提案者の方が見た何とかかんとかという問題の三十四のうち二十八カ所は現行法で――行政の怠慢と言つては語弊がありますが、そういうものとの兼ね合いでむしろ放任されておつた問題ではないのか、あるいは警察当局の方でもいままでいろんな形で、凶器準備集合罪とか、あるいは火薬何とかというのを通じて――これは私も何回も現地へ行つていますから、令状を持ってこの団結小屋を何回か強制捜査をして証拠物件を押収している、こういうふうな経過もあるわけですよ。そしてその公団と、不法建築と、いわゆる証拠物件の凶器準備集合罪の調査、それらをすつと十分やつておれば、あるいは何らかの対策をやつておれば、三十三――提案者が見てきた三十三のうち、あるいは三十四とも言われてお

りますが、そのうち二十八カ所は現行法で十分に対応できる可能性があつたにもかかわらず、対応をサボつてきたところに今日の問題があるんじゃないか、こういう気がしてならないんです。本会議における運輸大臣と加藤公安委員長の答弁を吟味すれば吟味するほど私はそうなる。そうすると、新法の立法という以前の問題として、政府側として、行政府としてやるべき問題点があつたんじゃないか、悪い言葉で言えば怠慢があつたんじゃないか、こう思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(高橋寿夫君) まず団結小屋の数と、そのうち違法なもの数でございますが、いま先生の御指摘いただきました中で多少私も把握している数字と違つていますので、その点だけまず申し上げますと、団結小屋の数え方いろいろございまして、いまごく最近のデータで私どもが把握いたしておりますのは、常駐団結小屋三十五カ所というふうに見ております。数え方の問題もございまして、一つ二つのことは多少あれかと思ひます。

それから、公団の用地の上に……

○委員(三木忠雄君) ちよつと速記とめて。

○委員(三木忠雄君) 速記を起こして。

○目黒今朝次郎君 この三月二十九日の本会議で――おたくにも議事録あるんでしょうから、この議事録に載つてゐる数字がどごう違うか言つてください。この議事録に載つてゐる数字と違つていなければ釈明の余地なし。この議事録の数字と違つていれば、何ページのどごう違つてゐると言つてください。

○政府委員(高橋寿夫君) いま議事録がございませんで、議事録と一々対応しての御返事はいますぐはできません。すぐに調べて申し上げたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 こんな答弁やられちゃだめだよ。議事録読んでください、議事録。国会だから議事録見ないだめだよ、あんた。国会だからか

み合わないよ、議事録でない。

○政府委員(高橋寿夫君) 公団の用地上のものは三件であります。それから事業認定区域内にありますが、それは八件、それから建築基準法違反のものは恐らく議事録のとおりの数だと思ひます。

その場合に、建築基準法違反だからそれでは処理ができるかということにつきまして、建設省が中心になつて検討したわけでございしますが、建築基準法というものはよりよき住宅にするということがたてまえでございまして、建築基準法によつて処理をいたしますと、違反者の方の側は建築基準法に合つたような建物に変えらる。たとえば窓がなければ窓をつけるとか、そうすれば、建築基準法はそれ以上何も発動がでない。したがつても無力である、無力に近い、こういう結論になつたのでございします。

○目黒今朝次郎君 これだけ速記の方がとつて、この製本する際にも、間違ひがあるかないかといつて全部関係議員に連絡しながらこの議事録といふものをつくるんですよ。だから、国会審議の段階ではこの議事録がやつぱりただ一つの証拠物件なんです。これは証拠物件。ですから、議事録は持つていませんとか、読みませんとかという形で政府委員の方から答弁されたら、何のためにわれわれは議事録を読みながら検討ということになるんですか。やつぱりこの議事録が本場に政府側の答弁であり、それに対する政府委員も、その政府答弁を補強する意味で答弁するでしょう。ですから、国会答弁の際には、議事録の何ページのどごう答弁がございしますが、政府委員の方で調査の結果、ここはこゝ直します、これが正当でござい

ます、訂正をお願いいたしますというふうな議事をしないと、観念論で議論したつて何にもならない。したがつて、私は、いまの高橋航空局長の答弁は、もう一回議事録を点検して、どこの何ページ、たとえば不法建築三件であるならば、加藤国家公安委員長はこういう答弁をしているけれども、実際点検した結果こうでありますので、御了

解願いたします、こういう御答弁になるのが筋じゃありませんか。

大臣、どうですこれは。加藤国家公安委員長はこう言つてゐるんですよ、十三ページの二段目の中ほど、加藤国家公安委員長、「今日まで関係者を呼びまして調べておりますけれども、まだその実態が十分に把握できておらず、かようなことはきわめて残念に思つてございしますから、さらに調査を進めてまいります、早期に結論を得たい」と存じます、時間をおかし願ひたいと、こういうふうな加藤国家公安委員長の答弁ですよ、これ。いまの航空局長の答弁じゃないですよ。これはどつちが本当なんですか。そんなでたらめは認めませんよ。もう一回そこ、やり直し。

○政府委員(高橋寿夫君) これは、実は団結小屋の実態は、運輸省はまだデータを持っておりません。したがつて、公団あるいは警察からいただいたデータで御答弁しようとしたわけでございします。ただいま御指摘の本会議における国家公安委員長答弁の中身の問題につきましては、関係省とすぐ詰めて、議事録と照合いたした上、改めて御答弁申し上げます。

○目黒今朝次郎君 せつかくですから、これは公団側にお願ひします。

これは共産党の内藤先生の質問です。十一ページの「私の資料要求に対し、空港公園は、暴力集団による公有地上の不法耕作面積は、五十二年六月現在、実に二十四カ所、八十六・九ヘクタール、こういう答弁してゐるんですよ。これは、共産党の資料要求に対しておたくの方が出したんですよ。これに対して答弁では、運輸大臣の答弁なり公団の答弁では、全然否定してないんですよ。そのまま認めてゐるんですよ、これ。そうすると、いま高橋航空局長の説明と、この内藤先生の質問に対する否定もしてない、こうなりまして、これまた適当なことを言つてゐるなどということになるんですが、国会の権威にかかわりますよ、あんた。どつちが本当なんですか。

○参考人(大塚茂君) 不法耕作の面積が八十六・

何ヘクターというの正しんですが、その個所が二十四カ所というのは、これはちょっと不法耕作の個所ではなくて、ほかの何かと間違っているんじゃないかという感じがいたします。これもよく調べまして御答弁申し上げたいと思います。

○目黒今朝次郎君　そうすると、私はあなたたち、国会の論議というものを、野党なり皆さんが質問して、大臣が答える。政府委員が皆上の方にちゃんと備えてやっているでしょう。こういう質問で大事な問題だったら、これは違うとか訂正するとか、関係の委員会、本会議であらう答弁があったけれども、われわれ政府委員がや

った結果こうなりましたと、そういうふうな問題点が複雑であればあるほどの確な現状認識をやるのが政府側の当然の仕事じゃないですか。運輸大臣、これは大臣の直轄だから、そういう大事な事実関係の確認になるときわめて、議事録と政府委員、関係公団の取り組みがきわめてちぐはぐだと。こんな状態では、私、議論できませんよ。それが本当の問題だか、こんなことじゃ議論できません。どうですか、大臣。

○国務大臣(福永健司君)　目黒さん、一般論としてその種のものが正確でなければならぬとおっしゃることは、そのとおりだと思います。ただし、そこから先のことは話は聞いておりまして、若干一方的の怒られるばかりの話でもなさそうに思っています。よく調べさしてやってください。ただし、その前におっしゃる一般論は私もあなたのおっしゃる通りだと思います。

○目黒今朝次郎君　じゃ、その問題それまで私質問を中止します。数字を並べてくださいよ。休憩だ。こんなでたまたま数字で議論できない。

○委員長(三木忠雄君)　ちょっと速記をとめて。

○委員長(三木忠雄君)　速記をつけて。

○目黒今朝次郎君　そうすると、加藤国家公安委員長長の三十三カ所は修正をして三十五カ所、そのうち公団の用地内にあるやつが三カ所、これはいいですね。それから二期工事区域にあるやつが八

カ所。そうしますと、三カ所、八カ所で十一カ所。そうすると、いま提案者が行おうとする三十五カ所のうち残りの二十四カ所、これは民有地ということですね。いわゆる農民の方の手持ちの用地、こういうふうな大体交通整理していつてできると、こういうことですね。これ確認しますが、いいですか。

○政府委員(高橋孝夫君)　数はそのとおりでございますが、ちょっと注釈を加えますと、公団のこれからやろうとする二期工事の区域の中の八カ所、これはやはり民有地にあるわけでございます。まだ公団として未買収の民有地です。

○目黒今朝次郎君　わかりました。

そうしますと、警察側にお伺いしますが、四月の九日に横堀要塞に対する差し押さえ判決がありまして、千葉地裁の判決では反対同盟の方の言い分を一応取り上げたけれども、おたくの方で異議申し立てをやつて、最高裁に特別抗告という申し入れをして、その判断が出るまでは一応現行と、こういう形になったようでありまして、これは裏から見れば、この団結小屋の取り扱いについてはいままで建築法とか土地収用法とかいろいろ言われてきましたけれども、おたくの方の考え方としてはやはりこの団結小屋の取り扱いについて横堀要塞、最たるものですか、現行の刑事訴訟法などを含めてやればできるんだという実績で現在まで取り組んできたし、異議申し立てをしたという

ことは今後ともそういう方法で取り組むんだというふうに受けておいて間違いないと思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(近藤泰二君)　ちょっといまの御指摘に問題がございます。といいますのは、横堀要塞を差し押さえたのは、差し押さえてから、犯罪の証拠物件としてやつたわけですから、細かいことは別にいたしまして、横堀要塞に特殊な条件と申しますか、差し押さえた理由が三月二十六日中心に、二十五日から二十七日まで殺人未遂とか、公務執行妨害、凶器準備集合、火災びん処罰等といった非常に凶悪な事件の捜査や、刑事

裁判の証拠資料ということであれを差し押さえたわけですね。つまり、刑法にもございすけれども、要塞自体が文字どおりとて法的になって、犯罪行為に供されたものであるということで、没収刑の執行を確保するために現状に近い状態で保管する必要がある。第三者といいますが、これにその後で変更を加えられたり、破壊などされまして、検証当時の形状と著しく変わってしまったとして証拠価値が滅殺されるということで、刑事訴訟法の手続に従って差し押さえをお願いをしてそういうふうになったわけでございますので、あの横堀要塞の特殊な事情であつて、この横堀以外の団結小屋につきまして、これが犯罪の用にそれ自体を供したとか重要な建物、工作物自体、建物であるということでない限り、工作物自体、建物自体を差し押さえるの對象というふうにするにはできませんので、横堀要塞の特殊な条件、事情であるというふうに御了解をいただきたいと存じます。

○目黒今朝次郎君　まあ特殊な条件ということはいま私の方も質問の仕方が悪くて、二百十八条の関係でありますからわかりました。そうすると、提案者が言っている団結小屋、先ほど提案者は集合したり火災びんをつくらしたり訓練をしたりと、こういう話を言われたんですが、その上げ足を取ったわけじゃありませんが、そういう団結小屋で行っているいろいろな提案者が言うような行動、行為等については、警備側としては今日まで凶器準備集合の容疑であるとかあるいは爆薬、火薬物取り扱いの容疑であるとか、そういう令状を取らなければ今日までも捜査をしてきたし、今後ともそういう疑いがあるとするれば令状で捜査できるという可能性は十分あると、こう私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(近藤泰二君)　御指摘のとおりでございます。今後とも令状をもちまして捜査、差し押さえ等の努力をいたしたいと思っております。

○目黒今朝次郎君　そうしますと、提案者ね、私も何回かあそこの空港の管制塔に上がらせてもら

いましたから私も見ています。そうすると、いま警備側の話によると、そういうことについては現行法でも十分捜査その他については万全を期し得ると、そういう私は受け取り方をしたわけなんです。それらの問題とあれについては後ほどわが党の専門家の皆さんからまたお伺いし直して、私も時間が参りましたから、時間がありませんから、この法案を讀ませてもらうと私のちよつと危惧する点、二、三だけお伺いしておきます。

この法案を讀んでみて、いろいろな性格論争とかそういうのはまた別な専門家の方々にやつてもらうとして、この何条ですか、第二条の三項などを讀んでみますと三キロの範囲内と、こういうふうになっているんですが、三キロの点を打つ場所、空港の用地というのは三角になったり丸になったりあるんですが、全部空港の用地と一般の用地の境界線がその三キロの点を打つ始まりの点になると、こういうふうな考えでいいんですか。

○衆議院議員(足立篤郎君)　空港の敷地はもちろん規制区域になるわけでございます。その周辺からそれぞれ三キロの範囲内ということになっております。

○目黒今朝次郎君　私が言っているのは空港の用地がありまして、公団が買収している、登録している、その用地は三角もあれば四角もあればいろんな形態があるわけですよ。そのおのこの個所から三キロ以内と、そういうふうな管轄区域を考

えるんですかというんです。

○衆議院議員(足立篤郎君)　おっしゃる通りでございます。それを図面にかきますとかつこう悪くなりますが、これはもうやむを得ないと思っております。

○目黒今朝次郎君　そうしますと、われわれは政府委員から説明を受けたこの図は、必ずしもそう

なっていないですよ。この中の実線が空港域でし

ないです、われわれは。一体どうなるのか。

○政府委員(高橋寿夫君) この図面を作成いたしました運輸省の方から御説明いたしますと、真ん中に太い実線で囲んでございますのが事業認定の告示のありました新東京国際空港の区域でございます。その外側のところからすべて三キロの点を取りますとこういう形になるわけです。これはちよつと真ん中の空港の形は角になっているのに、外側の境界線が何かだんだんが二つついたようになっていて、この二つが違和感があるわけでございますが、私も実はそういうふうな考えておりまして、担当者に聞きまして、たとえば角のところ、三キロの円を描きまして、それでこう描くと、そのなりまですと直線と曲線が合成されたこういう図になるわけでございます。

○目黒今朝次郎君 やはりこれは正確なものにしてもらいたい。これはわれわれも小学校で類似形習ったんですが、おのおのから三キロといえは類似形ですよ、これは。それでしよう。これは数学のいのはい。だから、やっぱりおのおのから三キロということは、当面の二条三項の第一号はおのおのから三キロと、こういう理解ですね。それから第二号ね、空港の設備という形を言っているんですが、私はこれは法案の一条の、ずつと読んでいくと、これは専門的に申し上げられませんが、列車往來妨害罪とか、転覆罪とか、そういう言葉がびよびよん出てくるんですが、この設備、航空機能の確保のための法案と列車往來妨害罪とか転覆罪というのはどういふ関係があるんだらうか、どういふふうに結びつけようかと提案者は考えているのか、私はいかにもわかりません。いま言った三キロの問題、それから航空の施設の問題、それと列車往來妨害罪がどう関係があるのか、この辺の組み合わせをひとつ提案者、具体的に教えて下さい。

○衆議院議員(足立篤郎君) いま御指摘の第二条は、実は暴力主義的破壊活動等とは何であるかという定義を羅列しているわけでございます、現

行法に定められている暴力主義的破壊活動とみなされるものを全部例示しているわけでございます。いまの突っ込んだ御質問については、私もちよつとお答えができませんので、この法制化、法文化を担当してくれた衆議院の法制局の方から答えてもらいます。

○衆議院法制局参事(上田章君) この議員立法をお手伝いたしました一人といたしまして、先生の答弁に対して補足させていただきます。いま御指摘の「汽車、電車往來危険」、「汽車、電車転覆等」の刑法犯が二条一項一号に書いてございます。これは実はただ一般的な刑法犯ということではございませんで、そういう行為で、しかも、簡単に言いますと、新東京国際空港を阻害するような行為があった場合という因果関係がついております。さらに個々の刑法犯はそういう刑法に当たるような行為を犯し、そして具体的に起訴され処罰されたというものでございまして、さういふことで、むしろ二条一項一号から各号に掲げましたのは、行政的に定型的な行為を取り上げたということでございます。したがって、ただいま言ふに、いまお話しのように、「汽車、電車転覆等」の犯罪が直ちに現在の状態では結びつくものとは考えておりません。

○目黒今朝次郎君 あんた案外正直に言ったね。現在結びつくものじゃないという、それはそのとおりでしょう。結局あなた方がこの法を立案する際に、パイプラインの失敗で国鉄労使に燃料暫定輸送をやってくれと、それでいろいろな経過があったにしても、私も関係して、いわゆる開港前の備蓄燃料の輸送はそれなりに輸送を完了して、それで開港に備えて労使の方でも話してやっておると、あの暫定輸送とこの二条のおおの行為、どういふふうに結びつくのか、私もいろいろ一晩考えたけれども結びつきませんでした。あえて私が言うならば、将来は暫定輸送、パイプラインあるいは公害反対闘争、騒音反対闘争、そういうものもろの事象についてあなたがいみじくも言った、二条の下の方の「必要な施設のうち政令で定

めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する」という形で燃料輸送がとまれば、国鉄の労使関係の問題で燃料輸送がとまれば、それはこの法案で新空港の航行を阻害した行為と、いわゆる過激派行為と断定する可能性を十分これは含んでいっているんじゃないですか。そういうふうには解釈する以外に現在ありませんというあなたの言葉と、この法案の仕組みを考えると、結局パイプラインとか、暫定輸送の鉄道の施設等についても新国際空港を機能を管理する云々というふうな政令で指定する可能性を持っているんですか、どうですか。——あんたじゃないよ。法律とか何か聞いているんじゃないもの。立法者と運輸大臣だ。

○衆議院法制局参事(上田章君) 先生ちよつとお待ちください。私ちよつと補足させていただきます。○目黒今朝次郎君 関係ないよ、要らない。提案者はどう考えているか、提案者は。○委員長(三木忠雄君) 衆議院で立法を一緒にやったわけですよ。内閣法制局と違うんです。衆議院の法制局です。○目黒今朝次郎君 私は提案者がそれなりのいままでの国会答弁を含めて、現行法で議論をして、どうにもならぬところ、どういふことかというところをきく提案者が提案理由で言ったでしょう。提案理由で言う以上は、やっぱり提案者は骨格ぐらひはきちつと持っていて、その骨格に伴ういような立法技術あるいは調整、他の法案との調整、これは私は法制局の仕事であることは否定いたしません。でも考えの骨格だけでは提案者の足立さんね、パイプラインとか国鉄側にお願ひした暫定輸送、こういう問題についてもこの法律を適用して石油パイプラインの問題について、そういう問題になった場合、端的に労使関係で若干議論があつて燃料輸送がとまつたと、あるいは若干おくれたと、こういう場合でも過激派集団という形に認定をして、この法案の適用を考えたのか考え

ないのか、その点だけ言ってください。○衆議院議員(足立篤郎君) いま目黒先生最後に御指摘の、正統な労働運動としてストライキ等があつて、輸送がとまつたと、これは確かに結果としては航空を阻害する行為には当たるかもしれない、私も、私もそこを暴力行為として考えてはおりません。

○目黒今朝次郎君 それと、パイプラインとか暫定輸送等については、直接この法案の対象には考へていないというふうに確認していいですか。○衆議院議員(足立篤郎君) 引かれたパイプラインがすでに作動しているのに、それを故意に暴力でぶち壊したというふうな場合は違ふと思ひます。○目黒今朝次郎君 そうすると、パイプラインはこの二条の問題、三項の区域ですか、区域の中の二条の施設、こういうふうにはパイプラインは考へていない、こういうふうには理解していいわけですね。鉄道施設は対象でないというふうなことです。

○衆議院議員(足立篤郎君) それはもちろん考へる余地はあると思ひますが、政令で決められることだと思ひます。なおいま御質問の中に、列車をとめるというんですが、これは故意に列車の脱線、転覆を図つて、油を輸送する油送車を、そして妨害をするというふうなことは、これは明らかに私は暴力行為だと思ひますが、さつき申し上げたように、正当な労働権に基づくストライキ等によつて阻害されたというものは対象には考へておりません。

○目黒今朝次郎君 これはやっぱり聞いてよかつた。そうすると、おたくの中には先ほど言つた列車往來妨害罪ということあるいは列車転覆罪というものは、結局これは運輸大臣の政令事項になるけれども、この法案の趣旨は、パイプラインも暫定輸送の鉄道施設も、それに絡まる関連施設もこの法案の対象である、対象であると、ただし、その法案の対象であるけれども、その内容によつて運輸大臣が過激派集団の行為か、そうでない行為

か、その行為の内容については運輸大臣が認定権があるんだと、こういう発想ですかどうですか。
○衆議院議員(足立篤郎君) 私もそこまで突き詰めて検討しておりませんが、先ほど申し上げたように、パイプライン等につきまして、政令でまずその区域を定めまして、そしてそれが現に破壊されたような場合については、やはり運輸大臣が禁止命令を出し、その結果、それが暴力主義的破壊活動者の行為であるかどうかということについては運輸大臣が認定をするという段取りになると考えております。

○目黒今朝次郎君 私はここに二条一項の各号に「刑法(明治四十年法律第四十五号)」からずっとありますね。水道汚染、いろいろあるんですが、問題は、それから水道汚染、いろいろあるんですが、私はこれら水道汚染と新空港の問題が、私も学が、ありませんからわかりかねたんで、私も自分の一番経験のあるパイプラインとか鉄道の問題で、しかも鉄道の問題、これは空港公団と政府の失敗で、国鉄の労使がどうぞお願いしますと頼まれた仕事を一生懸命やっておいて、それでちよつぱり間違ふとこの法律でばくつとやられると、そんなかけがえのない方法ないかと思つて私は読んでみたら、まだはつきりしませんが、パイプラインと鉄道施設はこの対象だと、どうもこんなにとれそうない、とれないような感じがするんですが、運輸大臣としてはこれはどうですか。あなたも運輸大臣として、これにはやっぱり与党側として現行法でいろいろ検討したけれども、このような法案はなかったと、こういう答弁ですから、現行法にあるかないかという際に、あなたも運輸大臣として一応提案者の方から質問されたと思ひますから、運輸大臣としてこの問題についてはどういふ御意見を提案者側に意思表示したのか、大臣の見解を聞かしてもらいたい、こう思うのです。

○国務大臣(福永健司君) 本法案は、私が申し上げるまでもなく、国会の御意思によつておつくりいただくという方法で来ております。初めのころには

はいろんな議論はございましたが、私はそれが最も適當であらうと考えておりましたし、また国会の側におかれましては、各党いろいろ御協議の結果、こういうことになったわけですから、したがって、私は立法者の御意思を尊重して、すなわち国会でお決めたその御決定を尊重して、今後忠実に対処していかねばならないと、こう考えております。

そこで正直に申しまして、さつきからいろいろお聞きになるんで、つい人がいいからお答えをしておりましたけれども、国会でお決めたことに従つて、余り私どもがどうあるべきかとか、どうにかつていふことはそう積極的に、そういう意味では申しでないわけで、ただ途中で国会側の、こういうことは実情はどうなんだとか、実務をやっている者から考えるとうるんだとかという、要するに参考となるべき意見等を徴されたことに對してはお答えをいたしておるわけでございまして、そういう意味で、ただいまの点、私自身は自分で答えてはおりませんが、私の部下が、局長等がいま御質問の点についてお答えしていることにつきましては、ちよつと申さしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋壽夫君) この法案を拝見いたしますと、新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設というふうに書いてございまして、たとえば土屋というところに燃料の中継基地がございまして、そういったものでございまして、パイプライン、これらにつきましては政令で決めるならばこの法案の対象になり得ると思ひます。ただ、これが成立した場合に運輸省としては当面どうか、仮定の御質問がおりますならば、当面まだこの土屋の基地とかパイプライン等の周辺に団結小屋がございせんので、直ちに政令をつくる必要はございせん。

○目黒今朝次郎君 提案者、私も時間が来ましたから、この法律的問題については後ほど私どもの他の先生から専門的にお話し願ふと思ひますが、私みたいな高等小学校を終わった人間で、

大衆運動をやつてきた者で、幸ひ国会にこの場合を占めさせてもらつておつた、そういう経験からずつとはだて感じて読みますと、この法律というものはもう際限なく拡大される可能性を持つています。私もかつて昔の戦時中の法律、大分苦い経験を教わつたんですが、私たちの先輩も含めて明治、大正の機關士友愛会の先輩なども含めて、われわれの先輩が治安維持法を、機關車の運転士が何で治安維持法を適用されるんだということまで先輩からこれは聞かされたものです。そういう可能性を十分私はいまの討論を聞いておつて持つております、持ちました、率直に言つて、本間に団結小屋なら団結小屋に限定するならば、団結小屋を撤去するならば撤去するという形でずつと限定した当分の措置をどうするか、緊急時限立法というように形にのちろなくつと問題点をしぼつて、そこに焦点を合わせる、そういうふうな私は展開をすべきであつて、運輸大臣に権限を集中しちやつて、運輸大臣の見解いかんによつてはどのようにでも拡大される、これは日本航空の機能を確保するに必要な施設と言へば、これは日本列島全部なるんじやないですか、率直に言つて、判断のいかんによつては、航空局長。ですから、私はこういう日本列島全体がこの運輸大臣のさじかげん一つで、航空局長の認識一つでばつと行かれて、逮捕されて、撤去されて、それで質問に答えないうつにも、一番後へいきますと、九条の罰則、一番後の九条の二項へいきますと、質問に答弁しない者は五万円以下の罰金だと、一休憲法の黙秘権とか、現行の警察でも私は何回か証人に立ちましたけれども、言いたくないものは言わないで結構です、宣誓して私は何回か証人に立ちましたよ。その現行の黙秘権とそういう基本的な人権からみても、質問に答弁しない五万円の罰金なんて人をばかにするにほぼがある。こんな法案あなたあります。私は断じてこの法案は容認できないということを意思表示しまして、時間が来ましたようでありますから、とりあへずの質問を終わります。

○衆議院議員(足立篤郎君) いまいろいろとお話

ございましたが、さつきもお答えしたように、この第二條は、暴力主義的破壊活動等とは何であるかという定義を、これ文章で書きますとね、またこれ非常に議論が出てきますし、書けません、實際問題として、それで、現行法にある暴力主義的破壊活動と目されるものを全部ここに挙げたんであります。これが全部この立法の処罰の対象になるわけではございせん。それで、この立法はさつきもお話があったとおり、新東京国際空港の周辺から三キロ以内、この規制区域を法律で決めております。実は初め提案者としては、これは政令にゆだねようと思つたんですが、何といひますか、共同提案者になつてくれた他党の御意見もございまして、これはもう誤解を招くといひかねから、いまお話しのように、日本列島全部に及ぶんじやないかというふうな誤解を招くおそれもあるから、きちつと法律の中で三キロと決めようということで決めたわけではございまして、この第三條以下に規制の内容が書いてあるわけではございまして、第二條は何か起るか實際これはわかりませんが、暴力主義的破壊活動の定義であるといふふうな受け取つていただけないといふふうに処罰の対象になるものではないといふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 一問、誤解ですから、私も言つておきます。それは二条の三項の一、それは言えます。提案者の言うとおりです。ところが、三項の二です、三項の二は「航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設」とあります。航空保安施設はこの前運輸省からもつたこの資料でも、運輸大臣が認定すれば、銃子でもどこでも、あるいは大阪空港まどろくが知りませんが、日本列島全体を管轄するのが空港の安全だといふ解釈さう当該者の運輸大臣が下せば政令で施設に指定できるんです。だから、提案者の言つたのは二条の三項の一であつて、私が言つてゐるのは三項の二なんです。だから、施設の認定は運輸大臣が権限持つてゐるんですから、どこまで範囲を広げるかは運輸大臣の認

定一つ。だから、日本列島に発展する可能性を十分持っている、こう私は言っているんですから、提案者お間違いないように、これだけ言っておきます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 目黒さんと別に議論する気は毛頭ありませんが、いま航空局長はつきり答えましたとおり、リーダー施設であるとかいろいろありますが、その周辺には現在団結小屋もございせんしね。

○目黒今朝次郎君 団結小屋関係ないんだ、この法案は。

○衆議院議員(足立篤郎君) いやいや、関係あるんですよ。われわれの目的は、さつき申し上げた常時脅やかされるその危険を防止しようという、予防しようというのが第一の目的ですから、いまとりあえず政令で指定する必要のないものは指定をしないと、運輸省は仮定の問題ですが、答えておきますので、いまのような危険はお捨ていただきたい。そういうことを、私、提案者としては考えておりません。どこまでも幅広く持つていって何でも指定してしまおうというところは考えておりません。

○国務大臣(福永健司君) 目黒さんのお話だけですと、たとえば最後のところで運輸大臣の考えによつちやむやみやたらというんがでるよううに——このまま伝わりますと世の誤解を招きますので、私は立法者、まあ一面において議員ではございませうけれども、運輸大臣という立場ではそういうわけではございせんので、そういうような目黒さん御指摘のような、やたらと権限のあるようなことになることは私としては迷惑でございます。第一、そういうことでなくて趣旨が明らかにされておりますので、いま御指摘のようなことはあり得ないと考えておるわけでございまして、どうぞひとつそういうことになりまして、話が長くなるからなにでございませうけれども、われわれは立法された後において命ぜられたことについて国会の御意思を尊重して対処するわけでございまして、決して政府側がそういうことなどは考えていない

ということだけを申し上げさせていただきますと思います。

○委員長(三木忠雄君) 午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時二十五分開会

○委員長(三木忠雄君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案について、本日、地方行政委員会及び法務委員会から連合審査会開会の申し出がございましたので、これを受諾することとし、その開会日時は明日十二日午前十時とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三木忠雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三木忠雄君) 休憩前に引き続き、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法案を議題とし、質疑を行います。

○矢田部理君 最初に運輸大臣に対して質問をし、見解を求めたいと思います。

もともと成田が今日のような事態になった根本の原因は、政府・自民党が政府の意向だけを先行させて、住民を無視し、頭ごなしに思いつきの計画決定と力による空港建設を強行してきたことにあると私は思っています。成田の純朴な農民たちが十数年にわたって抵抗を続けてきたというこの意味を謙虚に受けとめようとしないうで、ただ過激派対策を治安立法と警察力の強化によって進めれば事は解決するという態度は、今日の事態を招いた真の原因に対して究明しようとせず、無反省と政治責任の回避のそりを免れないと思いま

すが、運輸大臣としてどう考えておられますか。

○国務大臣(福永健司君) 矢田部さん、頭ごなしに政府・自民党をばくそに言われるが、まあお立場上そうかもしれないけれども、いままでもいろいろ御注意をいただいたり、おしかりをいただいたりしておりますのを私自身文字どおり謙虚に受けとめまして、そういうことを頭に置きつつ対処してまいっておりますつもりでございます。しかし、厳しく御批判願うときにはまだまだおしかりを受けるのもこれはやむを得ないと私思っております。

わけでございますが、お言葉にありましたように、徹頭徹尾自民党政府が悪いというような御表現、それは多少はいかがかと思いますが、これもそうでないと言え、またしからなければいけませんので、まあ本当にそのお言葉を私はいま申しましたような態度で受けとめまして現在までも対処してきたつもりだし、今後ともそうなければならぬと思っております。ことに五月二十日に改めて開港するという、そういうようなタイミングである現在におきましては、一層そういうことを心がけていかなければならぬと存する次第でございます。お言葉を重ね頭に置きつつ今後にも対処していきたいと存する次第でございます。

○矢田部理君 成田問題を治安立法と警察力の強化で対応すると、その政府の姿勢がまさに批判をされているのであつて、その重要な一つとして今日いま審議をされております法案が登場してきたわけですね。これについて最初に私なりに、恐るべき内容を持つている治安立法であり、治安立法という以上に私はファシズム立法だというふうに思っています。ファシズムというのは、もともと行政権に絶対的な地位を与えて、国会の立法権も司法権も否定ないし監視をしていくという特質を持つていっているわけでありまして、その特質を率直に言えば余すところなく備えたのが今度の立法だというふうに言わざるを得ないわけですね。たとえばこの立法の主役として登場をしますのが運輸大臣です。運輸大臣が全権を掌握して、司法などの第三者機関の関与を許さないというのが一つの

特徴になっていきます。あるいはまた、かつて悪名高い破防法が大変な反対の中でようやく日の目を見たことがございます。その破防法には三木前総理も反対しました。現内閣の園田外務大臣も反対の投票をしたのであります。その悪名高い破防法をはるかに越える内容と問題点を持ったのが今度の成田新立法と言われるものであります。

幾つかの事実を指摘しておきたいと思ひます。破防法に初めて暴力的破壊活動という言葉が登場をいたしました。今度の立法も同じ言葉が登場をするわけでありまして、破防法よりはるかに範囲を拡大をしております。暴力的破壊活動という大変な暴力事件や殺人や列車の転覆ということ想定をするのが常でありますけれども、この法案の中身を見てもますますどうでしょう。刑法の犯罪事実の列挙の中でも最も軽いとされている住居侵入、器物損壊まで実はこの中に公然と織り込まれてきている、これが一つであります。

それから、破防法は団体規制をもとに対象としていました。その意味では集會結社の自由等に対する公然たる憲法上の挑戦であると思ひわけでありまして、今回は同じ憲法上の基本的な権利であるところの財産権の保障に対して重大な制約、真つ正面からの憲法に対するやっばり挑戦をしているのが特徴であります。その点で若干の性格は異なるにいたしましても、たとえば破防法では暴力主義的破壊活動を行うおそれがある場合を規制の対象としていました。しかし、あの悪名高い破防法では、行方おそれがある場合について三つのしほりをつけているわけですね。ところが、今回の新立法では、暴力主義的破壊活動を行うおそれがある者に対しては破防法ですらなかったしほりを一切取り払っている。破防法はどういうしほりかけたかといえ、行方おそれを規制の対象にするわけでありまして、それが継続かつ反復して行われるおそれがあるかどうか、単なるおそれではなくて明らかにあるおそれがあるかどうか、そのおそれを認定するに十分なる理由があるかどうか、少なくとも三つのしほりをつけてきているにもかかわら

ず、今度の新立法ではおそれがあると運輸大臣が認定しさえするならば、それだけで法規制の対象になるという、破防法をはるかに越えた希代の悪法だと私は考えるわけです。

同時に、処分も同じです。団体規制と財産権に対する重大な制約という点では、基本権を制限するという点で同じであります。破防法は処分を行うについては一定の手続、しかも第三者機関の判断を求めているわけであり、公安審査会という機関であります。ところが、今度の場合には一切の手続をこれ省略し、運輸大臣みずからがまさに独裁的な権限を持ってこれを判断するというこの点でも破防法をはるかに越えております。さらには、破防法はそれ自体悪法であり、その破防法ですら第二条と第三条で乱用や拡大解釈を抑えるために二つの条項をわざと置いているわけであり、ところが、今回はその手の歯どめ措置も全くこの法文の中には見当っておりません。後で幾つか関連して問題にしていきたいと思いますけれども、その他破防法と比較をしても大変な問題を含んでいる。悪法である破防法をはるかに越えた驚くべき内容を持った法案であるというふうに私は断ぜざるを得ないわけであり、そういう法案を、しかも短時日のうちに十分な審議もしないで通してしまふ、あるいは通そうとしていふことに對して、私は大変憤激をしております。ところが、以下、各論をそれぞれの問題点について伺っていきたくておられます。

その一つであります。私は質問を提案者であります足立さんに行いたいと思っております。その他に質問が必要なのは特に申し上げませんが、申し上げないときには足立さんにぜひお答えをいただきたいと思うのでありますが、こういういま私が指摘したような内容を持つ法案を検討し、提案をされるに当たって、破防法との比較等々を検討されたことがあるのでしょうか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど目黒先生の御質問に對して、私冒頭この立法を考えるに至った理由について率直に申し上げました。いま矢田部

先生大変けしからぬ法律だというようなおしかりでございますが、これは実は人の行動を直接に規制するという、処罰するとかいう立法の趣旨ではございせんので、おわかりのとおり、成田周辺にある俗称団結小屋とこの工作物に対する規制を規定しているだけでございまして、ただ、さっき第二条でいろいろ議論が行われましたが、あれは「暴力主義的破壊活動等」とは、という定義を法律、現行法並べたものから、あれが全部直ちにこの法律の対象になるのかごとき印象を与えられたと思ひますが、そうではございせん。

それから破壊活動との比較の問題につきまして、この法文化について直接引き受けてもらった衆議院の法制局の専門家が来ておりますから、私から申し上げるよりも専門家の意見をお聞き取りいただきたいと思います。

○矢田部理君 個別にはまた伺うことといたしますが、足立さん御自身が提案の責任者として同じような法制、とりわけ暴力的破壊活動という定義を前段にしてそこを基礎にした規制をやつていくわけであり、一度でも破壊活動防止法、破防法についてあなたが御検討、御吟味をこの立案に当たつてしたことがあられるかどうかということだけをまず伺っておきたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) もちろん私も四党でこれ共同提案をいたしておりますので、いやしくも憲法違反のそしりを受けたら、いわゆる治安立法だときめつけられることは避けたい。あくまでも新東京国際空港の安全、多数の人命の安全を図る、それから航空機の安全を図るという点にばつておられますから、私は破壊活動はその行為そのものを対象にしており、さつき申し上げたようにこの立法は破壊活動防止法とは全く性質を異にしている。その集合の場所になったり、火災びんを製造したり、保管したり、そういう成田空港の安全に脅威を与える工作物についての規制を規定しているというふうに考えております。

○矢田部理君 その工作物に対する規制が先ほど指摘してございましたように、憲法上の財産権

の保障の規定に真つ正面から挑戦し、これにはやつぱり重大な制約を加える規定だという意味では、破防法は結社の自由に対する問題点であるというところと違ふかもしれないけれども、基本的には憲法に對するかわりの上では同じ質の問題だというふうに私は申し上げておるんです。

そういう基調を指摘した上で、少くも各論的な問題の質疑に入りたいと思つておりますが、たとえば「暴力主義的破壊活動者」ということについて定義がございまして、この定義の中には、すでに御承知のように、暴力主義的破壊活動を行うおそれがある者も入るんだというんですね。そのおそれの認定について、破防法は、継続し反覆している……と、前にもたとえれば住居侵入やつた

おそれ、今後も継続犯としてやる可能性がある——破防法になぞらえて言えればです。あるいは単なるおそれ、おそれをおそれ認定するに十分なる理由と根拠がなきゃならぬ。破防法ですらこれだけのしほりを実はかけているわけなんです。ところが今度はどうですか、ただ運輸大臣が「行つたおそれがある」と認定されればそれで「暴力主義的破壊活動者」と認定される、そういう規定になっているのは御承知でしょう。それでいいんでしょうか。

「おそれ」に對してそれがどういう基準で、まあそれがというのが運輸大臣になるわけであり、何が根拠に認定しようとするんですか。提案者として見解を求めたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) くだくなりですが、先ほど来私もお答えしているのとおり、今度の立法の目的は、この「暴力主義的破壊活動者」が集合の場所に使う、あるいは火災びん製造、保管等に使つたその工作物を対象にしているわけであつて、さつき申し上げたように、その工作物自体がもう先ほど来、数も点検されたおそれございまして、これがあつた限り成田は一日も安閑として飛行機を飛ばすことができないという認識に立つて緊急立法として立案をしていくわけであつて、私は、これは破壊活動防止法の場合とは内容がまるっきり違ふし、

むしろ私は、矢田部さんよりも考え方はもっともつともしばられた、ごく局限されたものだというふうに私は理解をしております。

○矢田部理君 提案者がそういうふうに理解をされるのは御自由であります。残念ながら、あるいは遺憾ながらと言つた方がいいかもしれませんが、法律は一人歩きをいたします。あなたの御意思とは別個に法律自体が独自の機能、歩き方をすると、いつかをひとつ法案を審議するに当たつては十分にやつぱり踏まえておかなきゃならぬと思つておられます。

足立さんは工作物の規制を対象とするんだということを盛んに強調されますが、工作物それ自体が対象なのではなくて、これまた人とかかわりにおける工作物の存在が問題にされるわけであり、その人がまさにこの「暴力主義的破壊活動者」と認定されるかどうか重要なポイントになるわけであり、単に物に對する規制だ、工作物に對する立法だという説明だけでは実はきわめて不十分なんです。その工作物が、たとえばわかりやすく言えば、住居侵入をするおそれがある、器物損壊をするおそれがあるという認定を運輸大臣がすれば、その人たちの用に供されるというところに発展をして規制の対象になる、これが立法であり、それから、工作物論だけでは説明がつかないわけであり、もう一度見解を求めます。

○衆議院議員(足立篤郎君) いま破防法との比較の問題、いろいろ矢田部先生御専門で私もたじろしてはいるわけであり、これは運輸大臣が一人で認定できるわけのものではないと思ひますし、この法案の中にも各関係官庁協力しなければならぬという義務規定も盛り込んであるわけであつて、最近までの東京国際空港周辺の異常な事態というのは十二年間も続いてきているわけであり、反復どころの騒ぎではないと私は思つております。法案についての御指摘はわからぬではございせんけれども、これは、運輸大臣にアドバイスをする関係各官庁の調査、事前の調べ等によりまして、そのおそれのある者というもの

はきわめて明確になるんじゃないかというふうに私としては考えております。

○矢田部理君 いまの答弁でますます問題が發展をするわけでありまして。つまり、運輸大臣に全權を掌握させておいて、実はそのおそれを認定をするのは、率直に言えば私は警察が大きな役割りを果たしはせぬかと。この条項の後の方にも関係行政機関の協力条項がございまして、そのことがまた治安立法である性格を特徴づける内容になると。いみじくもいま提案者の足立さんがおっしゃったとおりであります。そういうことになるならば、実質上は警察の恣意的な判断で、いわば「暴力主義的破壊活動者」——破壊活動をするおそれがある者という認定が、もつとも権力的に治安的立場からやられる危険性が高くなってしまう。どうでしょうか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 治安的とおっしゃいますが、成田の周辺の異常な事態はもう御理解いただいていると思います。私も現場を見てみまして実はびっくりしたわけでございまして。しかも、先ほど来お答えしているとおり、規制区域というのはあの成田空港周辺三キロというふうに法定しているわけでございまして、きわめて限られた範囲内でございまして、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○矢田部理君 足立さんのお話がありましたからさらに話を發展さしたいと思いますが、規制区域が何か成田に限定をされているようなお話し向きであります。そうでしょうか。足立さんの頭の中には、なるほど、当面の成田問題をどう足立さんの立場で処理しようかということが中心になっているかもしれない。先ほど申しましたように、立法というものは、あるいは法律は、できてしまえばそういう頭とは別に働くということをもう一つやっぱ重要な問題として考えなきゃならぬということなんでありまして。

そこで、規制区域の問題が出ましたからそちらの方に話を發展さしていきたいと思いますが、まず、この法律の適用範囲の基礎となりますものに

三つの類型を挙げています。二条の「定義等」の中にたしかあったかと思いますが、一つは、成田空港そのもの、それから二番目には、空港内の保安施設は空港そのものとして規制をされるわけでありまして、空港外の保安施設、三番目には、空港の機能確保施設と言った方がいいんじゃないかと。こう三つの基礎を冒頭第二条で出しているわけでありまして、まず、その空港外の保安施設というのは特定をされているのでしょうか、あるいはどんなものを考えられているのでしょうか。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは実態の問題でございまして、運輸省からひとつ答えさせていただきます。

○矢田部理君 ちょっとお待ちください。足立さん、自分で立法を提案されるわけですから、正確ではないにしても、自分はこういうものを描いていたんだと、あるいはこういうことを検討してきただんだという程度のお話は、まず足立さんからしていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 御承知の管制塔から、あれは方角はどっちになりますか、東北になりますか、レーダー施設が建っておりますが、あるいはもうそれは航空の安全を図るためにどこまでも防護しなきゃならぬというので私の頭には入っておりますが、しかしさっきからお答えしているとおりに、ここで規制するのは工作物でございまして、いまのところ、あの周辺三キロ以内にそういう暴力主義的破壊活動者が集合したり、火災びんをつくったり、軍事訓練をするような施設はないようでありまして、先ほど申し上げた航空局長が仮定の問題としてお答えになったんですが、いまのところ規制をするというつもりはないのであります。まあそういうものが将来出てくれば、これは政令に任されておりますから、政令が必要があれば指定をするということに御理解をいただきたいと思ひます。

○矢田部理君 どうもやっぱ議論が振り出しに戻ってしまうのでありますが、足立さんの頭が、あるいは当面この法案で何をねらっているか

ということとは、それはそれで結構ですよ。問題はやっぱ法律ですから、足立さんの頭の中にだけ法律があるのではなくて、この条文そのものが成立すればひとり歩きしてゆくわけですよ。そうすると、制度としてどこまでこれが適用になるのか、政令委任の問題は後で議論しますが、どこまで範囲が広げられるのか、ここがやっぱ議論のまないたに乘せられなければならない性質のものであります。とりあえず成田周辺だけなんだという説明だけでは、これはあなたの頭の中の説明としてはわかりませんが、提案者としての説明としてはちよつと納得できかねるので、再度答弁をお願いいたします。

○衆議院議員(足立篤郎君) 一般論として、私ももうっかり政府提案なんかのみますと、後からひとり歩きして、いわゆる官僚政治とか言われることをよく承知をいたしております。しかし、これは実は四党で協議しました間に、先ほど来お断りしているように、憲法違反の疑いはないかと、まあ治安立法的な色彩は省こうとか、いろいろな議論がございまして、しぼりにしぼって来たわけでありまして、その規制の対象というのは、あくまでも暴力主義的破壊活動者の、何といひますか、集合の場所になったり、さっきから申し上げているとおり、こういう工作物に限定しているわけでございまして、しかも法律で成田空港周辺三キロとはっきり明定しているわけでございます。

いま矢田部さんのお話は、その他に必要な施設——私はレーダーを挙げたんであります。まあ燃料の輸送の積みかえ施設その他もあるかと思ひますが、そういうところを防護するというのは、現行法で警備をやらばいいんであります。破壊活動者の集合の場所等ができれば、これは政令で指定しなきゃならぬかと思ひますが、そういうことのないことを折っているわけで、一人歩きがこれではできない法律だと私は考えております。

○矢田部理君 これも重大な問題ですよ。この条項では、保安施設なり機能確保施設は全面的に政

令に委任をしているわけですね。国会の手を離れるわけですよ。立法者の手を離れて行政機関にその範囲は白紙委任をされる。とすれば、どこまで委任をするのか、どこまでは委任をしないのか、それは提案者として明確にすべきじゃないでしょうか。当面の頭の中の話だけを聞かされても困るのであります。条項上はつきり出てきています以上は、政令委任の問題はまた別途に議論をしますけれども、いまの説明じやとても納得できません。

○衆議院議員(足立篤郎君) 話がぐどくなりまして、この法律で規制する、つまり使用禁止を命じたり、封鎖したり、どうしようもないときには除却と、それには補償が伴いますが、そういうことをやるのは、さっきから申し上げているとおり工作物に限っているわけでありまして、しかもそれは暴力主義的破壊活動者が集合したりなんかする工作物に限っておりますから、いま仮に運輸省が防護しなけりやならぬと思う施設が幾つかあると思ひますが、ありまして、それを防護するということとは本来の警備の問題であつて、工作物が建てられなければ、これは指定のしようがないわけでございますから、あるいはそのおそれが非常に強いとかいふ場合には、あるいは政令で指定する集合があるかもしれないが、それは破壊活動者の集合の用に供する工作物についてだけの話でありますから、私は御納得いただけるんじゃないかと、きわめてしぼった法案になっているというふうに御理解をいただけたらと思ひます。

○矢田部理君 最後の言葉じりをとらえるようですが、きわめてしぼられてない法案なんですよ。どうも成田周辺の工作物だ工作物だという言い方を強調されるんですが、その工作物にかかわる人が問題になるわけでしょう。その人は破壊活動者だ。その破壊活動者はどういうふうにして定義をするかという、いま私が問題にしております保安施設や機能確保施設に住居侵入をするおそれがある、あるいはその暴力行為をふるうおそれがある、そういうおそれがある人がかかる場合に

三点目には、空港機能維持施設としては単に空港の中だけではなく、空港につながるところのたとえば水道であるとか電気であるとか電話であるとか等々もこの中に考えられる危険があるわけでありますが、この点をどういうふうに吟味をしたたのか。提案者は、大変、空港だけだ、空港だけなのか。その周辺だけだというお話ではありますが、無だ、その周辺だけだというお話ではありますが、無限にこういう問題が広がっていく危険性、可能性を持っている、この点について提案者としての見

解を求めたいと思います。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど来航空局長からもういろいろお話がございました、それとは違つた角度からのいまの御質問でございまして、「国際空港の機能を確保するために必要な施設」の範囲いかんというところでございまして、私も本場に成田空港を運航するのに絶対欠くべからざる施設にしろべきだと実は考えているわけでございまして、これをいまおっしゃるようにな京成電車のトンネルまで広げますと無限に広がってまいります。で、これはむしろ行政判断にまつべきものだというふうに考えております。ただ、くどく申し上げますが、これで直接特別な何か破壊活動者を退治するような根拠になるわけじゃないんであります。それが三千メートルの範囲内で規制区域を決めるということは、さつきから申し上げているような集合の場所になるようなものがある、常時脅かされるという事態を防ぐための立法でございまして、どうかその辺を御理解をいただきたいと思ひます。

○矢田部理君 足立さん、まだその法律の仕組みがわからないことを言う。だめですよ、そんなことばかり何回も、最初と同じことばかり言つておつたんです。

○衆議院議員(足立篤郎君) いや、あなたの方もひとつ認識していただきたい。

○矢田部理君 いや、二条の定義がそうであるだけでなくて、この定義はその後の規制区域の中に全部生かされてくるわけでしよう。しかもそれが政令で定めることができることになるわけですよ。足立さんが頭の中でいまだどう考えているのか、これが問題になっているんじゃないかとさつきから言っているんですから、それを前提として答えていただかなければ困るわけですよ。そういう意味では、機能確保施設というのは、いま言われたように無限に広がる危険性、可能性を持っているわけですよ。そういうことについてしほりもかけもせぬで足立さんの頭の中での考え方で政令に委任して

いいんですかと、立法者としてどうなんですかということも含めてお聞きしているわけですよ。その前提として機能確保施設というのはどんな程度のものであるのか、いま私が言ったものは、当然法案の中で読み取れる問題点にかなりしぼつて私は提起をしているわけでありまして、それについてご答弁も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) またしかられますけれどもね、これはやっぱりこの機能を確保するための施設について非常に危険が迫っている、あるいは暴力主義的破壊活動者が常に集合するような場所を設置するとかいうような事態が起こらない限りは、どこもこれは指定する必要はないわけなんです。しかもその、何と言いますか、本場にこの機能を確保するためにどこが絶対必要で、どこがそれほど必要でないかというところは、私は行政判断に任すべきものだというふうに考えてこの法案をつくつたわけですよ。

○矢田部理君 だから、行政判断に任す範囲はこの言葉で表現されていますが、それだけではわからぬから、あなたの考えはどういうことを想定をされて、あるいは吟味をされて任すんですかと、こう言うんです。

○衆議院議員(足立篤郎君) これは何回聞かれても同じ答えを申し上げる以外にないわけでございます。まして、実際にどうしても必要な機能について危険が迫るといふ事態が起こらなければ、行政府もむちゃなことをやるはずはないんであります。これは世の批判を受けます。国会からも指摘をされます。ですから、私はこの辺はまさに行政府の責任に任すべきものだというふうに考えております。

○矢田部理君 あなたはもうも工作物の撤去の方で問題を考えておられるが、そうじゃないんです。破壊活動者認定の前提がこの範囲の問題なんですよ。そう条文がなっているでしよう。工作物の使用禁止命令とか封鎖とか撤去だとかという議論の話はまだしてないんです。その

前提として、人がかかる、そのかわつた人、かわるおそれのある人を破壊活動者だと言うんです。その破壊活動者を認定するについては、この二条のいま言ったような保安施設や機能確保施設の設置もしくは管理を阻害するといふことを一つの条件にして、あるいは規制区域の中でのこの言葉が二条の三項でしか、それに当然出てくるわけでありまして、三千メートルの範囲の基礎を決める場所でもあるわけでありまして、それを政令に任せるというんでありますから、考え方がいろいろ述べておいてしかるべきじゃないでしようか。ただ行政に、そこはもう行政判断にすべて任せるんだというところになれば国会は要らなくなるわけでありまして、それは足立さん答へられなきや法制局でもいいですよ。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど来同じことを繰り返して恐縮ですが、もうほかに答へようがないわけでございますが、この法律の本体が、確かにいま矢田部さんおっしゃるよう、人間と関係のあることは申すまでもございせん。したがつて第二條にくだくどと暴力主義的破壊活動者はいふものかといふことを定義を書いているわけでございます。だから、そういう行動をとるおそれのない者が集合の場所をつくらうと、これは規制の対象にならぬことは申すまでもございせん。ですから、やはりこれはどういふ事態が起こるかわれわれにも予想はつかないわけでございます。で、やはり現実には新東京国際空港を守り運航をする行政府の判断に任せるのが私は至当だといふふうに考えております。

○矢田部理君 逆の聞き方しましょう。危険が切迫したとすれば、いま私が述べたようなパイプラインやジェット燃料輸送鉄道はもちろん、石油精製基地や電話、水道に至るまで政令で指定するところが可能だといふふうに考えられますか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど矢田部さんも隣にいる専門家に答へさしてもいいという話でございまして、この法文化につきましてもは衆議院の法制局を煩わしておりますので、きょうは局長

が病気で出れませんが、次長と第一部長、担当者が参つておりますから、そちらの方から正確に答へさしたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) ただいまの御質問に直接的確でないかもしれませんが、補足して御説明申し上げます。

この航空保安施設とそれから機能確保施設、これは先ほど先生がおっしゃる通りに、この表現だけでは一応非常に広がりそうに読めるではないかと、こういうところがポイントであらうかと存じます。しかしながら、この法文では「機能を確保するため必要な」、こういう限定しかしてない、あとは政令に任しているではないか、こういうことでございまして、技術的にもっと詳しくという要請は当然ございしますが、現に、機能を確保するために必要なものは、現在のこの安全確保上危険が迫っているもの、あるいはそうでないもの、いろいろな状況もございしますので、機能を確保するために必要であるものはすべて、こういう考え方もございせんので、大体この法律の前提が現時点におきましてある種の異常事態であるといふ前提で、一つの前提的な要件のところでもありまので、できるだけそれは厳重に要件をしぼります。そういう意識は当然働いておるわけでございます。そこで、それは具体的に一つ一つを列挙できればそれにこしたことはありませんが、必要でないものまでもこの際直ちにやる必要はないし、それから、機能を確保するために攻撃される危険があるにもかかわらずそれが後で法律の対象にならないといふ事態も困る、こういうこともありますので、必要に応じてやはり政令で、行政府を決めてもらひ、そのことのための要件のしほり方といたしましては、やはり「機能を確保するため必要な」、ここに入れるか入れないか、こういうように判断をしてもらひ、こういう立て方以外にちよつとなかなか技術的にむずかしいといふことを率直に申し上げたい、こう思ひます。

○矢田部理君 わきから口出してよろくな答弁に

なっていないじゃないですか。

この表現では——具体的に聞きましょう。危険が迫りさえすれば、私がさっき言ったようなパイプラインやジェット燃料輸送鉄道は入ると、さっきから出ているんですが、それはそのとおりですか。石油精製基地は入りますか。旅客輸送に必要な道路やバスや汽車、電車等は入りますか。電気、水道、電話等の施設は入りますか。結論だけ答えてください。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 第一条の目的にございまして、新東京国際空港における航行の安全、離着陸の安全というものを中心に考えまして、必要であるのかどうか、この判断によってたゞいま例示されました物がある場合には入るし、ある場合には入らない、このようにお答えするほかはございせん。

○矢田部理君 何ですか、その答えは。ある場合には入るしある場合には入らないと。もうあなたには聞かないから。いずれにしても入ることがあり得ることを肯定されているわけですね。足立さん、それでいいんですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私はさっきから申し上げているように、あくまでも新東京国際空港の安全航行といいますが、それと大勢の人たちの人命の安全を保障すると、このために空港の機能は確保しなきゃなりませんから、絶対に必要な機能を持った物についてもし脅かされる事態があれば、三千メートル以内で政令で規制区域を決めるということができると、これは私は政令に任ずべきものだといふふうに考えております。これを一々法律で規定をするという事は不可能でございます。

実は本当のことを申し上げると、私は原案をつくったときには、空港の周辺、どの範囲にするかということも政令に任せようと思つて原案をつくつたんですが、四党協議の過程で、これはもう三千メートルと明らかにした方が誤解を招かなくていいという意見もございまして、四党共同提案の形ではこの三キロを法定するという事に決めた

わけでございます。

なお、先ほど来申し上げてしまつていますが、人間との関係のあることは私も認めますが、何といひましても暴力主義的破壊活動者の集合の用に供するような施設だけが対象でございますので、これが無限に広がるから非常に危険だ、治安立法だというような御趣旨の御意見でございますが、私はそれは考えておりません。

○矢田部理君 提案者が幾ら考えてなくても、いまの答弁の繰り返しやりのやりとりの中できつてはつきりしたことは、こゝで言う機能確保施設あるいは保安施設——保安施設の方がやや限定的であります、いま私が幾つか指摘したような物にまで広がる可能性を持った法案であるということが法制局の答弁でもはつきりいたしました、ある場合にはと、こういう言い方をしておりますけれども。

そうなつてきますと、たとえば保安諸施設にしましても、私の地元の大子と守谷がもう二カ所問題になつてゐる。運輸省からさつき指摘がありました。鹿島の石油基地が問題になつてゐる。あそこからジェット燃料を輸送する。千葉は港があり、そこからパイプラインで石油を入れる。これらの地域が政令で指定をされる可能性は、今後周辺の動きいかんによつては出てくる。しかも、その施設だけではなくて、それから三千メートルの範囲が規制区域になる。これはもう大変な広がり方が実はできてくるわけですよ。当然ながら、それだけ広げますと、いまの成田の空港周辺のような状況だけではない、相当一般民家がここに入ってくるし、目黒さんがさつきから心配しておられるように、労働組合の事務所も入ってくる。全部これは工作物でしよう。こゝまで全部運輸省に任せようわけでしょう。あるいは政府の政令に任せよう。しかも管制とか無線とかということになれば、成田独自の問題ではないはずで、いろいろな連関関係からそういう面でも広がる危険性、可能性を持つてくる。非常に大きな広がりを持った法律を、提案者は成田の周辺の団結小

屋撤去だけに頭があるようでありますが、法律そのものはそういう体裁になつていないといふこの危険をもつともつとやはり真剣に認識すべきじゃないのでしょうか。

次の質問に入ります。この法律の最大の眼目は、工作物の使用禁止命令、それに従わなかった場合に封鎖、さらには状況によっては除去と、こういう財産権に重要なかわりを持つ権利制限なり権利侵害を、裁判所も通さない、土地収用法の手続も経ない、あるいは第三者機関の関与も全くなしに運輸大臣が一方的にやる、運輸大臣独自に判断ができる、こういう骨格、柱を持った、内容を持ったのがこの法案のもう一つの重要な問題点であります。この使用禁止や等々の対象になる工作物というのは、建物のほかにどんな物を考えておるわけでしょうか、提案者にお聞きします。

○衆議院議員(足立篤郎君) さつき目黒さんの御質問のときに、私、西部劇に出てくるとりでのような物があると申し上げたんですが、建物と、その周辺を防護するためのフェンスといひますが、そこらじゅうから集めてきた丸太を埋め込んで鉄線で縛りつけてちよつとやそつとでは外から入れないような施設がありますが、そういう建物とかフェンスのような物に私は大体限定されると思つておりますがね。まあ大体建物といふふうに御理解いただいていいと思ひます。

○矢田部理君 建物である以上は、組合事務所も、それから個人の家も、アパートも、公の集会所もすべて入るということになりますね。まず第一にそれが入る。それから工作物といふのは必ずしも建物に限定をされませんから、いまフェンスといふお話がありましたが、たとえば天幕その他を張つた場合とか、あるいはフェンスで囲つた駐車場、場合によつては道路、一定の工事をした広場等々も工作物概念の中に入るのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 工作物でございますから、その暴力主義的破壊活動者が集合の用に供するために工作した物に限ると抽象的にお答えする

る以外にはないと思ひます。それではまたおしかりを受けると思ひますが、主として建物、實際はプレハブですね、土建業者がつくる二階建ての飯場、その周辺をフェンスで囲つてゐるというのが典型的な例でございますが、どういふ形の物が今後あらわれるか知りませんが、そこに常住して、そして軍事訓練をやつたり、火災びんをつくつたり、その他の武器を製造して常に新東京国際空港の安全を脅かす、こういう施設、工作物を考えているわけですね。

○矢田部理君 こゝも非常に問題なんです。先ほど申し上げた安全保安施設や機能確保施設がまづ相当の広がりを見せる、その三千メートルの範囲内で規制ができる、その規制区域内にある工作物がすべて対象になる、対象としてはです。工作物は常識的に言えば建物、典型的に言えば建物でしよう。「建築物その他の工作物」といつてゐることになると、単なる山や野原は恐らくならないといふふうには思ひますが、たとえばフェンスでテニスコートを開つた広場がある。これに集まりが持たれる可能性がある、おそれがある、あるいは駐車場が地方にもいまよくありますけれども、こういうところも、広場として一定の工作物が加えられてゐるが、利用される可能性がある等々でございます、この工作物概念も非常に広範囲に広がる危険性、可能性を秘めてゐるといふふうには思つてゐるんですが、その点いかがでしょうか。

○衆議院議員(足立篤郎君) その工作物自体が、先ほど来よく申し上げてゐる通りに、新東京国際空港の安全を脅かすいわば拠点になつてゐるというものはやはり使用禁止、封鎖、場合によれば除去といふ必要があると私は判断してゐますが、その辺は実態によるわけでございますから、こゝで抽象論をやつてもちよつとお答えのしようがないと思つております。まあ原則としてはやはりそこに常住といひますか、住む場所になつておるといふところがまず第一の目標だと思つてゐます。

○矢田部理君 法律ですからね、法律の条文の中

で工作物といった場合には、どういふものが入るのか入らないのかというのは必ずこれは問題になるわけですよ。他の条項との関係だけを説明するんじやなくて、そしてそのすべての条件に当てはまるものは最終的にどういふ適用になるか、規制対象になるかということが結論として出てくるんであって、工作物という以上は単に建物だけじゃなくて、一定の施設、さっきフェンスの例を出しましたが、駐車場、公園、これはやっぱり工作物なんじやないですか、このぐらひは法制局答えられますか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) いまさら先生に工作物の定義を申し上げるのも変ですが、おっしゃる通りに工作物というのはやっぱり土地に定着しているもの、すぐ持ち歩けるものはこれは工作物じゃない、物件である。その限りにおいて、觀念の上ではこの規制区域内にある工作物、これはすべて適用の対象になっている、こう言わざるを得ません。問題は……

○矢田部理君 問題はいいよ、まずこの言葉を聞いているんだから。

したがって、いま私が指摘をしたようなもので工作物と認定される可能性、危険性を持つていて、こうなるわけですね。そうなりますと、運輸大臣、あなたにこれから権力が集中するわけですが、いいですか、まずその破壊活動者の認定がなされる、それは破壊活動をするおそれがある者も含む、その認定を運輸大臣がいたします。その破壊活動は、さっき言いましたようにきわめて軽微なもの、住居侵入のおそれがある、器物損壊のおそれがある、こういう人たちがいま言った施設等の三千メートル周辺、広大なもの、ここで集会等に使うかもしれぬ、使うような状態が、これもおそれになるわけですね。集会の用に供され、あるいは集会の用に供されるおそれがあると判断すれば、その工作物なり場所なりについて全面的な使用禁止命令が出せる。言うことを聞かなければその工作物を撤去、除去することまでできる。これはその例で私なりに幾つかの事例を

考えてみますれば、鹿島のジェット燃料輸送鉄道があります。鹿島から成田に至るこの沿線、これが機能確保施設だということばさき運輸省も言った。その三千メートル範囲の人たちが、地域が規制の対象になる、鉄道沿線全部ですよ。そこにたとえば民間のアパートが一軒あったとします。その中に何か住居侵入をするおそれのあるのが何人か集まる可能性があるということになりますと、ね、直ちに禁止命令が出せるわけですよ。言うことを聞かぬやそのアパートをぶち壊すことまでできる、これがこの法案じゃありませんか。少なくともこの法案はそこまでできることを規定している。大変なことですよ。提案者は成田周辺の団結小屋だけが頭に当面はあるようでありますが、法律はそんなものじゃありません。こうなったら労働運動だって危ないし、住民運動だってたまには企業に押しかけることもあるかもしれぬし、まして成田の騒音規制というか、騒音のような状況のもとは、周辺の農民がけしからぬといつて押しかけることもあるかもしれぬ。入っちゃいかぬのを入れればすぐ住居侵入なんですよ。非常に広範な運動や住民の組織、さらには広大な地域がこの法の運用いかんによっては弾圧と権利侵害の対象にさらされる危険を持つた法律なんです。立法者がそんな運用をするはずはありません。幾ら言つたって、権力とか、一たん成立した法律のひとり歩きというのはいくらでも過去の歴史がわれわれに教えてくれているわけでありまして。立法者、とりわけ提案者としてそういう危険、そういう運用の問題、本当に真剣に考えてきたんでしょか。足立さんに見解を求めたいと思います。

○衆議院議員(足立篤郎君) 申すまでもなく、いま御指摘の点は私も真剣に考えてまいりましたし、四党共同提案になります過程におきましても熱心な議論が行われたわけでありまして。で、言葉じりをとるわけじゃありませんが、いま矢田部先生集会の用というふうにおっしゃいましたが、法案には「集合の用」と書いてあります。集会と集合とはどう違うかと、別に法的には

つきりしたものは無いと思いますが、私の個人的な解釈を申し上げれば、集会というのはそこに集まるのが目的であって、集まって討議をしたり会議をやったり、あるいは懇親会をやったり、それでお開きになるというのが集会だと思います。で、ここでいう集合というのは、次の行動を予定してその準備行為として集合するという場合を私どもは頭に描いて「集合の用」という言葉を選択をいたしましたわけでございまして、したがって、暴力主義的破壊活動者が集合をして次の暴力主義的破壊活動に行動を起こすという危険のあるような工作物、これを対象にしていますから、一般の公会堂やアパートやそういうものは、私どもは想定をいたしておりません。

○矢田部理君 私は、集会と集合の意味はまだ厳密にはわかりませんが、ただ、提案者の言うように限定的に解釈されるものかどうか、これまたそうはいかないのではないかと。集会は集合であつて集合でないといふことは、そう確立された定義のようにも必ずしも思われていませんが、それはそれとして、とにかくそういう危険をはらんだ立法だということなんでありまして、その次の問題をさらに出していきたいと思います。いま工作物の問題から話を発展させたわけですが、明日、寺田議員がいろいろの問題を提起されると思いますが、通常、ある財産の制限とか撤去とかいう場合については、これは一定の憲法上の根拠、法律上の根拠を当然必要とすることはもちろんでありますが、いまの民事法秩序では、任意にこれを買収する、どうしてもそれが必要だということであるなら、さらに公共性その他を理由にして土地収用で賄う。他人の建物なり土地なりを強制的に権力が使うという方法はこれしかないわけですね。任意で定めたら土地収用と。それをこれはどうでしょう、裁判所による救済の道も大方閉ざされている。運輸大臣の一方的な命令で自分の建物の使用禁止がなされてしまう、こういうことになるんですよ。それもとたとえば所有者自身に責任があるという場合だけではなくて、

たとえば、だれかが間借りをしている、そこが集合の用に供された、そのだれかが、さっき言ったような意味で破壊活動者だと認定された。こういうことになりましたと、所有者は、それは全然その建物がどういふふうに使われていたか——まあ貸してはいるにしても、知らないまま使用禁止、つまり財産権の機能のうちの利用ができなくなる。それに、その破壊活動者と認定された人たちが従わないで集合をしようとする、場合によっては壊されてしまう、封鎖されてしまう。その範囲も、さっき言ったように、鉄道沿線三千メートルの範囲に及ぶ、こういうことができていいんでしょか。憲法は二十九条で財産権の保障を非常に強くうたっている。しかも、その制限に対して「正当な補償」その他の規定を置いておるし、手続的に言えば土地収用——建物を含む収用ということにならなければ、それはできないはずなんです。そういう日本の憲法秩序、それを基礎にした民事法秩序というものを、根本的に違つて、これを崩すような内容のものを国会が立法ということになります。これは大変なことになる。この点をどういふふうには足立さんお考えになっていますか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほどの御質問でも私お答えしたんでありますが、憲法違反になるといふおしりを受けないようにと、これはもうずいぶん私もこの立案に当たっては配慮をしたわけでございまして。矢田部さんに申し上げるのは釈迦に説法でございますが、憲法は財産権を保障していることは申すまでもございませぬが、しかしやはり公共の福祉に適合するようにという条件も定めているわけでございます。成田の今日の事態はまさに異常な事態でございます。しかも、先ほど来申し上げている団結小屋なんというものは、一体だれが、いつ建てたのか、所有者も恐らく管理者も明確でないものが大部分じやなかろうかと、これは私の推察でございますが、思つております。そういう場合に、やはり成田の安全を守

つて、私どもは、集会と集合の意味はまだ厳密にはわかりませんが、ただ、提案者の言うように限定的に解釈されるものかどうか、これまたそうはいかないのではないかと。集会は集合であつて集合でないといふことは、そう確立された定義のようにも必ずしも思われていませんが、それはそれとして、とにかくそういう危険をはらんだ立法だということなんでありまして、その次の問題をさらに出していきたいと思います。いま工作物の問題から話を発展させたわけですが、明日、寺田議員がいろいろの問題を提起されると思いますが、通常、ある財産の制限とか撤去とかいう場合については、これは一定の憲法上の根拠、法律上の根拠を当然必要とすることはもちろんでありますが、いまの民事法秩序では、任意にこれを買収する、どうしてもそれが必要だということであるなら、さらに公共性その他を理由にして土地収用で賄う。他人の建物なり土地なりを強制的に権力が使うという方法はこれしかないわけですね。任意で定めたら土地収用と。それをこれはどうでしょう、裁判所による救済の道も大方閉ざされている。運輸大臣の一方的な命令で自分の建物の使用禁止がなされてしまう、こういうことになるんですよ。それもとたとえば所有者自身に責任があるという場合だけではなくて、

るためには、これはどうしてもあつた集合の用に供されるものについてはこの際規制を加えなければ安全が保障できない。現行法では仮にできて非常な長期にわたる手続、裁判まで経なければできないということまでございまして、これはもう大ぜいの人命と航空の安全を図るという大局的な見地、社会公共の福祉の立場からこういう非常立法を考へざるを得ないという決断をいたしたような次第でございます。

○矢田部理君 民主主義というのは長い時間がかかっても、そしてまた手続が大変であつても、そういう手続なりルールなりを踏むことが非常に大事なんじゃないでしょうか。空港公団も来ておるようですが、そういう手続なり段取りなりを今日まで着実に踏んで来なかつたことにもう一つ問題があるんじゃないでしょうか。十数年間もこれはもうすでに経過をしているわけですよ。いまだここへ来て時間がない、一方的に開港日を設定して、時間がない、だから臨時異例の立法だというようにことで憲法秩序や民事法秩序を根本的に破壊するような、人権を徹底的に否定するような法律をつくっていいんじゃないか。空港公団に、いままでのやり方について問題はあなたの方にそういう責任が一つあつたんじゃないか。いま足立さんが私から怒られていられるとあれであります、いろいろ意見を言われているわけでありまして、あなたはそういう反省をしておりますか。そういう一連の経過について公団としての考え方を伺います。

○参考人(大塚茂君) 公団の発足といいますが、成田に空港の位置、規模等が決まる段階、それから公団がスタートしての段階等に、今日から振り返りまして、必ずしも十分な手続、手続等踏んで行われたと言えない点が指摘されることは、これは私もある程度認めざるを得ないというふうに思っております。しかし、それだからといって、この成田の空港の価値、必要性、そうしたものが決して損なわれるものではございませんので、私どもはそういう反省の上に立ちながら、この空港の

早期完成と安全な運営というものを一日も早く図っていかねばいかぬというふうに考えておるわけでございまして。

○矢田部理君 国際空港の設置は国策だと、国策だから何をやってもいいんだと、民主的な手続もルールも侵して、憲法を崩してまでも、国会の多数派さえ形成されれば立法が可能なんだというところに私は問題があるし、その前提をつくり出してきた空港公団の姿勢に厳しくやっぱり批判を加えておきたいと思うわけであります。

もう一度問題を戻しまして足立さんに伺います。工作物の使用禁止命令を出します。そして、その種行政命令に従わなかつたときには——禁止命令そのものにさつき言った憲法上の問題があるわけでありまして、その命令に従わなかつた場合には、行政上の代執行の措置が行政代執行法によって規定をされておりますが、それは御検討なさいましたか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 通常の場合では、当然いま矢田部先生が御指摘のとおりだと思ひます。また、私も代執行法をずいぶん検討しました。あの三条の三あたりでできないかということも検討いたしました。が、やはり現行法ではどうしても無理があるということで、特別緊急立法に踏み切つたわけでございまして。

○矢田部理君 この行政代執行法それ自体も私は問題があると思ひますが、それにしても行政代執行をするに当たっては、各般の手続を中間にはさんでいるわけですね。御承知かもしれませんが、行政命令が出た、この行政命令自身がいというわけじゃないですよ、憲法違反の内容を十分に含んでいるけれども、この行政命令が出た、その命令が履行されなかつた場合に行政代執行法はどうなるか。代執行のこれは大原則です。

「他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ」ることができるとなつ

ている。しかし、これをやるに当たつて「相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならぬ」、その「戒告を受けて」さらに「指定の期限までにその義務の履行をしないうとき」に初めて行政上の強制措置がとれる、これが行政代執行の原則なんですよ。なぜこの原則までも否定しなきゃならなかつたのか。十二年間もすでに期間があつたのに、あるいはその後もうろんな経過があつたにもかかわらず、ここでもまた二十日の開港、これを動かすべからざるものという前提に立つて、驚くべき内容、だれが見たつてどうして許したいようなこの立法をやつたり強行しようとしていられるんじゃないか。この行政代執行ですらいろいろな批判や問題を含んでいるにかかわらず、この程度の手続すらとるまいとまもなく、使用禁止命令の次には封鎖、封鎖がやらねければ今度は除去だ、全面的に所有権を否定するような権力を運輸大臣に与えようとしている。これはどう見たつて行き過ぎじゃありませんか。過激派対策というものが余りにも感情的に高ぶり過ぎて、あなたの方の頭では、相手が悪く、りや国家は何をやつてもいいんだという議論にもなつていられるとしたら、私は大変なことだといふふうに思つていられるわけでありまして。もう一度提案者の見解と御意見を求めたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 行政代執行を否定するわけではございません。いろいろと専門家にも検討してもらいました。私自身も立案者として責任がありますから、及ばずながら若干の勉強をさせていただきまして。しかし三月二十六日に起こつたあの事態を前提とし、その後私も成田周辺を視察しました自分の体験からいまして、このまま放置しておけば、とても新東京国際空港の安全運航は保証できない、これは現行法でできる限りのことはもちろんやりますが、もう一歩出て、緊急立法をする以外にないという決断をしたのはその辺にあるわけでございまして、それがけしからぬとおっしゃればもうそれまでござい

ますが、少なくとも私も四党で協議をしまして、この社会不安を除去するためにも、どうしてもこの程度のことではやらなきゃならぬということで、憲法違反の点については十分配慮をしたつもりでございまして、たとえば衆議院の運輸委員会におきまして共産党の小林さんから、暴力集団が暴力の目的で建てたこの団結小屋等をぶち壊して、何で補償をするのだという意味の御質問がございまして。しかし目的はそうであつても、やはり憲法に定める財産権の補償ということはやるべきだといふ私は答弁をしたわけであります。気持ちとしては小林さんと同じ気持ちですが、これは憲法違反のそしりは受けたくないということで、十分な配慮をして、こういう案にいたしましたということをお答えしたわけで、余分なことまで申し上げて恐縮ですが、こうした私どもの気持ちもおくみ取りをいただきたいと思つております。

○矢田部理君 国家は感情の動物であつてはならぬといふふうに私は思つておるわけです。その感情を露骨にあらわしたのがこの立法であるし、しかもその前提として、さつきから申し上げているように、二十日開港ということを動かしたがいものとし、前提として、この二つの組み合わせの中から、さつき私が指摘したように、非常に多くの危険と問題をはらんだ法案をつくり上げていられると思つておりますが、次の幾つかの問題点をもう少し指摘をしておきたいと思ひます。

その一つは、法律専門家などから民事上の財産権制限、使用禁止その他を含むところの財産権保障の規定に対する否定的法案だと。その意味でも憲法上の問題が大きくあるだけではなく、一番末尾九条には、御承知のように、懲役、罰金等の刑罰の定めがあります。この刑罰を定めるに当たつては、当然前提となる犯罪の構成要件を明確にしなければならぬ。単に明確にするだけではなくて、法律をもつて明らかにしなけりやならぬというのが憲法三十一條の基本的原則です。罪刑法定主義と言われるものであります。ところが、この犯罪構成要件の幾つかの要件のうち非常に不明確な部

分がある。つまり、犯罪となりますのは、運輸大臣の工作物の使用禁止命令に違反をして、集合の用などに供した場合、六月以下の懲役というふうになっているわけですが、その前提として、さっき申し上げたように、保安施設や、あるいは空港機能確保施設、さらにはそれを基礎にした規制区域の指定等々が、すべて運輸大臣に抽象条項で白紙委任をしている。しかも、その破壊活動者の認定には、繰り返しになりますが、おそれのある者まで含むということになりますれば、罰は決まっているが、罪の方が確定していない。その確定は委任された運輸大臣あるいは政令、この行政機関の恣意的認定が可能だという構造、仕組みになっているわけです。その意味でも憲法違反性が問われる、あるいは問われなければならぬ性格の法律なのでありますが、この点、提案者はどうお考えでしょうか。

○衆議院議員（足立篤郎君） 実はこの立法に当たりまして、罰則の問題につきましては非常に、何といいますか、横並びといいますか、専門的な知識を要しますので、実は衆議院法制局に依頼をしまして、こういう規定を設けてもらったわけですね。立案者の私としては、もつと重くできないか、ということを経理法制局に要求したんでありますが、法制局としては、これは行政措置に対する処罰であるから、この程度が限度であると、こういうこととで、やむを得ずこういうことになりました。私としては実は不満があるわけですが、その点は法制局も参っておりますから、説明をしたいと思います。

○矢田部理君 いや、私が質問したのは、罰が重いか軽いかという質問じゃないんです。罰は決まっているようであるが、罪の内容が法律上確定しているじゃないんじゃないか。この構成要件を明確にするのが罪刑法定主義の基本原則の一つだと。これについて足立さんはどう検討されてきたのか、考えられておるのかということを伺っているんです。足立さんはどう考えているかということ。

○衆議院議員(足立篤郎君) その辺も含めまし

て、ひとつ専門家の方から答弁さしていただきま
す。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) ただいまの御質問ですが、問題はこの第三条の第一項の禁止命令を出した、禁止命令はもちろん恣意的に出せるわけではございませんので、その第三条の一項の各号の用に供されておるあるいは供されるおそれがある、それにその供することのないようにと、いうことで禁止命令が出るわけですが、もちろんこの判断は運輸大臣がせざるを得ません。しかしながら、実際にこういう用に供してないにもかかわらず供したということで罰則をかけようとしているかどうか、この点は争いになろうか、かと思いますが、したがって、この法文の立て方といったしまして、この禁止命令が出た限りにおいて、しかも、この禁止命令はこの命令を出す、この法律で定められております要件に合致してい

るという限りにおいては罰則は適用になる。その
 限りにおいて構成要件について私どもそれほど不
 明確だと、こういうようにには思っておりません。
 ○矢田部理君 あなたも法律の勉強をしてきたと
 するならば、とりわけ立法者の側に立つとするな
 らば、法律というのは素直にだけ読むんじゃない
 て、その法律の是非というのは、権力者がこれを
 任せられたときに、この法律をどこまで拡大解釈
 可能なのか、どういう乱用の危険が想定をされる
 のか、そこを定規の一番基本にしてその巧拙、是
 非を論ずべきだというのがこれはもう法律家の常
 識じゃありませんか。恣意的乱用はされない、し
 ない、恣意的乱用をしない歯どめは全然ないんで

ありますから。これが法学を學んだ者のABCです。恣意的乱用をしないであらう、公正な運用をするであらうということを前提とした法律の審議というの、私は率直に言つて正しい態度じゃない。あなたの説明にもかかわらず、禁止命令を出してす前提がごとく運輸大臣等の、場合によつては政令等の白紙委任の中でのやつぱり操作にゆだねられてゐる、こゝはきわめて重大な事実である。この辺で運輸大臣としてこの種憲法問題、そ

れから全体が運輸大臣に権力が集中する、あなたの判断がすべてに優先することになるいろんな問題点を指摘してきたわけですが、ひとつ所見を伺っておきたいと思います。

○國務大臣(福永健司君) 先ほどからずいぶん何回も運輸大臣がこう、運輸大臣がこうというようにおっしゃいました。もとより本法案においてその種の表現がされているという意味においておっしゃったのでありますが、私の方では運輸大臣にそういう権力ないしそういう権能をお与えくださいなどとは別に思っているわけじゃございませんので、先ほどから足立さんが何回か言われますように、こういうような事態になって何とかしなければならぬという意味で、国会において皆さんが御研究いただいております、特に矢田部さんはいろいろ運輸大臣が悪いことをするんじゃないかというふうな、悪い意味ではないが、そういうことがあつてはならぬぞよという警告的な意味も加えつついろいろの御所見がございました。私は一々拝聴をいたしておりますたわけでございます。私といたしますと、法律ができれば国会の御意思によつて決定されたことについて、われわれはそれに対して忠実に対処していかなければならない、これは当然でございます。しかし、現在の段階のようにいろいろの点から御検討をくださいまして結論を得ていただく、また、その結論を得る前にいろいろと注意すべきことのお話をいただいておりますことは大変結構だと、こう思うわけでございますが、いずれにいたしましても、私どもはできました結果については、先ほどからいろいろお話がございましたようなことを十分心して対処しなければならぬ、こういうように考えております。

なお、現在まで十数年の間こういうことを抜かつておったからこうじゃないかというおしかりがたくさんございます。これはこれでありがたくちやうだいし、それについてわれわれは今後もより一層氣をつけていかなければならぬと思うのでございます。おしかりを受けるように長く年月が経たしています。

いうことはそのとおりではございまいしょうが、また同時にこういうように非常に長い間いろいろやつてもなかなかうまくいっていない、そしてしかも三月二十六日はああいう事態があつた、ここでどうあるべきかということで国会がいろいろ御心配をいただいておることに對しては、私は大いに敬意を表する次第でございます。だから、いままでは心からおわびもしばしばしているところであり

ます。でございますが、同時にそういう困難なる事態のもとにおいて何とかして打開をしていかなければならないということについては、まあおしかりは受けたつともそれぞれ一生懸命にやっておる次第でございます。ただし、これをもつて足れりとすべきではもちろんございません。さらに一層精進をすべきだと思います。この法案との関連におきましては、先ほどいろいろな伺つておりますが、どうぞひとつ国会においていろいろの点を御審議、御検討をいただきまして、その結果、結論を得ていただきますならば、それに対して私どもは先ほどからお話があったように、こんなことで法案が通つてしまつと運輸大臣が何するかもわからぬというようなことで、運輸大臣は、運輸大臣とは何回かおつしやいました。そのたびに気の小さい私は身が縮む思いをしておつたわけでありますが、ことほどさようにこの法案がどうなるかということについても関心を持つておりますし、結論を得たならば、それに対して徹頭徹尾忠実でなければならぬ、こういうように考へておる次第でございます。

○矢田部理君 運輸大臣の答弁を基礎にして運輸省にお尋ねをしたいと思うんですが、運輸省はこの法案が通ることを一刻も早くそうしてほしいと望んでいるだけではなくて、すでに諸準備を重ねてきて、直ちに政令を策定し、二十日前にも団結小屋等の使用禁止、撤去等にかかるという報道もなされているわけでありますが、先ほどから足立さんが言われているように、保安施設や機能確保施設の当面この政令なりで決める範囲というも

の、いまだことごとくを考慮しておられるのか、どこまでしか考えていないのか、その点だけ確認的に伺っておきたい。

○政府委員(高橋寿夫君) この法案成立直後の事態としては、ただいまお尋ねのような保安施設、機能施設の政令を定めるつもりはございません。

○矢田部理君 直後という限定をつけておりますが、足立さんの方のお話はこの法案自体がもう空港とその周辺だけなんだ、これは法律の意味とは別にです、立法者、提案者の意思として非常に強調された発言を何度か繰り返しておるわけでありまして、直後だけでなく、運輸省としても仮にこの法案が成立したところではそれ以上拡大をする気持ちはいま持っていない、空港及びその周辺だけだというふうに伺ってよろしゅうございませうか。

○政府委員(高橋寿夫君) 直後という言葉は言い直せば当面ということでございますが、足立先生の先ほどの御認識も当面の事態によつての認識だと思ひます。したがひまして、当面の事態にして変わらなければ、先ほど御答弁申し上げましたことは変わらなないと思ひますけれども、事態にして変わつてくる場合には、先ほどの答弁の申し上げましたことも変わる可能性はあり得ると思ひます。しかしながら先ほどからのお示しいただいておりますような、この法律を乱用すると大変な危険が起きますということは、私たち自身も行政官の一人として十分認識いたしております。したがひまして、成立の晩におきまして、運輸大臣がこれを執行する立場になりましたときには、十分そういったことにならないように注意をしていくつもりでございます。

○矢田部理君 一応これは確定的な質問ですから、そう伺っておきますが、乱用すると大変なことになるといふだけではなくて、乱用しなくてもこれ自体が本質的に非常に大きな問題、憲法上の問題を含む問題点を持っているということを認識しておいてほしいわけでありませう。

そろそろ時間が来ましたが、それから国鉄においていたしたいんですが、時間がなくなつて大変申しわけありません。あと一、二点憲法上の問題点に限ってだけ伺つておきたいと思ひます。

憲法上の問題点といたしましては、この罰則に絡んで、とりわけ九条二項であります、三条の三項でたしか使用禁止命令を出した、その履行が確保されているかどうかというのを調査するために関係者が立ち入つて、関係者というのか、運輸大臣の方で立ち入つて関係者に質問をすることができるといふ規定がございます。この質問に対して答弁をしないというところ、あるいは虚偽の答弁をしたという場合にこの罰則の規定が置かれてゐる。その前項では命令に違反して工作物を使つてゐるという場合には、それ自体にも罰則がある、その使つてゐるかどうかを確かめに行つて質問に答えなかつたとか、虚偽の答弁をしたというところに、これも罰則、つまり、すべて一項を起して刑事事件の捜査とは違ふんだという妙な確認規定みたいなものを置いておられますけれども、にもかかわらず、実体的には刑事調査的な内容を含む刑事捜査的な色を、性格を持つてゐる。とすれば、当然のことながら憲法上の保障の黙秘権の規定が、保障が当然にここで働かなければならぬわけでありませう。その黙秘権の保障を、答弁拒否者に対して処罰をするというところは否定するものではないか、黙秘権規定に対する違反ではないかというところで、ここでも憲法上の問題が出てくるわけでありませう、足立さんいかがお考えでしようか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私はこれは刑事被告人に対する尋問ではない、行政上の目的による尋問でございますから、憲法上の黙秘権の問題は関係がないと思つておりますが、先ほど来申し上げておるとおり隣に専門家がおりますから、法制局の方から答えさせていただきます。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) また先生からおしかりを受けるかもしれませんが、いまちよつと足立議員が申し上げましたように、この立ち入

り調査権といふのは、一般的にこの法律で申しますと命令の履行を確保するための行政上の必要に基づき立ち入り質問の権限でございます。それから、先ほど黙秘権の問題に關連して先生がおつしやいましたことは、要するに刑事の場合における自分に不利な供述を強制されない、要するに黙秘の権利がある、そういう場でございます。基本的な場が違ふ、こういう認識をいたしております。したがひまして、この法律で三項から五項までにこういう規定がございますが、これは特にこの法律で設けたわけでございませぬので、通常一般に行政法規にはこの種の規定はございませぬ。そこで問題は、そうであつたとしても、先ほど来先生は、これは非常にこう治安立法に關連してゐるからもう刑事捜査と紙一重だ、あるいはそれに踏み込んでゐるんじゃないか、そういう危惧をお持ちだと思ひますが、私もまた考え方が違ふとおつしやるかもしれませんが、行政法規の場における行政の効果の確保のための質問、立ち入り、そういう問題である、こういう理解をいたしておりますので、直接的に憲法三十八条ですが、黙秘権の規定との関連はない、こういうふうに理解いたしております。

○矢田部理君 行政目的だから憲法上の保障は受けれない、これは二つの効果を持つわけですね。命令に従つてゐるかどうかの調査でありますから、命令に従つてゐないというところになれば、一方では行政上禁止命令を越えて今度はたしか封鎖、除去という次の処分に移行する内容。従つてないことにかかわる、答弁いかんによつて罰則にかかわつてくる。つまりこれは刑事と行政が交錯してゐるんです。だから、観念的に行政目的の調査だからという説明だけでは実態的な説明にはならぬというふうに思ひます。

以上幾つか出してききましたが、もう一点だけまとめて伺つておきたいと思ひますが、足立さんは先ほどから空港周辺の状況に対してこの法案をもつて報いるんだ、処置をするんだということを盛んに強調されました。それ以外の地域について

は逆に頭の中では考えておられなかつた。少なくとも現時点では余り重視をされておられないように思われるわけですが、そうだとすればなおさらこれは憲法九十五条ですか、一つの地方公共団体——成田を中心にしたですね——に適用にされる特別法だといふ考え方のようにも聞こえる。一地方公共団体のみに適用される特別法なんだという理解に立つとすれば、当然のことながら、これは住民投票が必要になつてくる、この辺のところはどうお考えになつてきたのが第一点です。

それから最初の問題に戻るわけでありませうが、法律の条文としては異例といふのですか、珍しいといふのでしようか、目的のところできわめて抽象的に「最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、」こういう法律をつくる、こう言つてゐるんですね。提案理由の説明にはこういうことはあるかもしれないが、法文の説明としてはきわめて用語として珍らしい用語法です。「当分の間」といふのはどの程度のことを頭に描かれておられるのか、普通は臨時立法にして一年にするとか三年にするとか、あるいは時限法にするとかといふ立法の仕方が普通なんでありませうが、どうも大変短いようであり、当分の間と稱して明治時代からいまでも続いている法律もないわけではありませぬからね。ここら辺のところはどういう議論だったのか、考えなかつたのか、この二点を伺つておきたい。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私、先ほど来御答弁申し上げております成田空港周辺が問題だということをお願いしたんですが、その他に全く問題が将来起こらないとは申し上げていないわけですが、それも先ほど来何回もおしかりを受けていたが、暴力集団が集合の用に供するような工作物をつくりさしななければこの法律は全く適用されないわけなんです、それが目的なんです。ですからどこにどういふものが将来出てくるのか予測もつきませぬから、これがきわめて限られた立法だといふふうに断定するわけにはいきません。それにこれは法制局の方、それから内閣法制局にもいろいろ協議をしたんでありますが、地方自治とは

全く関係のない全く限定された立法だということ
で、住民投票の必要はないという判断をもちつて
いるわけでございます。

それからもう一つ、「当分の間」というのは、い
まおっしゃるとおりたくさん法律はあると思ひ
ます。で、本来ならば五年なら五年というよう
な期限立法も考えられるわけですが、結局
国民が安心して成田空港を利用できるように、国
際的にも信用を回復するようないつ来るか
ちよつと見通しがつきません。しかし緊急立法で
あることはもう間違いない。したがってこういう
異例と申しますか、当分の間ということにしたわ
けでありますから、廃止措置がとられなければ恒
久立法にもなるというふうに御理解いただきたい
と思ひます。

○矢田部理君 もう一点だけ伺ひます。

いまのお話でも非常に危惧を持つてありま
すが、状況によつては永久立法にもなるんだとい
うようなお話を聞けば、なおさら私は冒頭に申し
上げましたように、この法律の治安立法的性格、
いろんな方面に地域的にも拡大される可能性、い
ろんな運動や闘争に適用される危険性を持つ立法
だというふうに、私はますますきよの答弁を聞
いて感じたわけでありまして。とりわけこの立法を
する周辺では、空港の次には原発だというよう
な議論も実はささやかれているわけでありまして。
しかもそれが治安的問題を色濃く秘めている内容が
議員提案の形で出る。これも率直に言つていかに
なものだろうかというのを国会のあり方として
実は私は心配をしている、そういう点で私が幾つ
かの点を指摘をしました。率直に申し上げて十分
な回答が得られませんでした。おしかりを受けた
という受けとめ方はあるかもしれませんが、しか
られたから別にこれを改めるという話にはなつ
ておりません。おしかりを受けたら率直にこれを
やっぱり撤回すべきだというふうに思ひます。少
なくとも時間をかけてもう少し議論の用に供すべ
きだ。その点でいろんな答弁をいただきました
が、率直に言つて私は納得できません。そのこと

を申し添えて私の質問を終わりたいと思ひます。

○衆議院議員(足立篤郎君) 矢田部さん、私ども
は三月二十六日のあの忘まわしい体験から、衆参
両院で全党一致の決議が行われました。その要
点は申すまでもなく二点ございまして、その第一
は、政府は断固として暴力を排除せよ。その暴
力を排除するために必要最小限の緊急立法を考
えたわけでございます。本末全党一致でこれは
提案をしたいと思ひまして、自民党の、私は政調
会でございますが、国会対策委員会の方は全党に
呼びかけて熱心にお話を申し上げたんであります
が、遺憾ながら社会党、共産党の御賛成を得られ
なかつた。こういう経過でございますので、そ
の辺もひとつお聞き取りをいたしまして、でき
れば社会党、共産党にも御賛成をいただきたい
と、こういう提案者としては切なる希望を持つて
おります。

○瀬谷英行君 まず、私は国際空港というの
がこれから先ますます重要な役割をわれわれの社会
の中で果たすようになってくるであろうというふ
うに思ひます。この国際空港というものの存
在を否定するわけにいかないと思ひます。ただ
し、この成田空港が開港すると仮定をいたします
と、利用者が非常に多くの不安を持つていと思
ひます。要するにびくびくしながらこの国際空港を使
わなきゃならぬ、こういう事態になる可能性があ
ると。そこで少なくとも空港を使う場合にびくび
くしないで使えるということは最低条件でなけり
やいかぬと思ひます。安全に開港がで
きるかどうかということがまず問題であると思
ひます。そこで警察関係に念のために心配はない
というふうに言えるのかどうか。これから先、年
がら年じゅう一万人もの警官でもって周辺を警備
するなどということはできない相談じゃないかと
思ひます。したがって、今後の警備体制はどのよう
にやるお考えなのか、まずその点をお伺ひしたい
と思ひます。

○説明員(近藤恭三君) 警察は、これまでも運輸

省や空港公団その他関係機関と協力をいたしまし
て、警察としての必要な措置を講じてまいつたわ
けでありますけれども、今後、当面は開港時の警
備という重要な警備がございまして、これにつ
て全力を挙げて、これまでも申しておりますよう
な、いままでの教訓を踏まえて、責任を持った警
備をいたしたい。これについては自信を持つてお
ります。さらにその後の、空港が供用されました
後の恒常的な状態について、これがどのような情
勢が展開してくるかということは非常に見通しは
むずかしい要素がございまして、それぞれ
の情勢に応じて警察は必要な体制をとりたいとい
うふうに考えております。ただ、空港が開港され
ました後はそれなりに空港としての機能を持つ
て、国民も付近の住民の方もそういう受け取り方
をされていけば、ある程度、開港までの緊迫した
情勢というものがいつまでも続くというふうなこ
とではないんじやないかというふうにも思つてい
ます。ただ、私どもはそういうふうにも思つて、
はいいいことではなありませんので、常に情勢
を見つめながらそれに応じた体制を責任を持つて
とつていきたいというふうに考えております。

○瀬谷英行君 開港までは万全を尽くしておる、
開港後はある程度、これは何とかなるんじやない
のかというふうに聞き取れるわけですよ。しか
し、いままでのこの反対同盟の責任者の言動から
するとそう甘く見ていくわけにはいかないのじや
ないかという気がします。三月二十六日のあの
管制塔襲撃事件は、私はこれは立法上の不備じや
ないと思ひます。警備上のミスであり、油断
であり、手抜きだったんじやないかと、こうい
う気がいたします。その点はどうですか。

○説明員(近藤恭三君) 三月二十六日の事件が警
備上のミス、油断、手抜きではないかというこ
とでございますが、御指摘のような点が全般的に
はあったかと思ひます。ただ、私どもはやっぱり
あの事件を非常に小さく評価するわけではありま
せんけれども、管制塔の破壊といった犯罪行為と
いうものがやっぱりマンホールから抜け出てきた

という一つの道があったわけでありまして、あ
れさえなければという気持ちは強いのでございま
すけれども、しかしそれだけということではな
く、全般的に十分な教訓としてこれは受けとめ
て、今後はそういうことは絶対に起こさないとい
うふうな決意と自信を持つております。

なお、先ほど開港後は何とかなるんじやないか
というふうな御印象をお持たせしたようで大変恐
縮でございますけれども、開港後につきましても
私どもいろいろ問題がまだ残つておるといふふう
に考えておりますので、たとえば空港警備隊の体
制という恒常的な体制につきましても、警察とし
てそれなりに対策措置を講じていくという姿勢で
おりますので、この点も御了解いただきたいと思
つております。

○瀬谷英行君 私ども運輸委員会での空港の視
察をいたしましたときに、一様に感じましたこと
は、この管制塔に過激派の諸君が入つてきた場合
にはどういふことになるだろう、ということをし
心配をしたわけですね。それは行つた人の言葉とし
て異口同音に出たわけですよ、大丈夫なんだろう
かと。エレベーターもなるほど直通しないような仕
掛けにはなつておる。しかしそのエレベーター
だって乗り継ぎをしていけば何とかなるわけ
で、関所の方を幾ら固めたつもりでも、その関所
が門があけつ放しになつていて警備の人がうっか
りしておつただけでも通れるようになっていれ
ば、関所の役は果たさないわけですよ。だからそ
ういう意味であつたからだからこんな法律
をつくらなきゃならぬんだというふうになつた
んです。これはまことに遺憾なことだと思ひ
ます。いままでの審議を通じて聞き取れること
は、類がないと思ひます。まことにあつたとい
言ひます。解釈の幅が広過ぎる。で、内容的に
は大規模的な治安立法と、こういふ感じがする
んですよ。だから、近代的な法律としてはちよつ
と例がない、十手捕りなわ時代の法律のような感

じがするわけです。しかも、手続的には全く拙速、即席ラーメンの拙速主義でもつてきているわけです。そこで、私はこういう法律ができれば役に立たないことを政治家としては考えるべきではないかと思うんです。この法律を有効に生かそうということになりますと、大変に問題が残ると思うんです。だから、この法律が仮に成立したとしても、何とかしてこのような法律が発動しないというふうな状態をつくり出すということが大臣としての責任ではないかと、こういう気がいたします。その意味で福永運輸大臣が反対同盟の委員長とお会いになったということは、成果があつたかなかつたかは別といたしまして、そういう試みが行われたということは私は評価をしたいと思います。ではないかと思うんです。そこで、今後も地域の農民あるいは地権者、これらの人々と話し合いをされるという御用意があるかどうか、それから、大臣としてその点今後どういう方針をもって地元の説得に当たられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福永健司君) まず、この法律案と関連いたしまして、瀬谷さんが、これが立法化されて発動することがないようなことが望ましいと、こういうお話でございました。まあ、この法案と限らず、予防的效果を上げるために用意されて、実際にはそれが効果を發揮して、いろいろ適用されて、その結果いろいろなことが行われたということもなくて済むというようなことがより望ましい場合もあると思うし、日本の長い歴史の中でもそのようなこともあつたかと思ひます。私は、私自身も関連するこの法案でございまして、いろいろのことが言われますが、国会においていろいろ御心配になつて何となくよくよくにいうことで立法していただく、そのことに對しましては深く敬意を表したいのでありますが、願わくはその御心配が、心配はしたけれどもその心配するほどのことはなかつたということで終われば大変ありがたいと、それを強く望んでおる次第でございまして、かといつて、そういうことであれとい

うことでいろいろなことを怠るようなことではもちろんいけませんので、彼此いろいろ考え合わせまして対処していかなければならぬと思ひます。

お話のように、昨日も私は反対同盟の委員長と相当時間話し合ひをいたしましたし、その他いろいろなことを、まあ何とかうまくいかぬかというので、病氣になつたときに、私も大変重い病氣をしたんで経験がございまして、どの薬がきいたかわからぬが、後でよくなりやこれはありがたいと、こういうふうに思つてございまして、いろいろな手段を講じて、何とか事態の打開を図るということ、これはどうしてもしなきゃならぬと、こういうふうに思ひます。したがつて、昨日はあいつ次第でございまして、今後も誠意を持って対処していきたい。いろいろ話し合ひ等の方途はいろいろございまして、誠意を尽くし、手を尽くしてその努力を続けてまいりたいと思ひます。この空港にいたしましても、現在までに進行しているいろいろのこと、これからいよいよいろいろやつていかなきゃならぬという事情、そういうことをよく考えますと、いよいよもつてそういうことに意を注いでいかなければならぬ、こういうふうに考えておる次第でございまして、道は険しくかつ遠いけれども、一生懸命にやつていかなければならぬと、そういう考えでございまして。

○瀬谷英行君 大臣から薬の話をされましたが、この法律が特効薬になるかどうかということなんですけれども、薬は薬でも麻薬か覚せい剤のようになさういふおそれがある法律はあると思ふんです。第一、たとえば暴力主義的破壊活動者、こういう認定の方法でありますけれども、運輸大臣がそういう認定をすればということになつておりますけれども、じゃ運輸省のどの部局が暴力主義的破壊活動者の認定に当たるのかということですね。これは大変むずかしいんじゃないかという気がします。それはヘルメットをかぶつて鉄パイプを持つてのし歩いているのばかりが暴力主義的破壊活動者というふうにはいかなと思ふんです。年がら年じゅうそういうかっこうしていればわか

りますけれども、それが着物着て角帯でも締められりやわからぬだろ、団結小屋だつて、団結小屋がけしからぬからこれをつぶそうと言つたつて、じゃ団結小屋の看板を外しちゃつて、料亭成田とかあるいはレストラン三三三だとか、こういうふうになつたら、これはどうしますか。中で三味線の音でも聞こえるようになったら、これはちよつと踏み込めないでしよう。こういうふうな、工作物にしたところ、あるいは暴力主義的破壊活動者というふうなきめつけてみたところ、事態をじゃどうやって確かめるかという問題が出てきますよ。大変むずかしいと思ふのです。それはもはや運輸省の仕事としてはちよつと無理じゃないか、むしろ警察の仕事に入つてくるんじゃないかという気がするんですね。それらのことを具体的に運輸省ができるのかと、やるとすればこの部局がどういうふうにしてやるんだと、自信があまりになるのかどうか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(福永健司君) 立法はすべてある程度いまお話があつたようなことで問題があるわけでは、実は私も求めて運輸省でこういう仕事をやらしてくれとか、やりたいなどと言つた覚えは全然ないのでございまして、ただし、国会で先般のような事態があつた、そのことにかんがみて、これから後こうあるべきだということ御審議を願つて御決定を願えれば、その後はその法律、できた立法に忠実に従つていかなければならない、これは当然のことでございます。

そこで、実は正直申し上げますと、瀬谷さんいとおつしやつた、いろいろ認定をしたり、その他いろいろのことをどこでやるのかという話でございまして、もともと政府がいろいろ用意をして、ぜひこれをやつてくださいというふうなことで臨んでおりますのなら、かなり前広にいろいろな対策を講じていくわけでございます。正直に申しまして、私もはまだそういう仕事をどこでやるか、これしよせんはやつぱり航空関係のところを主に

なつてやるということではございまいしやうが、瀬谷さんお話しのごとき、紺屋の白ばかみみたいなところがあり得ると私は思ひます。いままでの専門とちよつと違ふところがございまして、と申しまして、先ほどから足立さんが何回か説明されたように、異例のこういう事態に對処して行くことでございまして、国会でお決めた結果、このまゝいくと大部分私どもがかぶることになります。が、これからどうなるかわかりませんけれども、大体いきそりな空気に思ふわけでございまして、でも、いずれにしてもそういうことではございませんが、法律ができた時において、できたがこれに對処する受けざら行政の方においてないというのでは申しわけない。一夜にしてでも一時間のうちにしてもそれに対処するように私はせざるやらない、こういうふうに考えておる次第でございまして、目下悩みの一つであることには間違ひはございませんが、悩みがあるからというのでどうもうまくいかぬというふうなことではないように、皆さんからまあまあだと言つていただけるようにいたしたい、そういうふうに考えております。したがつて、こういうことになるが用意はどうじやと言われますと、現時点においては必ずしもすでに用意はできてお待ちしておりますということではございません。ございまして、法律ができる時にいかに受けざらがないというふうなことであつてはなりませんので、これに對しましてはなるほどという対処をしていきたい、こういうふうに考えております。

○瀬谷英行君 提案者にお伺ひいたしますがね、これは運用はきわめてむずかしいと思ふんです。団結小屋がけしからぬと言つたところで、その団結小屋というものがそもそもはつきりしたところじゃないんです。じゃ三千一メートルのところ、団結小屋が移つちやうといった場合にどうなるのか。それからまた団結小屋そのものが姿、形を変えてしまふ。小屋じゃなくてマンションかアパートに変わつてしまふ、あるいは料理屋かレストランに書きかえをしてしまふ、こういうことにな

と、これは運輸省の航空局の方で認定をしよう
たつて認定のしようがないでしょう。そういうこ
とはお考えになつていらつしやるんですか、どう
なんでしょう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 俗称団結小屋でござ
いまして、先ほど矢田部さんから、アパートみ
たいなものに暴力集団が集まつたらどうするんだ
と、それらもまた集まるのかというお話がござ
いました。これは事態の推移を見まして対処すべ
きものはさらに対処しなきゃならぬと思ひます
が、現状においては、現在差し迫つて成田のあ
の全くの異常事態、これを何とか解決して国際線
を利用する内外のお客さんに安心してもらう。同
時に、これは国の何といひますか、安全を守るこ
とにもなるわけでありまして、そういう意味です
から、これからの事態の推移によつてはいまおし
やるような点が確かに考えられます。しかし、こ
の法案では、現在俗称団結小屋と言われているこ
れを規定しているわけでありまして、この規定
にはまるようなものがあれば多少形は変わらま
しても、これは運輸大臣がどういふ決断をするか私
は知りませんが、その段階でどういふ決断を私
は禁断なり封鎖なり、場合によれば除去しなけれ
ば航空の安全が期せられないということになれば
法律の範囲内で処置をされるでしょう。しかし三
千メートルということになりますと、これは法
律では規制ができません。それはまたそういう事
態に備えてそのときに考えなきゃならぬ問題だ
と。これはさつきからよく申し上げておるよう
に、実は私自身はこれ立案者なんです、最初は
もつと勇敢な方も明かに憲法違反と言われるよ
うな案を平気で考えたんですが、四党共同提案に
なる過程で、ともかく憲法違反は避けなきゃなら
ぬということ、なるべく限定してしていろいろ
ななそしりを免れたい、そして目的だけは達した
い、こういうことでやりましたので、三千メー
トルは規制の対象にならないというところは、この
際は、はっきり申し上げておきます。

○瀬谷英行君 非常に恐ろしい法律のようであつ
てあるいはまた大変に抜け道もあるような法律で
もあると、こういう感じがするわけですよ。だか
ら、葉で言えば麻薬が覚せい剤というふうには私
は言つたんですけどね。しかし、そういういまの成
田における反対派の動きあるいは過激派集団の動
きというのは、そんなに表面的にしつぽをつかま
れるような動きをしていないわけですね。だから
これはやろうとして非常にむずかしいんじゃない
かと。モグラ退治みたいなもので、煙の上を走
り回つてこん棒でもつて探し回つたつてなかなか
思うようにいかないのじゃないかという気がする
のです。果たしてこの法律でやれる自信がある
のかどうか。自信がないというならなせ出
したのだと言われるから、これは自信があるんだ
というふうにお答えになるかもしれないがね。
やっぱ問題は問題を本質的に解決をするとい
うことにあるんじゃないかという気がするのだ
よ。

まず、この成田問題の失敗の第一は、場所の選
定を誤つたことじゃないかと、こういう気が私
はいたします。われわれは内陸空港には反対して
まいりました。むしろ飛行場をつくるならば海洋
の埋め立てをやるべきではないかということをし
張した記憶があるのです。

昔の議事録をいろいろ調べてみましたけれど
も、一番最初にこの国際空港の問題が出てきたの
が昭和四十年で、このときは運輸大臣が松浦周太
郎さんでした。そして富里空港が問題になつてお
ります。一番この富里空港に早く目をつけて国会
でもつて追及したのが現在の副議長の加瀬完さん
です。これが議事録を見ると載つておるわけであ
りますが、その次に昭和四十一年に中村寅太さん
が運輸大臣のときにやはりこれがかなり具体的に
提案をされております。

昭和四十一年の六月の議事録を見ますと、岡三
郎議員から質問がありまして、佐藤総理大臣並び
に友納千葉県知事とが會つて、三里塚の牧場を中
心としたところの敷地を推進したいという話を聞
いておるんだが、大臣の方から説明をしてほしい

と、こういう要望がありました。それに対して中
村寅太大臣の方から、「できるだけ地元の方々には御
迷惑のかわらない方法で検討いたしました結果、
三里塚の一角、あるいは果有地とか、ゴルフ場と
いうような、そういう反対の方々の御迷惑をでき
るだけ少なくするという方針でいろいろ検討いた
しました結果、三里塚中心の三百二十万坪くらい
に、四千メートルくらい滑走路と二千五百メー
トルないし三千メートルくらいの滑走路一本、こ
れで空港をつくらう、こういうことに大体の方
向が一致いたしました、きのう総理が知事にも協力
を要請しまして、知事も検討を約して、地元で検
討するということになったという情勢でございます
。」と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

と、このように佐藤総理と友納知事との間で話
がここのようにまとまつたわけでも、地元で検討す
るということになったという情勢でございます。

が、米軍の基地があるんだけど、米軍の基地を返しても何とかならんじやないのか、それからまたブルー14という軍用航空路があるんだが、この成田に空港を求めるといふことの理由の中に、ブルー14というのがある、軍用飛行場がこのブルー14の西の方にある。したがって、この民間航空の問題としていろいろどうするかというのを考えても解決がむずかしいからというところで、新空港の予定地をそのブルー14の西に求めることはできない、したがって現在の予定地の方向に探さざるを得なかった、こういう事実があるわけだといふことを手塚航空局長が答弁をいたしておられます。そうすると、この答弁から推定できますことは、成田が適地だったといふわけではない、米軍の空域等を考えて成田に下がらざるを得なかった、こういう意味のことが述べられておるわけですね。

そこで、それならば何で米軍の基地を一つぐら返してもらえないのか、それからブルー14についても検討してみないのかといったようなやりとりが出てくるわけなんです。私が質問をしたところは、成田に決まってるからなりたっている時点で質問をしております。それまでなかなか決まらなかったといふこともありますけれど、その当時から地元の意向の尊重といふことを強調されているんです。事実上は少しも行われてなかった。まず間違ひとしては、場所の選定を誤ったといふこと、それからその地域についての説得がおろそかにされておったといふこと、これが二つ続くわけでありまして。そして反対同盟の力がだんだん強化をされておるといふことが、これらの昔の議事録を調べてみるとうかがえるわけなんです。病氣はやはり早いうちに治せばいいけれども、こじらしてくるとなかなか治らなくなってくる。今日は最大限にこじらせてしまったという状況ではないかという気がいたします。果たしてこのような状況のもとに安心できる国際空港として成田空港が機能できるかどうか、その点は大変問題だと思ふんです。だからこれ以

上事態をこじらさないうちに決断をするところは決断をするといふことが必要になってくるんじゃないかという気がいたします。その点、地元との話し合いでもってどこまで話を詰められるのか、これを私は非常に關心を持っておるんです。けれども、まず戸村反対同盟委員長との最初の大臣の話し合いはどうもまだなかったようであります。またまらぬのは当然だと思ふんであります。今後の問題として、私はこれでこりてもうさじを投げるといふことをすべきじゃないという気がするんですが、どうでしょう、これから打開をするには可能性ありとお考えになるか。大臣としてはあきらめずやれると、やれば打開ができるというふうにお考えになっておりますか。その点どうですか。

○国務大臣(福永健司君) いろいろ御指摘のあった点についてはそれぞれ考えなければならぬわけですが、地元との話し合い等について今後いかに対処するかというふうな意味におきましては、まあ昨日の話し、時間はかなりかけたのであり、戸村氏にしても、十二時から話し合いをして、二時には用がおりますので最初に言ってみえたのを、二時四十分まで向こうの都合を繰り合せて延ばして、かなりきつうとしての話としてはいろいろなりとりがあったわけですが、ことではないという意味においては残念と言えは残念ではございますが、経過はかなり友好的なムードの中に進行したと私は見ておるわけでございます。

そこで瀬谷さんが、まあきつうはあいう程度だが、こりてはいかぬと、この上にもっと努力するようにというふうな御示唆を加えてのお話でございまして、私自身もそれから戸村氏も、最後に別れるときにはその種の言葉を交わしつつ別れたわけでございます。いわば再会を約束するとか、再会を期するような表現をいたしておりました、またそういうことばかりでなく、三里塚も福永さん私が案内するから二人で見えて回ろうよと

いうような話で、ぜひそういうことをお願いしたいというふうなことも等々言っておたわけでございます。それはまあいま三里塚のこととおっしゃいましたんで、そういうふうな気持ちでございまして、この意味で申し上げるわけでございます。

そこで、いろいろこれからのことを考えますと時間はきわめて乏しいのでございまして、それなりの考え方でいかなければならぬわけでございますが、なかなか双方に、双方と申しまして戸村氏の方にもいろいろ事情があるようで、けさほどの新聞を拝見いたしますと、向こうでみんなと相談せずに勝手に福永健司に会ったのは何じやというので問題が起きているというふうなこと、まああれはしかし手順としてはそういう議論があるかもしれないが、会ったこと自体が無意味であるという御批判ではないと思ふます。一部の人が何か——そこいらのあたりはよくわからないうでございまして、いずれにいたしましてもそういうことだけから見ますと、後なかなかその次が容易じゃなさそうな話にも聞こえますが、私はそういう事情は、これからはさるにいろいろ検討の上しかるべく対処していかなければならないと思ふますけれども、いずれにいたしましても、さらに話を続けるなり、それから五月二十日という日は迫っておりますけれども、それから後にまだいろいろあるという、こういうことを考えますと、私は、私はいまのお話のとおり、さじを投ぜずに大いに努力を続けるというお話、そういう御趣旨のとおりに対処してまいりたいと思ふます。病がこじれてえらい悪くなったところへきたとおっしゃいます。昔われわれ若いときには、肺病なんというものはひどい病氣だと思っておりましたが、その後療法等が進歩いたしました、いまやそういう病気で死ぬ人はいないというふうなことでございまして、それとこれとは幾らか違ひます。幾らかじやない、大いに違ひますけれども、まあ瀬谷さんが病氣の例をお使いになりましたので申し上げますが、まあいろいろいふことはございまして、いずれに

良薬は口に苦しだろと思ふますが、いずれに

たしましてもあらゆる努力を今後とも傾倒してまいるたい、そういうふうに考えております。

○瀬谷英行君 大臣が反対同盟の委員長と二時間四十分話をされたといふことは、私は決して無意味じゃないと思ふんです。それだけの時間をかければ、これは時間的には福田総理大臣とカーター大統領の会談と同じぐらいですから、それだけ話をすれば大したものだと思ふんです。それでしかしまあ第一回は仕切り直しになるでしょう。これは仕切り直さなければ、相撲だつて何回も仕切り直しするんですから。しかし、内容としては、私は反対同盟にしたところで余り意固地なことを言つて一切話し合いに応じないといふことになれば、今度は反対同盟そのものが批判をされることになると思ふんで、実はきょうの委員会でも私は参考人として地権者農民の代表の方に出席してもらいたいと思ひました。それから千葉県知事も出てもらいたいと思ひました。ところがなかなかうまくいきません、まあ千葉県知事の話も立ち消えになりました、それからせつかく委員会でお決めた地元の農民の方の出席も話がつづれてしましました。これはどうもやはり福永大臣と反対同盟委員長との話というものが地元にいるんな影響を及ぼして、その飛ばちりでもってせつかくきょう参考人に出てもらおうと思つた地元の人の意見まで聞きはぐれてしまつたといふことになつたのではないかと思ひます。その辺の事情よくわかりませんけれども、これはやはりかなり地元の姿勢というものが硬直化しているといふふうにか考えられるわけなんです。それだけにこのまま政府があくまで既定方針どおりで開港を推進する、二期工事を進める、しやにむに突っ走るんだと、こいういう姿勢をとると、何が起きるかかわらないといふ気がするんです。そういう心配があるんです。こいういう法律ができようときまいて、京成電鉄に火をつけて、これは一車阿焼けてしまつたといふ事実がありましたね。ああいうことは、この法律ができなかつたやれるわけですね。それを考えると、お互いが硬直した姿勢でもって突っ走

って激突をするということは、われわれ何とかして避けなければならぬと思うんですね。まごまごして、また流血の惨事が生ずるということになれば、その犠牲者が警察官であれ、反対同盟であれ、農民であれ、だれであつてもよくないと思うんです。だから、何とか犠牲を出さない方法を考えるというのが、こまめでくるとお互いに配慮しなければならぬことじゃないかと思うんです。

そこでどうでしょうか、やはり政府としてもこれはこまめで来て成田をあきらめますということはないかと思ふのでありますけれども、しかし、たとえ二期工事については、先ほど大臣のお話がありましたが、休止をする、この二期工事の方はしばらく手をつけず、休止をするというくらいは積極的にこれは具体的に解決をする、ということをとらえず打ち出して、そして地元との話し合いをとにかく詰めていこうじゃないかということ、胸襟を開いてみたらどうでしょうか。それでも地元の反対同盟が大臣と会つてはいけなく抑えるようならば、これはむしろ反対同盟の方の責任になつてくるわけですから、大臣の方では会わぬ、断固既定方針を遂行するんだというこゝろでいけば、これは政府の方の責任になつてくる。お互いにやはり多少は譲歩をするようにしないといふと、話し合いの糸口はつかないと思ふんですよ。だから、事はめんどろくもしいない、立場もあるし、メンツもあるだろう。しかし、いま非常に重要な時期だと思ふんです。だから、私はあらゆる努力を費やしてこの話し合いに持つていく。そして流血の惨事は避けたい。このための合意を求めざるを得ないだろう。そのためには、やはりできる限りの譲歩を政府側としても用意しなければいかぬという気がするんですが、その点は具体的にどういふことか、あえて詰めませんけれども、そのくらいの配慮があつてしかるべきだと思ふのでありますが、どうでしょうか。

○国務大臣(福永健司君) 大変いろいろお考えを

いただいたの御発言でございます。私もそれをあつたがたく拝聴しつつお答えをしなければならぬと思ひます。激突はあくまで避けなければならぬと思ひます。きのうも別れますときに、平和的に、平穩裏に問題の解決をしたいと思ふのであります。まあそのために途中で話が出たんでございすが、いわゆる三条件を地元反対同盟側では引つ込める。そこで二期工事を、いろいろ後なごやかに進めるために、いままでの方針は開港とともにすぐに二期工事にかかるということにございまして、ございまして、それを休止して平和裏に、このことを進めるようにしてはどうかという一つの話が出たわけにございまして。私は、先ほどちよつと触れましたが、これは確かに二期工事をどうするかということは政府部内で相談をいたしてございまして。ではございまして、私はそういうこととありますならば、先方で三条件も引つ込めると、そして平和裏に開港を迎えよう、こういうこととありますならば、私の方には一生懸命の努力をいたしますと、このあたりまでは実はお答えをしたのでございまして。しかし、戸村氏の方では、二十日に開港するというものでは、それではどうもこつちはそういうわけにいかぬと、こういうような話でございまして。だがしかし、そういうこともあつたけれども、そういうことだから話し合ひしようよといふことではなくて、なお話し合ひしようよといふことなんです。ですから、私は私なりの解釈をしておりますし、向こうの事情はよくわかりませんが、新聞にはいろいろなことが伝わつておる、そういうことで問題はこれから大谷にあるかと思ひます。懸案事項という表現で瀬谷さんのおっしゃつたこと、うちにもいろいろあることがあるわけにございまして。約束したことは誠意を持つて解決しなければならぬと思ひます。私も、実は運輸大臣になりましていろいろ聞いて、こつちもいろいろ約束しておるのかなあと、いうことがたくさんございまして。しかし、幾らた

くさんあると、過去の責任者諸君が約束したことは私は当然に責任を帯びて実行すべきものである、こういうふうに考えておるわけにございまして、早い話がいままで約束したことはかりでなく、お互いに話し合つてこれはこうすべきだなどというところについては、今後も考えていかなければならぬ、こういうふうに考えております。そういうような次第で、いまのところはまだそれじやないといふことで両者が一つの結論に到達してすつかり話がついたという状況ではございまして。はなはだ残念です。残念でございまして、私は今日以後も、きょうはこうしてこちらへ伺つておりますが、実は昨日も参議院の委員会——先にちよつといふこと出かれますから申し上げると、ございまして、いまここにはおいでになりませんが、皆さんのお仲間の方にもきくうはそういうわけではないといふことを、向こうで会う時間に次官をよくしまして、その時間になつたら言つてもいいから、そう言つて御了解をしてくれと言つておきましたら、後千葉へ連絡が参りました。快く御了承いただいたというので私もやつと安心しまして、時間をいただいたので、二時間四十分というのも、そのおかげで向こうで話ができたわけなんです。そういうような次第でございまして、きょうはまた有益なお話等も伺いました。そういうことも頭に置きつつ、私は今後ともさらに努力をしたい、こういうふうに考えております。

○瀬谷英行君 私はできれば千葉県知事にも出てもらいたかつたのでありますけれども、それはなぜかといふと、そういうふうな話し合いの仲介を県側がやらなければいかぬと思ふんですよ。一切合切これは地元と政府の間の問題だといふので、県だとか市だとか、こういう地元が人ごとみたいな顔をしていられるのは間違ひだと思ふんです。特にこれまた、昔の議事録をいろいろ読んでみますと、参事人とのやりとりの中で現地視察もやつてもらいたい、行こうと思つと、千葉県側が、行くとんだ目に遭うからやめた方がいいと言つて、県の方が抑えたといつたようなやりとりが議事録の中にあるんですよ。だから、これは昔の話なんでありまして、県がそんな姿勢をとつておつたならば、この重要な問題を解決するといふことはできないと思ふのであります。したがつて、特に県が話し合いのための必要なその下準備を率先してやるべきではないかと思ふのでありますけれども、県側に対してそのような行動をやつてきたという気配があるのかどうか。また、これは県知事等はいろいろな意向を持つておるのか、これは大臣に聞くのは本筋じゃない、県側に聞かなければならぬことなんでありまして、政府側でどの程度の感觸を得ておるのか、あるいは行政指導等が行われているのか、その点もあえてお伺いしたいと思ふんです。

○国務大臣(福永健司君) お話こつとも拝聴いたしました。県、市、町等は、市、町と申しますのは成田市とかあるいは現地の芝山町——向こうからは知事もしばしば私のところへ来てくれております。それから成田市の市長及び市の議員、芝山町の町長及び町の議員、こういう人たちがしばしば私のところへおいでいただいております。もちろん私も伺つております。私の方はそう余り何回もお伺ひはできなくていて残念に思ひますが、しばしば電話等でもございまして申し上げたり、お願いを申し上げたりしておるわけにございまして。この知事、市長及び町長、また、議員の皆さん、それからことに国会の議員の皆さんも千葉県選出の人は与野党ともいろいろ御心配をいただいております。心配をしておる御心配をいただいております。ずいぶんしかる人もございまして、まあ結構なことでございまして、いろいろそういう意味で接触を保つておるわけにございまして。

そこで知事は、もうある程度申し上げた方がいいかと思ひますが、私も行つて具体的に相談したこと等もございまして、そのうちでございますが、たとえばきのうのことと関連いたしますと、私は場合によつたら知事に立ち会つてもらふというか、

一緒に聞いてもらう方がいいと思ひました。もう済んだことですから申し上げます。しました。当時知事は、知事として知事の立場でいろいろ実をやってくれておりましたから、それを続けたらと思うのでありまして、それがたがって、私は知事を交えてという会合は知事と相談の結果やめにしておいたわけでございますが、知事としてやれることについては、大いにいま瀬谷さんの言われるような意味において協力しましょうという心境で対処しております。ですから、今後ともそうであらうと私は確信いたします。同様のことが成田の市長だとか芝山の町長についても言えるわけでございまして、ただ、そういう方々はそれぞれ立場があるので、必ずしもほかの動きと一緒にというわけにはいっておりませんが、実はいろいろやっております。その内容をただいまここで申し上げますことはある程度の成果を得た時点でない、そのことのために事が壊れてはと思ひますが、私はこの際は伏せさせておいていただきますが、いずれも何とかしなれば、成田をこのままでおいていたんじやという気持ちで、皆さんが心配していただけているという方々にも私は敬意を表しておきたい、お礼を申しておきたいと思ひているような気持ちでございます。なお今後とも一層そういうことに私の方も心得て対処していかなきやならぬ、そういうように考えております。

○瀬谷英行君 この法律は団結小屋の撤去ということを考えているのかもしれませんが、団結小屋を撤去すれば問題が解決するという性格のものじやない、これは大臣もよく御存じだろうと思ひます。提案者も恐らく団結小屋を撤去すれば成田問題は円満に解決をするというふうにはお考えになっておられぬと思ひます。問題は、それ以前の問題にあるわけですが、私はこのままこの法律を強引に成立をさせてこれを発動をして、しかも力でもってその反対派の動きを制圧をして、無理やり一番機を飛ばせるというよう

なことはこれは余り得策ではない、少なくとも大人の知恵としてはどうかという気がするんです。やはりある程度は政府としても譲歩をするんだから、最大限に譲歩をするんだから、だから話し合いによつて円満なしかも安全な開港ができるようにするといったような道を求めるべきだと思ひます。それと、そのためには地元とすれば非常に政府にとって無理難題と思はれるような条件が出てくるであらう。それをそのまま生でぶつて合つたんでは妥協はなかなかできないと思ひます。ありますけれども、その中にもやはり最大限の合意を見出す努力というものはすべきだと思ひます。その合意を見出す努力というものは私とはことなまで続けてほしいという気がいたします。それはこのままで行きますとどんなことが起こるかかわからぬという心配があるからなんです。そういう心配をあくまでなくすためにそれらの努力を継続してもらいたいということを強調をいたします。法律としては私はこれはまことに問題が多過ぎる、できればこのような法律は成立させたくないというふうに思ひます。しかし、もし成立をさせざるを得ないならば発動をしないで済ませる方法を選びたい、こういう気がいたします。その点を特に強調をいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(三木忠雄君) 速記をとめて。
(午後四時三十四分速記中止)

○委員長(三木忠雄君) 速記を始めて。
(午後四時三十四分速記開始)

○内藤功君 この法案はまさに空港公団に関する法案なんです。その法案の御審議を願うという立場にある方が、しかも参考人として理事会でも決定されておられる方がおられないために、さっきの話だと役所に帰ったというお話、十五分間の中断をしましたね。ひとつあなたの方からその点の釈明をまず求めたい。私はそれをただけなければ入りません。

○参考人(大塚茂君) 貴重な先生方のお時間をむだにお過ごしさせましてまことに申しわけござい

ません。実は瀬谷先生の持ち時間がもつと長いというふうには承っておりまして、私自身の公団での仕事もたまっておりまして、帰りまして仕事の整理をしておるというので、大変御迷惑をかけたことは深くおわびを申し上げます。

○内藤功君 冗談じやないです。こういう空港公団に関する法律が審議されているときは、そう長い時間じやないんですから、ずっとやはりここに座っていて、自分に質問がなくてもどういふ審議がなされているかというのを虚心坦懐に聞くのがあなたの方の務めだと思ひます。終わつてから帰つて仕事をすればいいんです。その点はやっぱりぼくは間違つていいますね、その点はどうですか。

○参考人(大塚茂君) まことにおっしゃられるとおりでございます。

○内藤功君 総裁は午前中答弁の中で――私は参議院本会議三月二十九日の質疑の中でこういうふう言つておるんです。『私の資料要求に対し、空港公団は、暴力集団による公有地上の不法耕作面積は、五十二年六月現在、実に二十四万八千六百・九ヘクタールに達し、いまですとこのところについての答弁の中で、八十六・九ヘクタールについての面積はそれとおりだが、二十四万八千六百・九ヘクタールの面積は、二十万八千六百・九ヘクタールとされている。私ここに代表質問のときに使つた資料を持っている。ちよつとここへ来てごらんください。いずれもあなたの資料とおり述べています。(資料を示す)』

いまごらんになったように私の手元に出ているおたくの方からの資料に基づいて私は代表質問の数字を述べております。さっきの答弁は取り消ししてもらいたい。取り消して陳謝してもらいたい。○参考人(大塚茂君) 先ほど私あいうふうなことを申し上げましたが、いま先生から私の方から提出した資料をお見せをいただきますとわかりませんが、不法耕作地というのはいまほとんど無数にあるんですが、その主なやつをグループにして、グループ別にして聞かせるのが数えると二

十四というところでございまして、まことに私どもの方の資料の出し方がまずかつたというわけでございますが、謹んでおわびを申し上げます、また訂正をさせていただきます。

○内藤功君 私は限られた時間でありまして、本法案につきましても、一つは本法案の必要性の問題、もう一つは本法案の解釈、運用上の疑義の問題、大きく二点に分けて提議をさせていただきます。大臣並びに政府委員にお尋ねをしたいと思います。

まず、イタリアでモロ首相の暗殺という事件が起きた。いま民主主義とこのテロ、暴力という問題が改めて問題とされているときに、私どもは民主主義政治を破壊するいかなるテロ、暴力というものに対しても厳しくこれは対処をしなければならぬという立場に立つていようと思ひます。また先ほど来国会両院の全党一致の決議ということがこの場で言われておりますが、しからばこの全党一致の決議があるからといって直ちにこの新立法というものの必要性に短絡的に結びつけるということについては私は大いに疑問を持ち、賛成できないという立場もあわせて表明をしておきたいと思ひます。

まず、現状についての認識を私どもはしたいと思ひますが、現在いわゆる団結小屋と呼ばれている建物、工作物、これは何カ所あるのか、またこの団結小屋と言われる工作物で三月二十六日のあの一連の暴力事件にかかわりを持っていて認められるものが何カ所あるというふうに政府は考へておられるのか、御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋寿夫君) 現在、常駐団結小屋と言われているものが三十五カ所ございまして、このほかに非常駐二カ所、さらにそのほかに要塞と言われているものが二カ所ございまして、これらの施設と三・二六事件とかかわり合ひにつきましましては警察の方からお答えいただきます。

○説明員(近藤泰二君) 団結小屋と三・二六事件とかかわりにつきましましてはただいま捜査中でこ

ざいますけれども、一般的に申しまして、被疑者いづれも黙秘でございまして、その辺のかかり合いについてははっきりいたしておりません。

なお、私がここで申し上げるのもどうかと思ひますけれども、団結小屋の個所数につきまして警察の方で確認をいたしました。きのう現在で一カ所減りまして、団結小屋の数がいま常駐が三十四カ所となっております。これは団結小屋の数はしよっちゅう変わるわけでございまして、三月二十六日ごろ現在では三十三カ所でございますが、四月中に二カ所ふえて四月末では三十五カ所というところになっておりますが、昨日までまた確認をしたところで一つ減って三十四カ所と、かようにしよっちゅう変わっておりますというのも一つの団結小屋の状況でございまして、あわせて御報告いたします。

○内藤功君 この法案が提案されている理由は、こういう団結小屋が暴力事件の集合の用に供されたり、あるいは火災びん等の製造の用に供されたり、あるいは提案者の申されるように軍事訓練、これが何を意味するかは必ずしも定かであるが、軍事訓練の用に供されることがある、そのためにこの法案を出すのであると、こう承っております。ところが、そのためには現状の団結小屋が何カ所あるかということと同時に、これがどのようになり三月二十六日の暴力行為にかかり持っているのかということがこの場で説明されなければ、われわれ委員会に属する人間としてこれは審議のしようがないのであります。運輸大臣、この点を政府としてどういうふうに明らかにしてわれわれに説明なさいますか。これが審議のまず前提だと思ひます。わからないということではこれは済まされたい問題だと思ひます。

○国務大臣(福永健司君) 御趣旨はごもっともに伺います。私の方では警察等から資料を提供されて、それによって何カ所とかなんとかということを書いておるわけでございますが、この点につきましては、警察の方の調査を私どもは伺つて対処している立場でございまして、警察の方から申

し上げさせていただきたいと思ひます。

○説明員(近藤恭二君) 三・二六事件につきましては、いままでわかつておりますところでは、第四インター日本支部と共産同のグループ、プロ青年につきましては、団結小屋から出てこの当日の犯行に参加しているということが判明をいたしております。

○内藤功君 それは特定した場合にどの団結小屋ですか。それからもう一つ、要塞の方はかかり合いがないのですか。

○説明員(近藤恭二君) 要塞につきましては、横堀要塞の状況、御存じのようなことで全員つかまつておりますが、これは管理棟等、いわゆる三・二六のその日の管理棟乱入というふうな事態とはかかわりはないと思ひます。あるいはその周辺における犯行ともかかわりはないと思ひます。第四インターにつきましては、出撃した拠点が大体判明いたしております。その他はちよつと不明確でござい

○内藤功君 こういう点が国会で明らかにされなければならぬと思ひます。ところがいま程度のこのしか出てこない。黙秘権を行使しているというのを理由にしておりますが、警察当局としてこの三十五あるいは三十四ある団結小屋のうち、どこどこが暴力集団のかかり合いのあるところなのかということとをここに説明しなければ、この法案の審議の前提を私は欠くだろうと思ひます。警察自体の判断としてどういうふうな認定を持っているのか、これしか資料がないのか、あるいは国会に言うことができないのか、その点をもう一回伺いたいと思ひます。

○説明員(近藤恭二君) 三十四カ所全体がやはり極左暴力集団の集結の場所であり、出撃の拠点というところでございます。また、闘争時に使用される火災びんとか鉄パイプその他凶器類の隠匿あるいは保管場所として利用される状況につきましても、たび重なる捜査で明確になっております。

○内藤功君 そうしますと、三十四カ所全体がある方は火災びんの集積場所あるいは出撃の拠点

地と、こういうふうに認定しているわけですね。さっきの答弁はそういう意味に正確にされたというふうに向つていいかどうか。これは議論の前提ですから。

○説明員(近藤恭二君) いずれもそれはそうした、法案に申しております暴力主義的破壊活動にかかりがある場所であるというふうに考えております。

○内藤功君 そのように認定するのであれば、いままでも公有地上の不動産侵害罪の適用の問題について警察がどのような措置を現行制度のもとでや

○説明員(近藤恭二君) 不動産侵害罪につきましては告訴が二つ出ているわけでございまして、一つは、空港公園用地に四十八年の九月から十月にかけてましていわゆる野戦病院というこれは私どもは中核派というふうに見ておりますが、工作物が建設された事案につきまして、四十九年の二月に空港公園の方から不動産侵害罪で告訴がござ

○内藤功君 これはもう全然私ども納得できません。地籍の確定はどうしてできないんです。

○説明員(近藤恭二君) 地籍の確認もいろいろな形で、地籍これ自体は空港公園の所有地でございますので、その面では公団自体からの告訴ということで一面はつきりはおるわけでござい

○内藤功君 これはもうやる気がないと私も感じざるを得ないんです。こういう公有地上の不法占拠工作物は、これは犯罪を組成した物件として没収の対象にもなり得るし、また裁判所の別の見解もあるにせよ、差し押さえるの対象にもなり得ると思ひますが、御見解はいかがですか。それを実行してないのはどういう理由か、お答え願ひたい。

○説明員(近藤恭二君) 確かにこれは犯罪の証拠物でございまして、私どもはもとと不法に権利

○内藤功君 十一人も事情聴取をやり、そして日には四十九年の告訴から約四年たつておる、四年三月月たつておる。そうしてわれわれの常識を絶する長期間これが処分いまだになされないまま放置されている。私は新立法を提案者が出される前に、こういう警察のやり方というものの、国会の決議から見つて非常にこれはおかれていると言わざるを得ない。地籍の確定なんというものはこれは現場に行つて、妨害があればそれに対して適切な対処をしながら地籍をはかるということこれは当然じゃありませんか。これがなぜできないのか。非常な私は怠慢で、現行制度自体のぎりぎりいっばいまで来ていない。つまり新立法を新たにわれわれがオーケーを言うような段階にまだ来ていない、こう見ざるを得ません。どうい

○説明員(近藤恭二君) 理由を一言に申しますと、被疑者の特定ができておるということとございまして、その辺を確認すべくいろいろな形でこれまで努力をして捜査を続けておるわけでござい

○内藤功君 これはもう全然私ども納得できません。地籍の確定はどうしてできないんです。

○説明員(近藤恭二君) 地籍の確認もいろいろな形で、地籍これ自体は空港公園の所有地でございますので、その面では公団自体からの告訴ということで一面はつきりはおるわけでござい

○内藤功君 これはもうやる気がないと私も感じざるを得ないんです。こういう公有地上の不法占拠工作物は、これは犯罪を組成した物件として没収の対象にもなり得るし、また裁判所の別の見解もあるにせよ、差し押さえるの対象にもなり得ると思ひますが、御見解はいかがですか。それを実行してないのはどういう理由か、お答え願ひたい。

○説明員(近藤恭二君) 確かにこれは犯罪の証拠物でございまして、私どもはもとと不法に権利

のないうところに建てた工作物でございますから、それを自主的に撤去すること自体はそうなすべきと申しますか、望ましいことであるかと思ひます。しかしおっしゃるような点もございします。で、犯罪の捜査という面からは、すでに不法に他人の土地に工作物を建設したということ自体で既遂の状態であるの採証はいたしてありますし、また撤去の事態につきましても捜査をいたしてありますので、犯罪の証明には工作物が撤去されたからといって要件を欠くということはないのではないかと、というふうに思っております。

○内藤功君 これは差し押さえの方法をとる一つの案件だと思ふんですね。それでこの問題に關連して、この間の千葉の地裁で一つの即時抗告に對する裁判所の決定が出ましたが、これに對して法務省、特別抗告をやつて、そういういふ不服の申し立て手続をやつてゐるうちに私は読んでいますか、一体どういふ理由でこの特別抗告を行つたのか、その要点を簡単に述べていただきたい。

○説明員(河上和雄君) 御指摘のとおり、ことしの五月八日に千葉地裁におきまして本件の、いわゆる横堀要塞の差し押さえ処分を取り消し決定がございしました。即日、千葉地裁において、右決定を不服といたしまして最高裁に對して特別抗告をいたしました。また同日付、千葉地裁に對しても執行の停止を申し立てましたところ、千葉地裁は執行停止の決定を即日やはり出してくれました。特別抗告の理由は、まあ憲法違反あるいは最高裁の判例違反といった刑訴法四百五條あるいは四百十一條に規定する事項を中心にしてゐると、こう聞いております。

○内藤功君 地裁の判断について、その特別抗告の中で最も力点を置いてゐるのはどういふ点ですか。

○説明員(河上和雄君) 現在最高裁で御審理中のこととございしますので、細かなことについては差し控えていただきたいと思います。

○内藤功君 とにかく特別抗告を檢察側がやると

いうことは、一般の人民がやる場合と違つて憲法違反を理由としますね。相當なやはり確信と理論的な裏づけというものがあつてなされたと思ひますが、その点はさう伺つてよろしいか。

○説明員(河上和雄君) おつしやるとおり、それ相應の確信と理論づけがあつて特別抗告をしてゐると、さう信じております。

○内藤功君 警察に伺ひますが、法務省はいまあひう答弁をしております。したがつて、まず公有地上の不法占拠物に對しては差し押さへのような方法も一法でありましようし、それから被疑者の特定のたつてには關係人を徹底的にやはり調べてこれを追及することが大事で、さういふ捜査の諸法をやはり行使してこれの捜査を続けることがまず常道であります。私は、そのほかに公有地上の不法占拠物を現実に暴力集団に使用させないための方法には、新法をまたないでも現行法であり得ると思ひます。どういふ方法があり得るのか、お答え願ひたい。

○説明員(近藤恭二君) 新法をまたないで暴力集団にこうした工作物を使用させない方法があるのではないかと、いふこととございしますけれども、その辺がむづかしいわけとございまして、不動産侵害の捜査はそれなりにいたしてゐたし、また、やはりこれが封鎖とか排除といふふうな方法での措置は一般的にはとりがたいといふことで新法の成立が検討されてゐるといふふうに思つております。なかなか、何かほかの警察のとるべき措置によつてこれを封鎖、撤去できるのではないかと、いふこととございまして、いろいろ検討した結果やはりそれはむづかしい。警察としては暴力集団の制圧という面では、それぞれにあらわれて行つてゐることに現場的な措置を繰り返してやるといふことの取り締まり、検査でございした不法行為の制圧に努力をしてゐるわけとございします。それと、先ほど申しましたように、たび重なる捜索といふふうな形でございした拠点について一つの取り締まり効果を上げるといふふうなことをいたしておるわけとございします。

○内藤功君 これは現行法と現行制度のぎりぎりまでやつてゐるかどうかといふ問題で私は非常に疑問を持つてゐるんです。たとへば、公有地上であれ私有地上であれ、あなたが言つたように三十四カ所が全部出撃ないし製造の用に供されたといふ、さつきさういふ答へが出てゐるんですから、さうだとすれば、この警職法にはこれは現行法で犯罪の制止だとか、立ち入りだとか、あるいは異常な行動の者に対する不審尋問の規定だとかいふものがあるわけと、さういふものを緊急の場合にやはり使つて、さうして現在の工作物の中でさういふ不当な準備行為がなされないように規制をするといふ努力が私はなされてゐない、さういふ言わざるを得ないのです。すなわち新法を提案するに熱してゐないといふのが私の見るところであります。さういふ警職法の使用についてはどういふお考えであり、どのようにいままでやつてきたのか。この三十四カ所の、あるいは三十五カ所と言はれるいわゆる団結小屋についてどういふふうなやつてきたのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(近藤恭二君) 警職法の犯罪の予防制止等につきましては、非常に厳格な要件がございしますけれども、いずれにしても警職法にいたしましても、それから職務質問、警職法の中にある職務質問あるいは捜索といふふうな形で三十四カ所、数がずつと変わつておりますけれども、さういふ団結小屋等に対して繰り返して警察として取り締まりの手を緩めることなく措置をいたしてきておるわけとございします。しかし、最後にはどうしてその効果は無い切れないと申しますか、取り締まりの効果の及ばない状況が現状としてございしますので、さうしたさういふ事情をおくみ取りで法律が検討されてゐるといふふうな承知をいたしてあります。

○内藤功君 私は特に今度三月二十六日の事件について、これが国会両院での決議の直接の出発点になつた問題であります。私どもは新立法は必要ない、中身に入つても問題がある。しかし、暴力

集団の行為は、これは現行法で最大限規制をせよといふ明確な立場でありますから、その立場で申し上げるのであれば、三月二十六日の事件について、この中から責任と教訓、これを引き出して、さうして二度と再びさういふことを繰り返さない方策を打ち出して実行する、このことがやはり最良の方策だと、民主主義を守る、また暴力集団を根絶する方策で、それを尽くさないで、いかにいかにいまの法律が悪いんだといふ方向に持つてきて新立法に持つていくといふ行き方には大きな疑問を持つておるものであります。

そこで伺ひたい。まず三月二十六日の事件については、私どもの党も延べ十八名の議員を九つの委員会と本会議に質疑に立てまして、さうして非常に詳しく聞いたつもりでございします。しかし、いまなお国民の中にはこの事件における政府、特に警察側の対応について大きな疑問を持つてゐる人が多く、現行法で手を尽くしたとどういふ思ひでない幾つかの点があるのか、伺つておきたい。

まず第一点ですが、この種事犯については事前共謀と実行行為、この二つが重要な要素であります。外見的な実行行為だけではなくて、事前の共謀、計画がいつ、どこで、いかなる動機のもとに、いかなる背景のもとに行われ、それがどのように進展したかといふ過程が多面的にまた時期を追うて明らかにされなければならぬと思ひます。この点でいままで新聞紙上を含めまして若干のものは出ておりますが、警察当局から国会に對する正式な報告といふものが、いま私は聞いておりませんので、警察当局の事前共謀、計画についての現段階における認識を国会を通じて國民に明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(近藤恭二君) 捜査の具体的内容に入つておりますので、やはりこれ事件がたたいま公判に係属をいたしております。また現在捜査中もございしますので、ただいまのような御質問の点につきましては答弁を差し控えていただきたいと思います。

○内藤功君 これはあなたの方の捜査といいますが、国会に對して、この立法をいま審議をしていくということでは、この運輸委員会にかかっているわけですね。私もこれはこれに對して、いまの現行の法律と現行の警察制度で最善を尽くしているかどうかというところがまず疑問である、この問題を提起しております。いわばこれが本委員会の争点にかかわる問題であります。これが明らかにされなければ、この法案の必要性というものは明らかにされないまま、永久に国会で明らかにされないまま、これが国民を拘束する立法として法律の効力を發揮していくのであります。私はかかることは、国会、最高機関、立法機関としてこれは看過することはできないんです。ですからあなたの方が捜査の秘密という、それは何かにもこれを言っちゃったならば捜査に支障があるというごくごく少数の個所を除いて、大綱においてどういふような共謀がいつごろなされたのか、共謀なくしてこの実行行為はないんです。そういう意味で、立法の判断をする上に必要なことなんですね。これを明らかにしてもらいたい、あなたの許せる範囲のものがあるでしょうから。全部言えないなんてことはないと思ふんです。これは国会の審議権を私は輕視したものだと思うのです。いかがですか。これは勾留理由開示なんかの席上では、裁判官からもう言っているはずなんでありまして。裁判官が裁判所で被疑者や関係人に言えることがなぜこの国会で言えないのですか。

○説明員(近藤泰二君) 御指摘の事前の共謀とか、共謀と実行行為の関係というふうな面につきましては、まさにいま捜査中でございます。で、それが公判にかかってもおりますので、御質問のそれをつまびらかにしたいというお気持ちには非常にわかりますけれども、やはり捜査中というところで答弁は御容赦を賜りたいと思ひます。

○内藤功君 提案者の足立先生に伺います。足立先生は提案者の代表としてここにわれわれに立法を提示されて、共産党にも賛成してくれなというところをおっしゃった。共産党は賛成する

わけにはいきません。いきませんが、論議をする上においては必要なやはり資料を出さなければ、私は論議できないと思ふのです。どういふようなことを現行法のもとで三月二十六日の事件に對して警察が尽くしてきたのか、万全であるのか、どうであるのか、こういう資料がわれわれに提供されないまま、なおこの法案を通してこれといふふうにおっしゃるんですか。これはどういふふうにならぬか。これはどういふふうにお考えになりますか。これでは立法の審議はできませんよ。

○衆議院議員(足立憲郎君) 先ほど来繰り返して申し上げておりますが、私も現地を見まして、本当にこの空港の周辺、目と鼻の先に暴力主義的破壊者の集団が常に常駐をし、しかも、必要があればにわかにならぬ、火炎びんも用意し、そしていつでも突撃してこれるような態勢にありましては、これはとても国際空港としての用をなさないといふことを痛感いたしました。かたがたいあなたもおっしゃったとおり、国会の御決議もございまして。そこで私も与党という立場で、政府、警察はもちろん関係機関を呼びまして、与党の最高決議機関である総務会でも慎重に検討が行われました。おっしゃる通りに、自民党の中にも警察が最善を尽くしているとは言いがたいといふような批判もありました。しかし、この俗に言う団結小屋ですね、これが存在する限り、これが機能發揮している限り、とうてい今日の状況では成田空港の安全は期せられないといふことは、また一致した結論でございまして、これを解決するために緊急立法、これもやむを得ないという党議の決定をしたわけでありまして。もうおおよその案ができました。野党にも御相談をした結果、四党共同提案といふことになったいきさつは先ほど来申し上げたとおりでございまして、いま参事官の答弁を私機で聞いておりました、捜査中であるし、公判中であるからこれは言えないといふのは、ともだと思ひますが、やはり過激派集団といふのは実に巧妙といふますか、緻密といふますか、な

かなかいあなた方が御指摘になるような、いつ、どこで、どういふ謀議、協議が行われて、どこから行動を起こしたかといふことは、これはなかなかつかみにくいのが実態ではなからうか。それほどここの団結小屋というのが成田空港に對して脅威を与えているといふふうには実は私も思ひ詰めてまして、これはぜひひとつ御賛成をいただきたいといふことを先ほど申し上げたわけでございます。

○内藤功君 足立さんの方から、参事官はあやうけれども、許す範囲においてこの国会の当委員会に事前の計画はどこでやったのかといふことをここに明らかにする、そういうことをあなた提案者として審議を進める上において参事官に言うてくたさいよ。資料をここへ出すように言つてくたさい。

○衆議院議員(足立憲郎君) これはいま私がずっと申し上げたとおり、現に捜査中、なお公判中といふことで、警察は警察の立場がございまして、私の方からどうも命令——命令という用語がございまして、督促せよと言ふのは御無理なことじゃないかといふふうにお感じしております。

○内藤功君 そういふことであれば、これはもう国会の決議があるから立法をとにかくお願いする、こゝういふ短絡したお話といふふうには私も承らざるを得ない。御無理な話はそちらの方であると思ひます。そうじゃないですか。

○衆議院議員(足立憲郎君) 委員長、ちよつと答えさせていただきます。

あなたは短絡、短絡と言いますが、これはもう相当慎重に協議をし、それから現行法で一体どこまでできるんだと。さつきもお答えしましたが、仮にできても非常に時間がかかり、手間暇がかかり、それでは成田空港の安全は期せられないといふことで、必要最小限度ぎりぎりしほつて今度の内容は提案をしたわけでございますから、その簡単に短絡をして、感情的にぱつとこゝういつてこの案をつくつた、こゝういふふうにはおっしゃらないでいただきたいと思ひます。

○内藤功君 私はもう聞けば聞くほどそういう感じがいたしますね。それでは具体的に警察に伺いたいと思ふんです。

まず私は、この三月二十六日の事件のいゝんな新聞の報道、国会での論議を通じてみまして、おおよそ六つに分けて非常に疑問な点が多いんであります。

第一は、警察が三月二十六日に通報があったのに出動しなかったと、これは一体なぜかという問題であります。これはまず、法務省おられますが、この空港の近くに多古町に法務省所有の旧少年院星華学園といふのがありますね。

○説明員(河上和雄君) ございます。

○内藤功君 警察に伺いたいです。この星華学園に暴力集団が当日集結していた。そのことを法務省の職員の人から警察に通報をしたのに出動の時間が非常におくれたと、この問題は国会でも論議されたことでもあります。この点について私は、この出動がおくれた問題、さらに、この結果第八ゲートあるいは第九ゲートが突破されたといふこととの関連、こゝういふ問題について警察の御認識をまず伺つておきたい。この対処の方法はおおむねどういふふうに対処されたのか。なぜおくれたのか。おくれたといふ批判に對してどう答えられるかをこゝで明らかにしていただきたい。

○説明員(近藤泰二君) 三月二十六日の星華学園からの通報に對して警察の対応がおくれたといふ御指摘でございます。それが結果して八ゲート、九ゲートの事案が生じたのではないかと、こゝういふことでございますが、通報がありましたのはもちろん事実でございますし、これによつて対応の措置をとつたのもまた当然とつたわけでございますけれども、何分当日の現場の状況といふものは、御承知のように、非常に広大なところで、一方で八千名のデモがすでに動かんとしておりますし、一方で千五百名のこれは本場にゲリラ的な極左暴力集団が小学校跡に集まつて、三方あるいは三方からまたさらに枝葉を分けてゲリラ的に行動を起

こうしてるときでございました。そういう中で少年院の方からの通報がございましたので、これはやはり措置をおくらすわけではございませんけれども、その状況を重ねて確認しながら全体の対応をいたしたわけでございます。いずれにいたしましても、非常にすぐに措置ができたというわけにはまいりませんでした。そこからさらに空港の方に向かって動き出した段階でそれぞれに検査措置をとっておりますし、また、九ゲート、八ゲートの突入の場面につきましては、いろいろと私も自分で検討すべき条件は多いのでありますけれども、いずれにしても、時間を多少要しましたけれども、空港内に入った者につきましては検査をし、あるいは規制をし、排除をし、警察としての措置を何とかとってきたというふうに思っております。

通報があったのにおくたという面につきましては、そういう面が若干ございますけれども、それはその当日の平常時、ただいまは少しちよつと想像しにくいような現場の騒然とした状況と広さということを御理解を賜りたいと思ひます。

○内藤功君 それはもうあなたの方が国会で答えているように、午前八時に第一報をかけたんですね。これはパレードを持ち込みましたよという第一報です。正午ごろに今度は七百人の集団がやってきて、それと火炎びんを積んだトラック四台がやってきた。そのときまた、来ましたよと言って電話した。そして、今度は午後の二時半、十四時半に第三報をやったと、こういうふうな午前八時から午後二時半まで三度にわたって職員の人々がやっているんですね。これはもう官庁の人がやっているわけですね。これがおくたということはないのは軽く見ておられるのですか。小さなことだと思つてはいるのですか。多少のおくれであると思つてはいるのですか。ここが無傷のまま出動すると第八、第九ゲートに次は行くだろうことは、これはあの地形から想像されることなんです。第八、

第九ゲートには、こういう部隊が星華学園にいてこの方面に来ることが考えられるということで、その警備を厳重にするというふうな手も恐らく打つていないと、いろんなこれは問題がありますよ。これはどういふような程度の誤りだと思つていいのか。原因はどこにあると思つていいのか。責任はどこにあると思つていいのか。どうしてここから教訓を引き出そうと思つていいのか、こういう点をお答え願ひたい。こういうことがしつかりしないと、いかにりっぱな、まありっぱではなくても、新法できてもこれは何にもならないですよ。そこを私は言ひたいのです。どうですか。

○説明員(近藤恭三君) 軽く見ておるわけでもございせんし、それなりの措置をとってきたわけでございます。機動隊がこれに、通報等に基づき、あるいはみずから現認をして、途中の地点にこれを迎撃して数十名の逮捕をいたしております。しかし、そこから八ゲート、九ゲートに至つたということもございまして、ゲートにおける警備の問題につきましては、これを教訓といたしまして、今度の五月二十日の開港時警備につきましては、十分こうした私どもの体験、教訓、反省事項というものを生かして責任を果たしたいというふうに考えております。

○内藤功君 これはやっぱ、機動隊の中の文書を見ると前進警備という言葉がよく出てきていますよ。積極警備。もうこういう初歩に反しているんですね。私はもう、これはそういう暴力集団をかかわり甘く見てやるというならまた話は別ですよ。しかし、これが違法行為をやっている人たちだと、規制する立場に立てば考えられないことなんです。

もっと細かいことと言ひたいけれども、二番目は、六個あるからね。二番目は、今度は、その部隊が第九ゲートに行つたわけですね。その部隊も含めて第九に行つたわけですね。私もこの間、五月の四日の日に実はあの付近の地形をずっと改めて見てまいりました。われわれの調査では、第九

ゲートの場合は、パトカー及び機動隊のバス、あの大型のバスをもって事件当時は警備に当たつていたはずなんです。事件当日は当然こういう特別警戒体制を組んで、平時と比べて多数の隊員をその第九ゲートには配置をしていたはず。実際ここには何十名いたのか、またこの所属の部隊が、それからバスを含む警備車両は何台置いていたのか、この点がいままでの国会の審議で必ずしもはっきりしないんで、ここではっきりさせておいてもらひたい。

○説明員(近藤恭三君) 第九ゲートにつきましては、当日、交代のパトカーが戻つてまいりました。が、このパトカーがゲートを通過いたしましたのに引き続き小型トラック二台がゲートを閉めようとしたときに突入をしたという事案でございまして、第八の二ゲートという場面では、パレードを突破して空港内に侵入してきたわけでございます。したがって、それぞれゲートにおける物的な防護設備とやはり機動隊の配備に問題があったというふうに考えております。九ゲートには一隊、八の二ゲートには一隊をそれぞれ配備しておつたわけでございますけれども、事態の緊迫化に伴つて、ややこのゲートをパレードで閉鎖した上でほかの地点の違法集団の阻止のために移動転進をしているという状況がございまして。

○内藤功君 ふだんよりも強化したということは今の話では認められないわけですね。手薄になつていたと。それから第九ゲートで、これも非常に疑問に思つているところです。パトカーが、暴力集団の装甲トラックとも言うべきああいう前に出つ張つた部分をつけたトラックに跡を追われる形で中に入つて、空港内の管制塔まで移動していったと。私はこれは常識で考えられないことだと思ひます。当委員会は運輸委員会でありまして、パトカーは特別発注であります。この車両は特注品であります。一般のマイカーと外観は同じでもエンジンだけは全く違つております。そうでしょう。大体こういうエンジンのパトカーが、

武装した人間を積んでそうしてドラムかんを積んだ重いトラックに追ひかけ回されていくと。スピードと馬力が違うんだから、それがほとんどくつついて追っかけ回されているというふうなことは、通常これは、私は運輸委員会だから特に強調したいんだけど、これはあり得ないんだ。通常あり得ない。案内をして離れないように行つたとかぼくは見れないんですが、振り切つて行くことができるはずなんです。この点はどうなんです。いままで国会審議で出てないから、この際総ざらいに聞きますよ。どうですか。

○説明員(近藤恭三君) 九ゲートという御指摘でございまして、九ゲートでパトカーに追隨をしてまいりましたのは、武装トラックではなくて通常のトラックでございまして。

○内藤功君 だからいわれる武装トラックと言つたでしょう。それは、そのトラックといういまの質問はどうですか。

○説明員(近藤恭三君) これはパトカーがゲートを通過した後に追隨するように入つてきたわけでございます。必しも逃げ込んだとかパトカーが追つかれたというふうな形ではないわけでございます。まあ、強いて言ひますならば、ゲートをあけたところにつけ込まれたという形で入られた形でございまして。

○内藤功君 これは本会議でも私は聞いたときに、加藤さんですね、国家公安委員長の御答弁にもあつたんですが、この装甲トラックは第九ゲートのすぐ手前で忽然とあらわれた、第九ゲートの直前で発見したと、警察の最高責任者がこういう答弁です。私はとんでもないことだと思ひます。大体、上にヘリコプターが飛んでおつたでしょう、ヘリコプターが。ヘリコプターはその現認をしてあらかじめ第九ゲートの警備を厳にするように言わなかったのか。聞きたいのは、その点と、もう一つは、この忽然とあらわれた、直前で発見したという答弁は、現在でも同じと伺つていいかどうか。○説明員(近藤恭三君) 先ほどちよつと申し上げましたが、第九ゲートでパトカーに追隨して突

入をしてまいりましたのは通常のトラックでございます。したがって、ヘリコプターが上空から観察、偵察をいたしておりますけれども、通常のトラックというところで、その辺は第八ゲートの状況とはかなり違いますので、第八ゲートの場合には、たゞさんの暴徒と申しますか、暴徒がたゞさんと一緒に参つておつたわけでございますが、九ゲートのトラックにつきましては通常のトラックで、暴徒もいないというふうなことで、ややその辺の状況が違ふのではないかと申すに思ひます。

なお、担当の私どもが大臣が忽然とあらわれたというのは、やはりそういう状況がございまして、その付近の民家から突然あらわれたというのはそのとおりでございます。

○内藤功君 突然とあらわれたにしても、第九ゲートのところでこのゲートを開いたら、空港署のパトカーが入るのにくっついて入ったと。そのときには分断するのがあたりまえでしょう。捜査の基本的なものです。後ろに警察のものでない、皆さん方が許可してない車両があつたならば、その間に割つて入つて分断をして、どういう車か、どこへ行くのか、だれが乗っているのかというのを確めなきゃならぬ。このことも初歩的なミスですな。ごく初歩的なまた重大なミスです。どうです。

○説明員(近藤恭三君) 突入をされたのは、もちろんそこで阻止をすべきであつたわけでございますけれども、いずれにしても入られたことは入られたのですけれども、そのゲート周辺で全員を検挙いたしておりますので、警察としての措置は果たしたというふうに思つております。

○内藤功君 それはこの前も私が言ったんですけれども、将棋で言うと、相手の飛車が成り込んでこつちの角がただで取られた、そしてその後で取りましたという理屈と同じなんです。それで味方の陣形はぐつと壊されたというふうな例と同じなんです。私は、まずこの中を突破されないということが大事だ、バリケードを突破されないということが大事だ。突破されて後でつかまえて

したというんじやだめだ。突破されて混乱させられた。私はこの点はもう重大な警備の基本というか、初歩を忘れたミスだ。これだけであつたら小さなミスかもしれないけれども、ずつとつながつていっているんですね。そして私はさらに不思議に思ふのは、あの三月二十六日の時点で、第九ゲートのところに、この国会の周りにあります、機動隊の装甲車やバスその他の車両を普通は横に並べて、こう車両のバリケードというのを、つくつて、そして侵入を阻止する方法がとられる。いろいろな場面ではよく見えたことがある。この方法をあのときとらなかつたのはこれはどういうわけなんですか。

○説明員(近藤恭三君) 当日の警備につきまして、それなりの判断と状況、情勢の推移を見ながらの配置でございまして、当日の情勢の展開が必ずしも第九ゲートに車両閉塞と申しますか、車両を横づけにしての警備を要するというふうな判断には立っていませんかつたわけでございます。いづれにいたしましてもこうしたいという教訓がございまして、今度におきましては、こうした面の私どもの体験、また御指摘のような点を生かしてまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 まああなたも答弁をしないで恥ずかしい思いをしているらうと思つても、いづれいづれとこれは問題がある。というのは、この第九ゲートまで警備の手が回らなかつた、こうおつじやりたいような答弁なんだけれども、この第九ゲートというのはまあ天下の險ですね、これは管制塔に行く。ここを押さえれば万夫も開くなしという、これはそういうところなんです。第九ゲートにはもう大群は必要ない、大部隊は必要ない。細いところでありまして、これを突破するに一挙に管制塔に行くんです。ここに地図がありまして、一挙に管制塔へ行く。ここを押さえれば食いとめられる。ですから、私はこの間空港の公団のここに勤めている人からも二、三非公式に話を聞いたけれども、上から見ておつて大丈夫だと、来たけどあそこ第九ゲートで押さえてくれると

思つておつたら、あつという間に突破されてきた。第八ゲートの方もそうですが、ゲートのことについてそういうことを言つておりますよ。私は、ですからこれはいづれにしましてもそういう教訓をとらなければならない。これは警察の内部ではどういふふうにこの問題の責任というものは問われておりますか。

○説明員(近藤恭三君) この第九ゲートからの事態の展開につきましては、それなりの警備措置をとつて十五人を検挙いたしておるわけでございます。したがうしまして、それは責任をどういふときに議論するという段階ではなく、むしろやはりそれは今後において生かすべき教訓として私どもは受けとめるべきであるというところで、今後の措置を検討しておるわけでございます。

○内藤功君 次の第三番目は、さつきから話が出ています第八の二ゲートですね、第八ゲートの問題です。この集団はたしか機動隊の宿舎の横を通つてきたんだけれども、そのついでに機動隊の宿舎の中に火炎びんを投げ込んで、悠々と行列をなして空港へ空港へと歩いてきたわけですね。これはテレビにも一部出ていますし、新聞の報道写真にも実に余裕たつぷりの歩き方で歩いてきているわけですね。これが空港の建物の至近距離にまで全く規制をされておられません。しかも第八の二ゲート付近の空港駐車場の横を通るときに、機動隊員がそこに待機しながらこれに対して規制を加えないでやり過して、おるんですね、やり過して。これもまあ私空港職員の方から聞いたんですが、ビルの中から見てみると、まあ警官の数の方がこの暴力集団の数より多いから、あの駐車場のところへ来たからつかまえてくれるらうと思つて待つておつた。そうしたらその場はもうすうと通つてしまつた。機動隊が動き出したのは京成の成田駅から上つた空港内の十字路で火炎びんを投げ出して初めて出動している。これは結果的には出動したけれどももう非常に遅く、空港ビルのもう本

当に近くになつて出てきている。これまた警察の運用から言つて大変消極的な、われわれ絶対納得のできない規制のやり方であります。私はこういうようなことが根本的に改められなければ、どんな法律をここにこでつくつたつて、ここが改まらなや、暴力集団の規制だとか、それから成田の安全だとか、あるいは成田に限らず、全国の大学の安全、われわれもこれ強く主張しています。こういう暴力集団の規制はできないかと思うのです。これはどういふふうに説明しますか、また反省をされているのか、教訓を導き出しているのか、伺いたいと思つたので、これもまた警察の重大な責任問題ですね。これはどうですか。

○説明員(近藤恭三君) 八の二ゲートの問題についての御指摘でございますが、この付近に配備いたしております部隊は、違法集団の接近を阻止するためにB地区と言はれるところに転進を阻止した態勢をとつていたのでございまして。そのときに八の二ゲート付近の第三駐車場に多数の機動隊がおつたわけですが、これが侵入してきた違法集団に措置がとられなかつたんじゃないかという御指摘でございますが、この部隊は次の任務につくためにこの場所が集結しつゝあつた部隊でございまして、まだ態勢が整わない時点でのこの八の二ゲートが突破されたためにすぐには対応ができなかつたわけでございますけれども、その後態勢を速やかに整へまして、違法集団に対応して規制、排除に当たつたというところでございまして。いづれにいたしましても、こうした状況判断というものでございまして、やはり指揮官なり現場に即した指揮をとる者のなすべきことはそれなりには今後に生かしたいというふうに思つております。

○内藤功君 これも情けない話だと思つたのですよ。実際はこの部隊の横を通り抜けるまでこれ黙つて見ておつた。火炎びんを十字路のところへ投げつけられて初めて動き出したというふうな状況ですね。その前に近くに三百人の部隊が歩いて

やってくるのはもうわかるはずなんですから、なぜ態勢がとれなかったか。ほかへ行く任務があるからにわか態勢がとれなかった。ほかへ行くような支度をしておれば、すぐ臨機応変に動けるじやありませんか。こういった点が非常にこれまた初步的な私は重大な誤りを犯していると思うんですね。

それから四番目はマンホールの問題です。これは具体的にお聞きしますが、まず空港からもらった地図の中にマンホールの記載がなかったと。あのマンホールというのは第四インターがひそみ、そこから管制塔に突入をしたそのマンホールの図が空港公園からもらったそのマンホールと。したがって、直前においてチェックをしなかったんだと、こういうふうには言っておりますが、この考え方はいまでも同じなんです。こういう認識なんですか。また、これからどういうようなあなた方は教訓を導き出しているのか。もう地図の上でないのは、現実に現場にあったマンホールなんか見ないというふうなのが警察から、世の中ではこの話を聞くとみんな非常にあきれ返っている、これでは一体本気でどうして治安の維持に当たっているんだらうかという声も聞かれますよ。これはどういふふうにお答えになるのか、ということですね。

○説明員(近藤恭二君) マンホールについての御指摘でございますが、警察といたしましてはこうした図面を根拠にして措置をいたしますと同時に、当然警察としての職責上周辺の十分な徹底した検索をいたしまして、必要な措置がとり得るようになさなくてはならないわけでございます。その面で私も十分反省をいたしております。

○内藤功君 五番目の問題が管制塔の玄関の問題です。これは管制塔への侵入経路についてはいろいろ言われておりますが、その侵入経路はどういう経路から来たというふうな段階で見えておられるのか、これを明らかにしてもらいたい。

○説明員(近藤恭二君) 侵入経路はいまの段階でまだ必ずしも全部が明らかになっておりませんの

ですが、京成の成田駅のそばのマンホールからあらわれた暴徒が管制塔に入ったというふうに承知をいたしております。

○内藤功君 正面から入ったのか裏から入ったのか、これはどうなんですか。建物の正面からか、裏からか、どういふ認定なんですか。

○説明員(近藤恭二君) 建物の正面玄関でございます。

○内藤功君 正面玄関のドアがロックされていたんだけれども、警察官が、私服が二人、制服が二人あけると激しくドアをノックしたんでガードマンがやむなくかぎをあけた。そのときに警察官について暴力集団が入った、こういう報道がなされております。これはまだ当委員会では質問になっておりませんので、私がここで疑問に思っているんです。四月七日の新聞です。つまり暴力集団が近づいてきた、しかし、正面玄関のロックがしてなかったんで、ガードマンが中から締めた、締めておったところが警官が表からたたいた、そこで、警官がたたきこんで、あけると言うのですから、後ろに暴力集団がいて警官があけると言うのであつた、そこで警官が入った、それについて暴力集団が入った、こういう報道がされている。これは私重大なことだと思ふんです。重大な問題だ。これは、私関係者に何人か聞いてみた。この記事は千葉地検の調べによると書いてあります。

そして、私関係者に聞いてみたらそうなんだと。警察官があけると言うことであつたんだと、警察官があけると言ったら後ろにだれがいてもあけざるを得ないのが公団の立場ですと、こう言っております。重大な問題です。これはどうなんですか。

○説明員(近藤恭二君) ただいまのロックの問題ですが、暴力集団が近づいてきたためにガードマンがロックをしたというところまでは御指摘のとおりでございます。その後警察官が外から来てあけると言ったというのは間違ひでございます。そのときの状況は、ロックしたところ外の方に火災びんで暴徒が、みずからの火災びんでみずから火

だるまになつてゐる者がおりまして、それを見て警察官が中からあけると言つて外へ飛び出しまして、これを逮捕いたしますと同時に保護をして管理棟の中に連れ込んだというのがそのときのロックを解除した理由と状況でございます。

○内藤功君 そうすると、中からガードマンがかぎをかけた、それからどうなつたんですか、それからどうしてそれがあいたんですか。

○説明員(近藤恭二君) 中で警備をしておりました警察官が外を見ますと、外の方に火だるまになつた暴徒がおりますので、これを救護しかつ所要の措置、まあ逮捕するといふ必要がございますので、あけるように指示をしてガードマンにあけてもらつて外に出て逮捕いたしました。確保したといふことですが、保護兼逮捕でございますが、確保して中に連れ込んでおります。そういう次第でございます。

○内藤功君 なぜその火だるまになつた暴力集団を中から飛び出して警察官が助けなきゃならぬのですか。

○説明員(近藤恭二君) 暴徒につきましては、可能な限り警察としては逮捕することにいたしました。つまり、火だるまになつた人がおりますればこれは人命の救助といふ措置をとることにいたしました。おります。

○内藤功君 そちらあたりが胸に落ちないんですね、そういうところの態度が。そうして中に連れ込んでそれからどうしたんです。その火を消してやつて、警察官が中へ連れ込んで、そのときはあけると言つたんですか。連れ込んでどうしたんです。

○説明員(近藤恭二君) 管理棟の中へ連れ込みまして、管理棟の中で通じております空港警察署の方に引致をいたしております。

○内藤功君 これは四月七日の——新聞名は朝日新聞ですね、これに地検の調べによつてガードマンがガラスドアのかぎを締めて「緊急サイレンを鳴らしに走ろうとした時、玄関外で私服警官と制服警察四人が「開ける、開ける」とドアを激しく

たたいた。このためガードマンがやむなく外側のドアのカギを開けたところ、すぐその後には過激派がくつついてきた。ガードマンは内側ドアのカギをかけ直そうとし、ドア越しに乱入組と押し合つて阻止しようとしたが、内部に入った警官四人はそのままどこへ逃げ込んでしまった」こういう記事であります。地検の調べをもとに述べているんですね。私はこういった点も非常に警察官の当日の態度として疑問を投げかける問題だと思つた。これはあなたの方の方はこれが事実だとしたらば重大問題ですから、なかなかお認めにならないだらうことは私も想像できるけれども、きわめてこれは重大な問題だ。いまの御答弁でも非常に胸に落ちない。中からあけると言つて飛び出して、火を消して連れてきてというふうなことも、なかなか私理解に苦しむところです。

もう一つ、六番目は、管制塔の玄関の問題と、それから内部の問題を最後にお聞きしておきたいと思ふんです。それは、例の暴力集団がエレベーターを使って十四階に行つて、そして警察官もそれよりややおくれて十六階に先上つたと、この十六階に上る途中に十四階で火災びんの投げられた跡を確認しておるわけですか。ここに私入手をした写真がありますが、火災びんがぶつつけられた跡が非常に歴然とした写真があります。これは警察官のような専門家であれば一見してはつきりわかる火災びんの跡があるんですね。しかも、においも立ち込めておるし、煙もあるし、われわれの素人なら別ですが、警察官が見れば、機動隊が見れば、これはもう火災びんがいままさに十四階で炸裂して、そのにおいと、それからその煙があるというところは、これはもうわかるはずなんです。ここを通過して、そして十六階にすうと行つてしまつた。私はこれは他の同僚議員が質問しておりますが、その答弁も読みましたけれども、それはもう理解に苦しむので、そしてその場で、その場の付近の捜査をなせしないで十六階にそのまま上がつていったのか。さらに、この十六階に行つて、いわゆるキャッツウォークという、幅八十センチ

と言われておりますが、その八十センチのキャツツウオークのところまで達しながら、すぐ下に暴力集団がすでに上がっておりながら、それを見ないで帰ってきた。まあ重装備で回れなかったとか、それから表側にこういふふうにはガラス窓が突き出ているから回れなかったとか、レンジャーの訓練を受けてないからできなかったとか、それじやレンジャーはいつ来たのかという、ずっと後になって来ているわけでしょう。こういうような警察官のやり方、これはこの一つだけなら弁解できますよ。だけれどさっきから私が言っているのは、重なっているんですよ。私はこれについてのいふふにこれは警察としての責任を感じております。またどういふふうなミスが根本の底にあるというふうに考えていますか。こういった点について伺いたいと思っております。

○説明員(近藤泰二君) 事実関係についての御質問でございますが、管制塔に暴徒を追って上がつてまいりました警察官は、十四階のところで御指摘のように火炎びんが投げられた跡を見ているわけでございます。そこでそこから、細かく言いますと、北側の非常口が外からロックされておる。南側のマイク口通信室と南側の非常口がはいっているというふうなことで、そこから十六階に上がったわけでございますけれども、管制室には、のぞいてみますと若干の煙が見えたが、室内にはだれもない、異状がないという状況でございましたので、これは十六階で暴徒たちが火炎びんを投げたのをうきをいたした後に、すぐに下の方に逃走をしたというふうには判断をいたしまして、十六階にもおりませんし、したがって下の方の検索に直ちに移行をいたしましたわけでございます。

なお、十六階に上がります際の外側のキャツツウオークと申されましたけれども、確かに八十センチの本当に狭い突き出しがあるわけでございますが、この場面では、やはり非常に狭い御指摘のような状況でもございますし、また警察部隊がここに上っておりましては反対側の状況は

全く見えないということでもございましたので、いま言った十六階の管制室内にもだれもいない、早く暴徒の逮捕に移らなくちゃならないということの下に、最初のために、最初の時間のそごが生じたわけでございます。その後の時間が若干かかりましたのは、電子ロックをあけようという努力を怠らなしたわけでもございまして、これは嚴重でございまして、警察の機動隊の装備をもつていたしましても簡単にあけようなものでございまして、たので、それをやめて、また先ほどのキャツツウオークと言われました状態のところを通過して、窓から突入をして犯人全部を逮捕したという状況でございまして、御指摘のように時間がかかっております。いずれにいたしましても、全体としての教訓事項と申しますか、マンホールから出てきての彼らの動きにつきまして、やはり警察というものは生じた事態に対応するというふうなことにどうしてもなりがちなもので、今後はもう少し一つの見逃しがありましてもう一つ実策が講ぜられておったというふうなことになるように、いろんな面で施設の方の防護も含めて対応いたしていく、そういう形で教訓といたしたいというふうに思っております。

○内藤功君 重大な問題なんですね。特にこの機動隊は、十六階まで行った人たちは切斷機のような機器を持って入った人たちはありませんか。

○説明員(近藤泰二君) 十六階に参りました機動隊は、そうした装備も持っていないとおりますけれども、いま申しましたような次第で、中の状況を現認をして、判断をして、そこから離れてほかの警察活動に移ったということでもございまして、

○内藤功君 切斷機のような装備まで持った部隊でありますから、十六階に行つてガラス窓の中からこういう管制室をのぞいたら、人がいないわけですね、人がいない。つまり職員もいないというのであればそこから帰ってくるのじやなくて、そこにやっぱりガラスを破壊するなりして中に入つて、そこで待機をしている、そうすれば下から上がつてくる人は一人ずつくるわけですからそこで

始末をすることができなければならないです。一挙にみんなだわつとくるわけじやないんですから。そういうこともこれは大きなやはり重大な手落ちである、ミスだ。それから切斷機は持っているけれども命綱を持っていない。それからこの間公団に聞いたところでは、あの八十センチのキャツツウオークというのは窓ガラスをふくためにつくつてあるものだ。つまり窓ガラスをふくためには恐らく使つてしようけれども、あそこでもつてちやんと窓ガラスを外からふく方がいるわけですね、そういう職員の方が。そういう点からいくと私は警察官があの場でもつて下がつてしまつた。これは警察官がそういうふうにいる後でもつて弁解することは、これは許されないわけですね。結果的には、もうすぐ下にいた者を見逃してしまつたわけですから、これはもう相当深刻な責任問題だと思ふんです。以上の六つの問題の最後の問題であり、かつ、これは国民に新聞の写真なんかでも広く知られていく問題ですから、これはあなたの方で、いまばくの言つたことに対してはこういうふうな理由でできなかったんだというふうな返答ができますか、どうですか、これ。

○説明員(近藤泰二君) 先ほどの私の御答弁で誤つておりましたので訂正をさせていただきます。と思ひますが、切斷機につきましては持つていておりません。ただ、重装備でございまして、体を動かさなければならぬことはありますけれども、最初あのキャツツウオークから姿をあらわした機動隊は切斷機がないというところでございまして、いま指摘を後の方から受けましたので、おわびして訂正をいたします。

なお、現場に機動隊が姿をあらわして、すぐに対応ができなかったといういろいろな御指摘につきましては、私も今後には教訓として生かしてまいりたいというふうに思つております。現場の状況としては、中に姿が見えず、そうして向こう側の状況もわからないということで、犯人を逮捕するために犯人の姿を求めるといふことが先にたつて

てそういう行動をとつたわけでございますので、この辺も今後には教訓として生かしたいと思つております。

○内藤功君 以上六点、私は繰り返しません、これは偶然のミスが六つ重なつたんじゃない、警察全体のやはり姿勢というものが真剣に現行制度、現行法をぎりぎりいっぱい行使して、そうしてその任務に当たるという状況にまだ至っていない、私はいまの答弁で判断せざるを得ないです。したがって、私はこの新法をやはりこれを可決するに熟していない、まず警察のこの態度というものを改めるようにわが政府はこれを改めることを尽くすことだと、私はそういう感じを強くするわけなんです。しかも、この三月二十六日以降本日まで一カ月半という中にあるような事件起きています、この中でも反省するといふ警察は言われるけれども、それも見えないですね。たとえばあのトラックですね、第八、第九ゲートを突破してきたトラックは押収したわけでしょう。これはいまどういふふうにしていきますか。まだ空き地に野ざらしになつたままですか、大事な証拠物。

○説明員(近藤泰二君) トラックは御指摘のように押収をいたしております、別に野ざらしというところではなく、シートをかぶせて保管の措置をとっております。

○内藤功君 そういうのを野ざらしと言ふわけなんです。シートをかぶせるのはあたりまえのことであつて、それ野ざらしですね。

それで、このナンバーは消してあつたんですね。だとすれば、この消したナンバーは、警察庁の科学研究所に行けば、これはもとどおり復活してナンバーを読むことができますと思ふんです。これはナンバー及び所有者を確認したんです。それから、このトラックは恐らくばくは盗難車だと思ふんですよ。そういった点は調べたんですか。

○説明員(近藤泰二君) これは盗難車でございま

す。ナンバーはまだ判明いたしておりません。

○内藤功君 ナンバーはまだ判明してないと、これはさっき言ったように、おたくの科学研究所、ぼくが行ったときにそういうことを聞いたことがありません。これはもうきちんとナンバーをはっきりさせて、所有者を明らかにすればその車がどこから来たかということも明らかにすることができ、こういうこともやらないんだね。

それから最近、少し細かい話になるが、食料品屋さんとか建築現場とかからの窃盗事件が非常に多い。どういふものか。いわく空きびんだ、あるいは鉄パイプだと、こういうものが盗まれる事件が頻発しているけれども、これはどういふふうな対処をしているのか、こういう問題ですね。

○説明員(近藤恭二君) それぞれの府県の警察本部から各署の活動を通じて防犯的な措置と申しますか、こういう際に空きびん等の盗難が極左暴力集団の火炎びん等に使われるおそれがあるというふうなことで注意を促がし、またそういう結果によつて、こういう盗難と申しますか、空きびん等がなくなりまして、盗難に遭いましたというこの届け出が頻繁に来るようになったわけでございます。いままではほとんどなかった届け出が、たくさん出てきたというの、やはり私も防犯的にそうした措置をしPRをししている結果であるというふうに一面では考えております。

○内藤功君 それじゃ今度はあれはどうです。その後反省をしていろいろ工夫をこらしていると言われども、このところ京成電車の例の放火事件、それから今度は、空港に勤めている方のお宅だというのが、民家に放火をしたということが出ておった。これはどういふ方かわかりませんが、そういうような事件が行われている。警備は依然として、新しい法律がそのうちできるのだからというので前と同じようなこういう警備を行っているのじゃないのかとわれわれには思われてならない。こういう事件が頻発する。一体三月二十六日以後に、事件を未然に防止するための真剣な態勢を尽くしているのかどうかという点が疑問に思えます。

てなりません。この二件はどうですか。

○説明員(近藤恭二君) 三月二十六日の事件以降におきまして、各所におきまして御指摘のないいわゆる放火グリラと申しますか、非常に危険な事案が生じております。こうした面につきましては、警察といたしまして地域の責任があるわけでございますので、十分防犯的な措置を講じてまいっているわけでございまして、何分どこを目標にしてグリラが生じていることはなかなか想定できにくいわけですが、その中でも幾らかでも空港施設に関連があるというふうなことが考えられます向きにおきましては、警察としても十分なパトロールその他の警戒をし、またそれぞれの事業所あるいはねらわれやすいと思われるようなところの自主的な防犯の措置を促しながら、こうした事案の未然防止に努めている次第でございます。いずれにしても、こうしたものは何とか検挙をし、今後類似の事案が生じませんように警察を挙げていまい努力をいたしているところでございます。

○内藤功君 私は先日の予算委員会でも、本当に真剣に対処すればいいんな知恵が出てくるのであつて、一万何千という大軍というか、大部隊を集めてそれが役に立たないのじゃなくて、ちゃんと頭を使って計画を緻密に立てて、警察官の訓練もやる、そういうことの方がこの事態に対処する根本的な方法だということを指摘しておきました。が、本日に至るも警察側として私は最善を尽くしたというふうには思えない。はなはだ遺憾であるが、こう言わざるを得ない。したがって私は、本法案について、かような法案を出す前に警察を中心とした政府の現行制度におけるぎりぎりいっぱい措置を講ずべきもので、その努力は足りない、この断言せざるを得ないということを申し上げたいと思ふのです。

次の質問に移りたいと思ふます。運輸省にお伺いいたしますが、この法案がわれわれの反対にもかかわらず多数でもし可決された場合には、これがいよいよひとりで歩きするわけなんですが、その場合に、この除去命令とか建物

の使用禁止とかあるいは禁止命令とか封鎖だとかいうような処分、それから暴力主義的破壊活動者ですか、破壊活動者の認定とかいうのは、運輸省設置法の中で運輸省という役所のどういう任務権限にかかわるんですか。これは運輸省という役所の仕事ですか。

○政府委員(高橋孝夫君) 運輸省は航空機の運航の安全及び空港の機能の正常な運営の確保、こういうことをする仕事をいたしております。直轄の二種空港はもちろんでございますが、都道府県でやっております三種空港あるいは成田のような公団建設、管理の空港、これにつきましてそのような運輸省の仕事をしているわけでございまして、そういった観点から、成田空港に離着陸する航空機の航行の安全及び成田空港の機能の正常な運航の確保というところは運輸省の所管でありまして、そのようなことを確保するために特に緊急にしなければならぬ措置があるということになります。ならば、運輸省の所管とされてもやぶさかではない、こういう結論に立つたわけであります。

○内藤功君 私は細かい法律の条文一々挙げませんけれども、この第三条に任務、権限があらわすのがね、これはどこを見ても運輸省の仕事じゃないです。空港の建物の中に入ってきた人に出てもらう、出ていってもらうというふうな空港内の規律は、これは確かに運輸省の仕事でしょう。しかし、空港または航空保安施設あるいは機能を全うするための施設から三三メートルの範囲内で人が現在に住んでいることも含めて家を壊すということ、これはいい悪いは別として、本来運輸省の仕事じゃない、私はそう言いたい。こういう疑問を私はこの部分は指摘しておきたいと思ふます。

運輸省設置法のいまの法律の解釈では、とてもこれは無理な解釈で、やはり役所というものはそれぞれ分限があつて成り立っているわけですから、余りに自分の仕事に合わないことをやるのはこれはいかがかと。たとえば海上保安庁に魚雷をつけてそれで相手の船にぶつ放すというふうな物騒なこと

とは、これは海上保安庁の仕事から見ても許されない、合わない。消防自動車に大砲を据えつけてタックを撃つと言つたつてそれはできないのと同じなんだ。こういうもので非常に法律的に無理があるということ、これは答えは要りません、私は指摘しておきたい。

次は、暴力主義的破壊活動者ですよ。暴力主義的破壊活動者というふうな概念ですが、これは法制局に伺いますか。法制局長さん、こういうふうな概念はほかの法律にありますか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 暴力主義的破壊活動というのが御承知のように破壊法にはございまして、他の法令にはない、こう考えております。

○内藤功君 私の聞いたのは、似たような概念、つまりあなたが足立さんの手伝いをするときに、こういう似た法律もありますよというふうなことを言つて助言をしただろと思う。そういう似たような概念はあるんですか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) やはり一般的にはない、こういうふうに、調べた結果、承知しております。

○内藤功君 前代未聞の本邦初公開の概念です、こういうものは、ですから、こういうものを使うときは非常に厳格でなくちゃいけないですね。常習者というものが刑法及び暴力行為等処罰二關スル法律にありますが、これは参考にしましたか、参考になりませんが、どつちですか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 一応は繰り返して反復する者というふうな形においてとらえようかと、こういう点の検討はいたしました。が、諸般の事情からそれは採用いたしませんでした。○内藤功君 そうすると、一番近い常習者という概念をいま試みにこつちから出してみたんだが、それも参考にならぬと。恐らく類似のものはわが国にない、わが国の法体系にないという問題がはつきりした。

る者というものを認定する資料は、役所はどこが保管をし整理をしますか。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) その点につきましては、認定をするのは運輸大臣の権限でございませう。それから、本日来各省庁からいろいろ御質問があり答弁がございましたように、運輸大臣だけで、運輸省だけでこの法律の施行が完璧にできるわけじゃございませんので、関係各省庁の協力を得て、しかし、決定権は運輸大臣が持っている、こういう仕組みで立法したわけでございませう。

○内藤功君 航空局長、伺いますが、さつき運輸大臣は航空局あたりには行ってありますが、航空局のどういふ部課でこれは取り扱われますか、もし法案ができた場合に。

○政府委員(高橋寿夫君) 航空局の中に新東京国際空港課というのがあります。これが新東京国際空港全般についての仕事をしておる課でございませう。所管としては組織令上その課の所管になると思いますが、まあかなり運輸省としてではない仕事でもございませうので、この法案でもその点は担保をしておいて、三条の十六項に、運輸大臣は権限の行使をする場合には要件、事実につきまして関係行政機関に対し必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとす

る、——ものとするという言葉で書いておりました、その意味では、運輸大臣はもとと暴力主義的破壊活動者に関する資料、あるいはその用に供せられるおそれのある各種の工作物等に関する資料等につきまして、本来的にはデータをもち合わせておりませうので、関係行政機関に對しまして必要な資料の提供をお願いする、そして、認定業務は運輸大臣がするわけでございませうが、認定をするに当たりましてはもう一遍関係行政機関に意見を聞きまして、それでよしと、こうなつた上で認定するという事で、私どもの手元に資料がない、あるいは経験が不足等の点は十六項の規定を活用いたしまして、関係行政機関の間の協力によりまして埋めていくと、こういうふうな運営を考

えているところでございませう。

○内藤功君 もう初めから、局長、十六項に逃げ腰なんです。十六項っていうのは最後に逃げるときは条文なんです。それはまた、反面、これはどういふ行政庁ですか。結局さばり言つて警察でしょう、警察の警備、公安課の資料、あるいはその他の治安関係官庁の資料、公安調査庁だとかあるいは内閣調査室——これはちよつと性格が違ふかもしれませんが内閣調査室、あるいは防衛庁関係の調査の部課など、そういういろいろの治安関係の役所、警察その他ということでしょう、さばり言つて、局長、どうですか。

○政府委員(高橋寿夫君) いま御指摘になりましたところはほかに、たとえば電波妨害等の場合には郵政省とかいろいろございませうが、主としてやはり警察であろうと思ひます。法務省、内調、防衛庁等に行く場合よりも、やはり警察がとりあへず関係資料は一番持つていらつしやうと考へております。

○内藤功君 局長、その場合、資料が警察から来た、その他治安関係の役所から来たという場合に、その見方ですね、まあ頭のいい人がそろつてくるから、警察から来た資料でもすぐ判読できるかもしれないけれども、結局警察の人を出向させてその人にやらせることになりませんか。

○政府委員(高橋寿夫君) やり方につきましては、まだ具体的にどういふスタッフでやるかは決定いたしておりませんが、私どもは原則としてやはり運輸省の職員が判断することにしたと思ひますが、場合によりまして連絡調整のために警察と併任者を置くというふうなことはあり得るかもしれないませんが、主としては運輸省の職員でやりたいと思つております。

○内藤功君 結局、運輸省の仕事といっても、その部分だけは警察や治安関係の役所に資料も人間も占拠されて、占められて、そこに結局左右されてしまふと、要するにひさしを貸し母屋も貸したことになるませんか。その部分に關してはそういうことになりませんか。

○政府委員(高橋寿夫君) 實際的に、判断に至るまでの資料につきましては協力を得るわけでありませうけれども、最終的に認定をするのは運輸大臣でございませうから、形の上、たてまえの上では運輸大臣の権限が完全に行使される。しかしながら、實質的にはかなりのお手伝いをしていただく、こういうことになると思ひます。

○内藤功君 運輸大臣申しわけないですが、そういう話です。結局、実務上のいろいろな事は警察にとられてしまふんじゃないかという心配がこれ国民の中にあると思ふんですね。暴力集団の方から民の中にあります、一般国民の側から。もし間違えて自分が暴力主義的破壊者に入られたらどうしようという疑問は起きてくると思ふんですね。そこらあたりは結局、ぼくはいまのあなたについてどうこうというんじゃないやなくて、運輸大臣運輸大臣と言つてゐることは福永さんのことをぼくは言つてゐるというふうにはとらないうでございませう。

しかし、運輸大臣は相当、どういふ考え方で——警察の不当なこの何というか、運輸行政に対する介入というものがあつたらぬのじゃないかとぼくは思ふんですね。そこらあたりの運輸大臣としてのあんばいですが、これをどういふふうにかへるかという問題です。これは聞く必要がないのかもしれないけれども、やっぱりこれは聞いておきたいと思ふんです。

○国務大臣(福永健司君) 私もこの仕事をだれがやるかというところにつきましては、相当頭を痛くした次第でございまして、私ばかりではなくて、内閣全体がどうするかということでも考えた問題でございませう。まあそこで私も、いずれにしても国会がお決めのなるその御決定に従わなければならぬという事で、確かに私に對して運輸大臣がしよい込んでやらなうやしないやないかというふうなことを言う人たちがいないやないかというふうなことをしよい込まされたんですが、私は進んでそういうのをしよい込まされたんですから、しかも、新しく始まる仕事でございませうから、國權の最高機関たる国会でお決めることになるこ

とに對しては、私は忠実に従わなうやならない。その結果私にということになりや、これは私もあきらめるといふとちよつとまずいんでございませうが、觀念をいたしまして、私がやらなうやならない。これはもう意を決してゐるところでございませうが、まあ平たい話が普通役所間ではいろいろ権限をおれの方へよこせという話はあるけれども、どうもやり切れないからさつちでやれというやうな話はめつたにない、こう思ふわけなんです。現実に、いまそういうことをどうするかという事でございませう。したがつて、私は先ほど申し上げたように、運輸省でということ、新東京国際空港の管理運営等について運輸大臣は当然責任があらうから、これと関連して国会においてこの種のことはそういうこともあれば、運輸大臣がやれとお決めにありますならば、これはもう一生懸命にやらにやいかぬ、こういうふうにかへてお

ります。そこで福永健司しよせんそんなに長く運輸大臣をやつてゐる男じゃないだらうと思ひますが、首になつたら後進者が来て運輸大臣になるであらうまいやうが、先ほどから内藤さんいろいろおつしやいますように、こういうことを考へますと、この新しい情勢のもとにおいて運輸大臣はいままでと違つた非常に大事な仕事の一部を担当するといふことでもございませうから、それにふさわしい者がならなければいかぬといふことであらうと思ひます。果たして、私がそれにふさわしいかどうかについて私も自身よく考へてみなければならぬことと思ふのであります。当面まあそういうことになりましますならば、私は先ほどからいろいろお話をありまして、私は先ほどからいろいろお話をなすほど新しい法律で新しい制度ができたが、あいつはその新しい事態に即応するやうなことをやつたと言つていただけやうにやらなうやならない。実は、それをもういふん頭を痛くしておるやうなところでもございませう。まあこれからどうなるかは先のことでございませうが、余り長くなくて法律も通るかもしれないといふところまで来ておりますだ

けに、私はこの点につきましてはよく考えて、そしてまたどういふようにして仕事が円滑にいくようにやっていくかということについては、私はまだ法律が通っておりませんので何にも具体的に航空局長等にも指示もしておりませんけれども、現実に法律ができましたらば速やかにそれに応ずる措置を講じていかなきゃならない、こういうふうに考えております。

その際に、いま内藤さんおっしゃったように、よそから来た者が、名前とはあれ仕事はとってしまふことになりやせぬかとおっしゃいますが、その点はまあそんなことはないと思いますし、福永健司というやつもそうばやばやしていると思わないのでございまして、一生懸命にそれはやっていた方がいい事態だがまあまだと言っておる次第でございます。

○内藤功君 提案者にはまず伺いますが、順次ほかの方にも伺いますが「暴力主義的破壊活動者」というのは結局どんな認定基準でいくのかという問題ですね。これはあれですか、たとえば十八のセクトが成田にはいるというんですね。その十八のセクトに所属していると思われる人はみんな「暴力主義的破壊活動者」と見るのか、あるいはその人のお友だちだとか、その人につき合っている人もおそれがあるということでおっしゃるのか。いやそれは大事な問題なんです。一般の何にも関係のない人に及んだらこれは大変な問題ですからね。そこそこはきちんとしておかなければ、一番大事な問題、この法律でね。

それから、過去に一遍もそういう第二条所定の暴力主義的破壊活動なるものを行ったことがないが、どうもやりそうだという人も入るのか。その、どうもやりそうだというのは何で判断をするのか。それから、過去一回やっただけでも、もう非常に反省をして、もうこれはやらないでいるという人も、やっぱり過去一回やれば入るのかというふうな問題があるんですよ。当然御見解あつてしかるべきだと思いますので、お伺いしたい。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど矢田部さんの御質問でもこの第二条の問題、大変熱心というか、しつこく質問されました。これは「暴力主義的破壊活動等」ということで定義をここに列挙してございまして。これはまあそれぞれの法律によって犯罪を構成するものでございまして、さつきも正直に申し上げたんですが、まあ私も……

○内藤功君 それはわかっていますから、何で認定するかわざり答えていただきやいい。

○衆議院議員(足立篤郎君) それは、法文化につきましては、これはやっぱり専門家の法制局に依頼をしませんと、なかなかこれ文章でいまおっしゃるような点があるものだから、文章で書くという、これ非常に紛らわしい議論を呼ぶから……

○内藤功君 それはわかります。それじゃ隣に答えさせていただきます。

○衆議院議員(足立篤郎君) こういう書き方をしましたので、ただし、いまの疑わしきかどうかという点になりますと、これは認定の問題だということになります。これを申し上げる以外にないと思います。

○内藤功君 じゃちょっと法制局、あなたの方はどういう認定基準か。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) まあ私もが考えておりますのは、この「暴力主義的破壊活動等」を行うおそれがあると認められる者、これはどういう認定基準かということになるわけでありまして、それにつきましては、まず「暴力主義的破壊活動等」を行って検挙されたことがあると、これが一つであります。それから「暴力主義的破壊活動等」を主張する集団とかかわりを持っているような人、いわゆる団結小屋等に現に居住、宿泊、出入あるいは居住、宿泊、出入したところのあるような方、その他日常の言動などから判断したしまして、「暴力主義的破壊活動等」を行う蓋然性が高いと、こういうことが認定できるような人、こういう人を一応おそれのある者というふうな形で考えて立法したわけでございまして。

○内藤功君 それ歯どめが必要ですね。いまのの言いと、非常にこれは私も、いま私どもの言っている第二点、つまり立法の必要性がないだけじゃなくて、この立法はこれは本当にねらいを定めている暴力集団だけじゃなくて表にいく危険がありますよ、いまのあなたの言いつ放したつたら、これで言いつ放したつたらね。蓋然性なんて言葉はこれはいかにでも解釈できますね。それから、出入なんというのはどうですか。牛乳屋さんとか新聞屋さんとかこれは出入する人いますよ、人が住んでいれば。そういう問題もあるんですよ。どうですか。それから、居住している人の中で家族がA、B、C、D四人おつて、Aさんは暴力集団の一員なんだけれども、Bさん、Cさん、Dさんは同じ同居しておるが、わしや反対だと、住宅事情で一緒に住んでいるという人だつておるんですよ。これも新聞に出ておつた。そういう家庭もあるんですね。人の家庭のことだから詳しく言うことはできないが、そういうことだつてあるわけですね。宿泊だつてどういう用事で宿泊するか、何か物を売りに来てたまたま遅くなつて泊めてくれというときもあるでしょうよ。かわりを持つていっていることだつて、これ重大ですか。きょうの答弁でいまの一番重大じゃないですか。検挙された者、検挙されたつて、反省してもうやらないと、一切手を切った人もこれ亡くなるまでずっとあれですか、一回検挙されれば亡くなるまで暴力主義的破壊活動者になるんですか。いまの点どうですか、まとめて。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) 私がいま列挙した者がすべておそれがある者というわけじゃないんですよ……

○内藤功君 じゃ歯どめをつけなさい、歯どめを。

○衆議院法制局参事(大竹清一君) こういう、たとえばこれまで暴力主義的破壊活動を行って検挙されたことがありますが今後やるのではないかと、こう一応は推定できる。推定できるから直ちにというわけじゃないんですよ、やっぱり継続してやりそうだと、やっただという事実を押さえるよりも、やりそうというところでやはり押さえませんとこの法律の目的を達成できないところ判断いたしておりますので、それは先生がおっしゃいますように、客観的にだれが見てもそうだというように書ければそれにこしたことはないし、それに近づけるべきではございまして、この点につきましては、いま申し上げましたように、蓋然性が高いということを申し上げたが認定せざるを得ないと、しかしながら、かつてやっただからといって直ちにその認定ができるというようには理解していないという点を御了承をお願いしたいと思ひます。

○内藤功君 航空局長ね。出入りした人、居住した人、宿泊した人、かわりを持つていっている人、前にも一遍検挙された人、こういう人の中で蓋然性、つまりやりそうだという判断があなたなりあなたの部下の職員にできますか。できるんですし、うね。できるなら、どういふふうな判断するんです。

○政府委員(高橋寿夫君) これはやはり具体的な一人一人につきましてのデータが来ませんと、どういふふうな判断するかというところもお答えできないわけでありまして、運輸省といたしましては、という私の立場では大げさにいいますと、少し越権になるかもしれませんが、私も、私も運輸大臣がこの法律案の実施を任された限りにおきましては、この衆参両院の運輸委員会御議論のございましたようなことは十分踏まえまして、やはり後刻問題が起らないように十分これは裁判等にもたえるものじゃないといけませんので、その点はもちろん警察の方々ももういった点ではないまでも数々の苦勞をしてきていらつしやいますし、何といひますか、現在の民主主義的法体制のもとでそう過剰防衛的な運用をすることはあり得ないし、また、あつてはならないと考えておりますけれども、その点につきましては民主警察の職員の方々と私も十分意見を交換いたしまして、誤らないように運用することができると思ひます。

○内藤功君 民主警察と言われましたが、警察どうですか。いま法制局が言った、検査が一度でもあった者、かわりを持っている者、宿泊した者、居住した者、出入りした者、その中でやりやうだという者、警察の方が本法の十六項で協力を求められた場合に、いまのおたくの情報量、情報能力で大体判断できるんですか。運輸省はなかなかむずかしいそう。結局あんたのところへいくわけですか、やりそうだと。どうですか。

○説明員(近藤恭二君) 御質問でございますが、警察の立場はもう御承知と思えますけれども、関係行政機関の一員として資料の提供や意見の提出という形で運輸省、運輸大臣に協力すべき立場で、全面的な協力の立場でございますが、いま御指摘の暴力主義的破壊活動者というふうな問題について警察でしっかり認定ができるのかということでございますが、その前提といたしまして、これは蛇足で申しわけありませんけれども、この暴力主義的破壊活動者等が問題になりますのも、この規制区域内の工作物について禁止命令をかける際に、暴力主義的破壊活動者が集まったとき、あるいはそれらが火災びん等製造保管の場所にしたとき、航行妨害の用に工作物等を供したとき、そのときに初めてこういう問題が出てくるわけでございます。暴力主義的破壊活動者というふうによし認定をいたしまして、それ自体、たとえば何か規制取り締まりの対象になるというものはもちろんないわけでございます。こういう問題の地域、いままさに措置を要する工作物について、だれが集まっているか、それを認定するための定義であるわけでございます。そういう立場からいたしますと、私も別に、先ほど法制局の方からございました御説明と何ら変わることはないわけでございますけれども、やはり前歴者、当該セクトの所属者、シンパとか現地行動をとっている者、その中で、もういま活動から離れているとかいうふうな者は、当然その辺の蓋然性の高いと認められる者というふうな御説明ございましたけれども、そういう点で判断をいたしまし

て、やはり問題のまさに空港で暴力主義的破壊活動が行われる場合に問題になるところで、集合——だれが集まれば問題であるかというふうなことに着目をして認定をいたすわけでございます。そういう認定につきましては、現場の状況を十分私も責任を持って認識をし、認定をして、資料の提供をしていけるというふうに思っております。

○内藤功君 そうすると警察庁ね、暴力主義的破壊活動者というもののリストですね、文書の標目は別として、そういうリスト、これを本法がもし仮に施行された場合に、そういうものを用意する、あるいは運輸省が用意することに協力をするということはしますか、しませんか。

○説明員(近藤恭二君) 三条の十六項にございすように、運輸大臣の方で関係行政機関の一員であります私もに対して必要な資料の提供が求められ、あるいは認定の際の意見の提出が求められました際には、それなりの具体的な資料とともに意見を申し上げたいというふうに思っております。

○内藤功君 いや、つくるのかつくりませんかというのはどうですか。

○説明員(近藤恭二君) リストと申しますか、工作物についての認定でございますので、工作物がどのような——ちよつといまの御質問から少し脱線するかもしれませんが……

○内藤功君 脱線しちゃまずいんだ。つくるのかつくりませんか、イエスカノーかで答えてもらいた

い。

○説明員(近藤恭二君) 工作物についてのあくまでの認定について問題になるところでございますので、脱線と申しましたのはむしろ不適当で、脱線ではございませぬから、御説明しております。必要にございませぬ名前を出してまいります。

○内藤功君 航空局に聞きますが、航空局はこの法律が施行された場合に、暴力主義的破壊活動者のリストを用意しておくという考えを持つか持たないか、その点。

○政府委員(高橋寿夫君) これは、暴力主義的破壊活動者をとらえますのはその破壊活動者が集まる工作物等を認定する場合の基礎資料ということであると思ひますので、そういう工作物につきましては常に一覧表などを備えておく必要があると思ひますけれども、人につきましてはやはりバックデータとして使った後はこれは一回ずつやはり更新していくべきものじゃないかと思ひますので、何といひますか、常に破壊活動者のリストを戸籍みたいにしてそろえていくということとは、この本法の趣旨は少し違ふと思ひます。私はあくまでも工作物としてのリストはきちんととおきたいと思っております。

○内藤功君 つくりませんということですね、はつきりと……

○政府委員(高橋寿夫君) 工作物の認定のときに使つてしまひますれば、それはもう何と申しますか、認定材料ということでも金庫にしまつちやえはいんじやないかと思っております。

○内藤功君 警察はどうですか、つくりませんですか。運輸省はこういう答弁。つくるのかつくりませんか。

○説明員(近藤恭二君) 問題になります当該工作物について必要な資料としての氏名等でありま

すならば、必要に応じて作成をいたします。

○内藤功君 常備的にそういうリストをつくるのかつくりませんか。

○説明員(近藤恭二君) 必要な場合に私も必要な資料を提供いたします。そういう法的な義務がございしますので、法的な義務を履行できるように必要の場合には氏名等を明らかにした、ある場合にはそれがリストの表になっていることもあるかと思ひますけれども、必要もないにつくるとい

うふうなことはもちろんございませぬ。

○内藤功君 運輸省からそういうリストの要求もないのに常備的なリストをつくることはないと、こういうことなんですか。

○説明員(近藤恭二君) 警察が警察の本来の仕事としてするのは別といたしまして、この法律に関

してそういうことはございませぬ。

○内藤功君 いや最後に、私はなおいまの質問について非常に危険をやはり感じる。つまり、非常立法的な色彩ですね。なぜかと言うと、暴力主義的破壊活動者というののが法の体系の中に類似的概念を見出せない概念である。これが一点。

それから二番目は、提案者、足立先生自身が自身を具体的に説明できず、法制局の説明があつたわけだが、この説明によると、検査が暴力主義的破壊活動で一回でもあった者、暴力主義的破壊活動者とかかわりを持った者、それと宿泊、居住、出入りをした者と非常に広げて、それをして、あるいは聞いたんだが、蓋然性だと、やりそうだということ。これはばくは非常に広い。なお広いと思ひます。ですから、無関係な人が間違つてこの疑いを受ける危険が一般的にこの法文では去つていない。

三点目は、それを認定する人が、まあ運輸大臣は最後であります。一時的事務的にはその判断は運輸大臣といへども相当程度尊重をせざるを得ないと思ひますが、その事務的な判断は航空局の担当である。航空局自身がこういうものに余りいまでも打ち込んで仕事をしている役所じやないんだ。それで警察の資料に左右されるという問題。こゝらあたりの問題は、われわれ総合して考えてみて、非常にこの乱用のおそれというのが先ほどから強調されておるが、いまの問答を通じて、率直に言ひましてその感を持つのであります。

私は、どうしてもこの法律は賛成できないんです。したがって反対の立場をとりますが、もし、これが多数をもつて可決された場合に、これはやはり歯どめをする必要がある。国民の基本的な権利や自由というのに対して不当な侵害をしないように運用するということ。それからさつきからの答弁聞いていると、行政がむちやなことをやるはずはないとか、むちやをやることはあり得ないと言ひけれども、それを条文中やはり明確にすべきだつたと思ひます。明確にすべきだつた。齒

どもというものは、この答弁では足りないんであつて、条項の中にやはり歯どめの条項をいままらでもいいから入れて、憲法に定めた国民の自由や人権を不当に侵害するようなことをしないと。これはもう皆さん方わかり切つていて言うかも知れないけれども、念には念を入れて、そういう法律だつてあるんだから、仮にあなた方がここで国会の審議に任ずる、憲法に違反しないようにやつているとか言うならば、せめてそのくらい、ぼくはそれだから賛成するということを言うんじやないですよ。せめてそれくらいはやつたりものをなせ出さなかつたのかと思ひますね。それだけの立法ですよ、やつぱりこれは。もうあした通るんだからと、もうさつきはいろいろ一部にだれた空気があつて私は厳しく言うたんだ。あした通るからもういいだろうというんじやなくて、いまからでもそういう国の将来、民主主義の将来、それから一方暴力集団は規制するが一般の人には乱用はしないというために提案者に私は伺いたいですが、そういう歯どめをやつぱり法文上すべきじゃないかと思ひますね。どうですか、そういうような考え方はあなたは持たぬのですか。

○衆議院議員(足立篤郎君) 先ほど来内藤先生からの各関係者にこの暴力主義的破壊活動者というものの認定について御追及がありました。私も実は質問を受けておりませんが、発言させていただこうと思つたんです。内藤先生の追及のしぐりから言いますとね、正直に申し上げて、この暴力主義的破壊活動者と認定されれば直ちに逮捕されて処罰でも受けるのかごとき印象を受けるような御追及になつたわけですね。

○内藤功君 そんなことはありませんよ。

○衆議院議員(足立篤郎君) 御追及になつた。私はそう受け取つた。そうじゃなくて、この法文にありまふと、多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用あるいは火災びんその他爆発物、これを規制するわけでごいまして、ですからその前提として人間が問題になることはもちろんわかります。わかりますが、それは認定でございすけれど、

ども、規制するのはその不法ないわゆる工作物、これを対象にしているわけでごいまして、いま歯どめをせよという御意見でございまして、私はこの法律を通していただくことが本当に日本の民主主義、それで安全を守るゆゑんだというふうに考えています。言うならば、この団結小屋が集中してあります地域はいままで治外法権と言われおつたんです。法治国家の日本におきまして、いかなる理由がありといへども治外法権的な、警察官もつかり一人じゃ入れないというような地区があつていいとは思ひません。ですから、これを何とか処置をつけない限りは、先ほど六項目にわたつて内藤さん詳しく三月二十六日当日の警察のへまといひます。私も現場へ行つてみて、御追及になりました。私も現場へ行つてみて、あなたの御追及になる点はわからぬではないんです。確かに手落ちもあつた私も認めます。しかし、ああいう状態はどうか起つたかと言へば、全国から一万人あるいはそれ以上の人間が集まつてきてこの団結小屋に宿泊し、火災びんを多数製造し、用意をし、そして突撃態勢をとつて押し寄せてくる。警察の対応が悪かつたという御指摘があつたが、仮に警察の対応がよくても、毎日こんなことを繰り返しておつて、これが法治国家と言いましようか。私は基本的に、反対農民と運輸大臣はもう熱心に話をしておりますが、そういう御要求もすいぶん強かつたわけですが、反対農民がいま百二十人とか四十人とかまだ反対者として残つていてと言われておりますが、その中には相当の数の人が内々では政府の話を聞いてもいいという人もあるといううわさも聞いております。これはうわさの範囲を出ませんからここで確言はできませんが、ところがうっかり承知すれば火をつけれんかという……

○内藤功君 質問外のことを言つちやいかぬな。

○衆議院議員(足立篤郎君) いや、私は意見として申し上げてゐる。

○内藤功君 意見はまた後で聞きますよ、質問に答えてください。

○委員長(三木忠雄君) 答弁簡単にしてください。時間超過しております。

○衆議院議員(足立篤郎君) ですから、こういう事態を何とか防がなきゃならぬので、いま内藤さんが御指摘になつた警察の手落ちも一部あつたことは私も現場を見て認めますが、これは仮に万全を期したとしても、毎日こういう争ひを繰り返したんじやどうしようもない。そこで、少なくとも治外法権と言われるような団結小屋を何とか使用禁止なり封鎖なり、場合によつてやむを得ぬ場合には除去すると、この法的根拠がどうしても欲しい。それでなければ安全が守られないと、かように考えて提案したので、私は、もっと自由を保障するために規制をしたらどうかと言ひますが、う精いっぱい最小限度に止つた立法をしたと、立法案を出したということをご理解いただきたいと思ひます。

○委員長(三木忠雄君) 内藤君、時間が来ておりますので。

○内藤功君 いまそういうことを言われるからやめようと思つたが、聞きます。

そうすると、警察の警備の六点到つたるいろいろな問題点をあなたは認めたと言つたですね。そうするとこの新立法をつくつたつて、こういう根本の警察の態度が改まらなければ、これは幾ら新立法をつくつたつて新立法だけじゃこれは暴力集団の抑制にはなりません。これはわかるでしよう。

○衆議院議員(足立篤郎君) 私は全部をあなたのおっしゃるとおり警察のへまを認めることは申しません。一部は確かに御指摘のような点ですが、私も現場見てあつたと思ひます。ただ、いま申し上げたように三十幾つ、まあ私はたとへば悪いかもしれぬが、ハチの巣をそのままにしておいてハチだけ追つ払つてもこれ解決はしない。もちろん反対農民の了解を得るような努力は必要です。ですが、やつぱりこの際国民全体の安寧と秩序、福祉、そして航空の安全を守るために一万数千人も毎日警官を動員して守るなんていうことは不可能でございすから、これはやつぱりできる限りの

処置をとりたいて、こういう意味の立法でございす。

○内藤功君 委員長。

○委員長(三木忠雄君) 内藤君、時間が来ました。

○内藤功君 新立法だけじゃこれはもうだめでしょう。新立法だけじゃだめだ。

○委員長(三木忠雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(三木忠雄君) 速記を起して。

○内藤功君 新立法だけじゃだめだ。もうこれは警察の基本的姿勢を変えなきゃならぬということでありす。これが一つ。

もう一つは、私は暴力主義的破壊活動者の範囲を拡大しているのがどうのこうの、それから暴力主義的活動者がすぐ処罰されるからどうのというふうに言つたんじやないんです。これは暴力主義的破壊活動者が集合の用に供したり何かするうちは除去される、あるいは使用禁止される、そういう使用禁止や除去というものに注意しなきゃならぬと、慎重なくちやいかぬという歯どめが必要じゃないかと、こういう質問をしたんです。あなたの全然答えがすりかわつてゐる。大分長く言つて委員長から御注意を受けなければ、そつちの方に對する御注意なんだ。私、誤解のないようにこれ一つ言つておきます。また答弁すれば私やりますが。

○委員長(三木忠雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時五十八分散会

昭和五十三年六月一日印刷

昭和五十三年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K